

昭和四十六年法律第三十四号

預金保険法

目次

第一章 総則（第一条―第二条）	
第二章 預金保険機構	
第一節 総則（第三条―第八条）	
第二節 設立（第九条―第十三条）	
第三節 運営委員会（第十四条―第二十三条）	
第四節 役員等（第二十四条―第三十三条）	
第五節 業務（第三十四条―第三十七条の二）	
第六節 財務及び会計（第三十八条―第四十条）	
第七節 監督（第四十五条・第四十六条）	
第八節 補則（第四十七条・第四十八条）	
第三章 預金保険	
第一節 保険関係（第四十九条）	
第二節 保険料の納付（第五十条―第五十二条）	
第三節 保険金等の支払（第五十三条―第五十八条の三）	
第四節 資金援助（第五十九条―第六十条）	
第三章の二 資金決済に関する債権者の保護（第六十一条―第六十九条の四）	
第四章 預金等債権の買取り（第七十条―第七十三条）	
第五章 金融整理管財人による管理（第七十四条―第九十条）	
第六章 破綻した金融機関の業務承継（第九十一条―第一百一条）	
第六章の二 金融機関の特定回収困難債権の買取り（第一百一条の二）	
第七章 金融危機への対応（第一百二条―第一百二十六条）	
第七章の二 金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置（第一百二十七条―第一百二十九条）	
第八章 雑則（第一百二十七条―第一百四十条）	
第九章 罰則（第一百四十一条―第一百五十三条）	
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

（金融機関の自主性の尊重）

第二条 この法律の運用に当たっては、金融機関の自主性を尊重するよう配慮しなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

九 株式会社商工組合中央金庫

二 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金

二 定期積金

三 銀行法第二条第四項に規定する掛金

四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

五 長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定仕債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第二項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定により発行される債券を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二十三号）第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。第五十八条の二第一項及び第七十三条第一項において「長期信用銀行債等」という。）の発行により払込みを受けた金銭

六 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

七 この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻し（預金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。）を停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。

八 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法第十三条に規定する銀行持株会社

二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の十七第二項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第五十二条の十七第一項の認可を受けた会社

三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社（長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子

会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第十六条の二の四第一項の認可を受けた会社

五 前各号に掲げる会社以外の会社（銀行及び長期信用銀行を除く。）で銀行又は長期信用銀行（第三百三十五条第四項を除き、以下「銀行等」という。）を子会社（会社がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることのできる事項の全部につき議決権を行使することのできない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び第十三項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。以下この号において同じ。）とするもの又は子会社として

六 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時に議決権を行使することができ、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。）、劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が附された社債であつて、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ。）又は優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。

七 この法律において「株式等」とは、優先株式以外の株式及び優先株式等をいう。

八 この法律において「優先株式等の引受け等」とは、優先株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が附された金銭の消費貸借であつて、金融機関又は銀行持株会社等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。）による貸付けをいう。

九 この法律において「株式等の引受け等」とは、優先株式以外の株式の引受け又は優先株式等の引受け等をいう。

十 この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされない

こととなつた場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされなかつた額の一部を補填することという。

11 この法律において「付保預金移転」とは、破綻金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に第五十四条第一項から第三項まで（同項の規定を第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条の二第二項の規定（以下「保険金計算規定」という。）により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの（事業の譲渡又は譲受け（以下「事業譲渡等」という。）に伴うものを除く。）をいう。

12 この法律において「被管理金融機関」とは、第七十四条第一項若しくは第二項又は第百十條第二項の規定により、第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。

13 この法律において「承継銀行」とは、事業の譲受け、付保預金移転、合併又は会社分割（以下「事業の譲受け等」という。）により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構の子会社（預金保険機構がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。以下同じ。）として設立されたものをいう。

第二章 預金保険機構

第一節 総則

（法人格）
第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）
第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

（名称）

第六条 機構は、その名称中に預金保険機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に預金保険機構という文字を用いてはならない。

（登記）

第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

（発起人）

第九条 機構を設立するには、金融に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

（定款の作成等）

第十条 発起人は、すみやかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び出資に関する事項
- 五 運営委員会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

（設立の認可）

第十一条 発起人は、前条第一項の募集が終わつたときは、すみやかに、定款を内閣総理大臣及び財務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（事務の引継ぎ）

第十二条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

（設立の登記）

第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたとき

は、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三節 運営委員会

（設置）

第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（権限）

第十五条 この法律（第一章、第二章、第五章及び第九章を除く。）で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び資金計画
- 四 決算
- 五 その他委員会が特に必要と認める事項

（組織）

第十六条 委員会は、委員八人以上並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員四人以内を置くことができる。

3 委員会に委員長一人を置き、機構の理事長をもつて充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 委員会は、あらかじめ、委員及び機構の理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員等の任命）

第十七条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて任命する。

（委員等の任期）

第十八条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員等の解任）

第十九条 機構の理事長は、委員等が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、内閣総理

大臣及び財務大臣の認可を受けて、その委員等を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができなかつたとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

（委員等の報酬）

第二十條 委員等は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第二十一条 委員会は、委員長又は第十六条第五項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員、議事に関係のある臨時委員及び機構の理事のうち半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員長、委員、議事に関係のある臨時委員及び機構の理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 内閣総理大臣及び財務大臣がそれぞれ指名するその職員は、第一項の会議に出席し、意見を述べることができる。

4 日本銀行政策委員会が指名する日本銀行の理事は、第一項の会議に出席し、意見を述べることができる。

（委員等の秘密保持義務）

第二十二条 委員等は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員等がその職を退いた後も、同様とする。

（委員等の公務員たる性質）

第二十三条 委員等は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（役員）

第二十四条 機構に、役員として理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第二十五条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣及び財務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十六条 役員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 役員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、役員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその役員を解任しなければならない。

(役員の任期)

第二十七条 役員の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員の任期が満了したときは、当該役員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員の欠格条項)

第二十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十九条 内閣総理大臣は、役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣は、役員が第十九条各号の一に該当するに至ったとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第三十条 役員（監事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第三十一条の二 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又

は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。（役員等の秘密保持義務等）

第三十三条 第二十二條及び第二十三條の規定は、役員及び職員について準用する。

第五節 業務

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次章第二節の規定による保険料の収納
二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務

四 第六十九条の三の規定による資金の貸付け
五 第四章の規定による預金等債権の買取り
六 第七十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務

七 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務
八 第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りその他同章の規定による業務
九 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務

十 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務
十一 第二百二十七条第一項若しくは第二百二十八条において準用する第六十九条の三又は第二百七条の二若しくは第二百二十八条の二の規定による資金の貸付け及び第二百二十八条の三又は第二百二十九条の規定による資産の買取り

十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章第四節、第五章第二節及び第六章第二節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務
十三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財

人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務
十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第三十五条 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関等（第二百六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下この条、第二百二十二条第一項、第二百二十三條第二項及び第三項並びに第二百二十五条第一項において同じ。）、金融機関代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方をいう。以下同じ。）、又は電子決済等取扱業者等（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者、信用金庫法第八十五条の三の二第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 日本銀行、金融機関等、金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関等、金融機関代理業者又は電子決済等取扱業者等の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

(業務方法書)

第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を

受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、保険料に関する事項その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告又は資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、次の各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

一 第三十四条第一号 第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関（当該金融機関を所屬金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所屬信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。以下同じ。）とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方及び当該金融機関を委託金融機関（銀行法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行、信用金庫法第八十五条の三第二項第二号に規定する委託信用金庫及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者等を含む。次号において同じ。）
二 第三十四条第三号、第七号若しくは第九号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関又は銀行持株会社等
三 第三十四条第十号、第十一号若しくは第十三号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関等（第二百六条の二第二項に規定する金融機関等をいい、当該金融機関等を所屬金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方及び当該金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、当該金融機関等を所

属保険会社等（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十四項に規定する所属保険会社等）をいう。以下同じ。）とする生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。以下同じ。）及び損害保険募集人（保険業法第二条第二十項に規定する損害保険募集人をいう。以下同じ。）並びに当該金融機関等を所属金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）又は特定持株会社等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。次項において同じ。）

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた金融機関等又は特定持株会社等は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3 機構は、次に掲げる者（第三号及び第四号に掲げる者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人を含む。以下この項において「対象者」という。）及び対象者であつた者に対し、破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者（当該破産手続開始の決定を受ける前において銀行等であつた者に限る。以下この項、次条及び第二百四十五条第一項において同じ。）若しくは特別監視金融機関等（第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいい、破綻金融機関を除く。以下この項において同じ。）の業務及び財産の状況（対象者であつた者について、その者が破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者又は特別監視金融機関等の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者若しくは特別監視金融機関等及び第三号若しくは第四号に掲げる者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。この場合において、機構は、他の法令に基づき当該破綻金融機関若しくは破産手続開始の決定を受けた者の財産を管理し、又は処分する権限を有する者による当該権限の行使を妨げてはならない。

一 破綻金融機関又は破産手続開始の決定を受けた者の理事、取締役、執行役、会計参与

（会計参与が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員を含む。次号及び第八十一条第一項において同じ。）、監事、監査役及び会計監査人（会計監査人が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員を含む。同号及び同項において同じ。）並びに支配人、参事その他の使用人

二 特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者を含む。）日本における代表者、会計参与、監事、監査役及びこれらに準ずる者並びに会計監査人並びに支配人、参事その他の使用人

三 破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（破綻金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方又は破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等

四 特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（特別監視金融機関等である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、特別監視金融機関等を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人又は特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者

4 機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

5 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行うため特に必要があると認め要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第三十七条の二 機構は、破綻金融機関又は破産手続開始の決定を受けた者（以下この項において「破綻金融機関等」という。）の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人（破綻金融機関等が監査等委員会設置会社である場合にあっては取締役、会計参与又は会計監査人、破綻

金融機関等が指名委員会等設置会社である場合にあっては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、破綻金融機関等が第六十六条第二項に規定する信用金庫等である場合にあっては、理事、監事又は会計監査人）又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。この場合において、機構は、他の法令に基づき当該破綻金融機関等の財産を管理し、又は処分する権限を有する者による当該権限の行使を妨げてはならない。

2 機構は、その役員又は職員が前項の措置に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせ、当該報告があつたときは告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

第六節 財務及び会計
第三十八條 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
（予算等の認可）

第三十九條 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（財務諸表等）

第四十條 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣及び財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣及び財務大臣に提出するときは、これに従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、内閣府令・財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（区分経理）
第四十條の二 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条各号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）

二 第一百七条第一項の規定による株式等の引受け等に係る業務、第二百二十二条第一項の規定による負担金の収納、第二百二十六条の十九第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第二百二十六条の二十二第七項において準用する第一百七条第一項の規定による特定株式等の引受け等（第二百二十六条の二十二第二項に規定する特定株式等の引受け等をいう。第二百二十六条の二第一項第一号及び第二百二十六条の二十一第一項において同じ。）に係る業務、第二百二十六条の三十一又は第二百二十六条の三十八第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。第二百二十六条の二第一項第二号において同じ。）に係る業務、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の三十二第二項に規定する追加的特定資金援助に係る業務、第二百二十六条の三十五第一項又は第二項の規定による出資に係る業務、第二百二十六条の三十七において準用する第九十八条第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第二百二十六条の三十七において準用する第九十九条の規定による損失の補填に係る業務、第二百二十六条の三十九第一項の規定による特定負担金（同項に規定する特定負担金をいう。第二百二十三条から第二百二十五条までにおいて同じ。）の収納、第二百二十七条の二第一項又は第二百二十八条の二第一項の規定による資金の貸付けに係る業務並びに第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十七において読み替えて準用する第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務

（責任準備金の積立て）
第四十一條 機構は、一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(借入金及び預金保険機構債)

- 第四十二条** 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができ、この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。
- 2 機構は、前項に規定する業務を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができ、
- 3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。
- 4 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができ、
- 5 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 6 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 7 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。
- 8 会社法第七百五条及び第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。
- 9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第四十二条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の機構債に係る債務の保証をすることができ、

(余裕金の運用)

- 第四十三条** 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有
- 二 内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他内閣府令・財務省令で定める方法
- 第四十四条** この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。
- 第七節 監督**
- 第四十五条** 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣が監督する。
- 2 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができ、
- (報告及び検査)
- 第四十六条** 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第八節 補則**
- (定款の変更)
- 第四十七条** 定款の変更は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (解散)
- 第四十八条** 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。
- 第三章 預金保険**
- 第一節 保険関係**
- 第四十九条** 金融機関がその業務を営み又は事業を行うときは、当該金融機関が預金等に係る債

務を負うことにより、各預金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該預金等との間に、機構と当該金融機関及び預金者等との間に保険関係が成立するものとする。

2 前項の保険関係においては、預金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

- 一 金融機関の預金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）
- 二 金融機関の営業免許の取消し（信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会にあつては事業免許の取消しとし、信用協同組合又は信用協同組合連合会にあつては解散の命令。第五十五条第二項第一号において同じ。）、破産手続開始の決定又は解散の決議（以下「第二種保険事故」という。）

第二節 保険料の納付

(保険料の納付等)

第五十条 金融機関は、事業年度ごとに、当該事業年度の開始後三月以内に、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができ、

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を免除することができる。

- 一 保険事故が発生したとき 当該保険事故に係る金融機関
- 二 第六十五条に規定する適格性の認定等が行われたとき 当該適格性の認定等に係る破綻金融機関
- 三 第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき 当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関

四 承継銀行又は特定承継銀行（第二百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。第二百一条の二第二項において同じ。）が設立されたとき 当該承継銀行又は当該特定承継銀行

五 第一百一十一条第一項の規定による決定があつたとき 当該決定に係る銀行等

機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、金融機関に対し、

第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

4 機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

(一般預金等に係る保険料の額)

第五十一条 預金等（決済用預金（次条第一項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。）以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下「一般預金等」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）又は株式会社商工組合中央金庫法第三十一条第一項に規定する休日を除く。次条第一項において同じ。）における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）に要する費用（決済用預金に係るものを除く。）の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱（金融機関の経営の健全性に応じてするものを除く。）をしないように定めなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項若しくは第二項の資金の借入れ又は同条第一項の機構債の発行をした場合において、その借入金を返済し、又はその機構債を償還することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

（決済用預金に係る保険料の額）

第五十一条の二 次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

- 一 その契約又は取引慣行に基づき第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること
- 二 その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること
- 三 利息が付されていないものであること

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項に規定する率について準用する。この場合において、同条第二項中「係るものを除く。」とあるのは、「係るものに限る。」と読み替えるものとする。

（延滞金）

第五十二条 金融機関は、保険料をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の保険料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第三節 保険金等の支払

（保険金等の支払）

第五十三条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険事故については、機構が第五十六条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をすることを要とする。

2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した金融機関につき、その発生した後（同項ただし書の規定が適用される場合には、機構が同項ただし書の決定をした後）に当該保険事故に関連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故（第五十七条第一項第二号において「関連保険事故」という。）を含まないものとする。

3 保険金の支払は、機構が、保険事故に係る各預金者等ごとに当該保険事故に係る保険金に相

当する金額を金融機関に預金として預入し、当該預金に係る債権を当該保険事故に係る預金者等に対して譲渡する方法により行うことができる。

4 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めるところにより、仮払金の支払をすることができる。

第五十四条 一般預金等（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般預金等を除く。以下「支払対象一般預金等」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する支払対象一般預金等に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時に現に有するものに限るものとし、同条第四項の仮払金（支払対象一般預金等に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払又は第二百二十七条第一項において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。次項において同じ。）のうち元本の額（支払対象一般預金等のうち第二条第二項第五号に掲げるものにあつては、当該金銭の額。以下同じ。）及び利息等（当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額とする。

5 第一項又は前項の請求は、第五十七条第一項、第二項又は第四項の規定により公告した支払期間内で行うことができる。ただし、その支払期間内に請求しなかったことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

2 支払対象一般預金等に係る保険金の額は、前項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が政令で定める金額（以下「保険基準額」という。）を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達する

るまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 支払対象一般預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 支払対象一般預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、支払対象一般預金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、支払対象一般預金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 支払対象一般預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について前条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第二百二十七条第一項において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しを受けている場合におけるその者の支払対象一般預金等に係る保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び第二百二十七条第一項において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

4 保険事故に係る預金者等について支払われた前条第四項の仮払金の額が、第一項及び第二項の規定による保険金の額のうち政令で定めるところにより計算した額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。

（決済用預金に係る保険金の額）

第五十四条の二 決済用預金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金

を除く。以下「支払対象決済用預金」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する支払対象決済用預金に係る債権（その者が第五十三条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第四項の仮払金（支払対象決済用預金に係るものに限る。次項において同じ。）の支払又は第六十九条の三第一項（第二百二十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）に相当する金額とする。

2 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用預金に關し保険事故に係る預金者が当該保険事故について第五十三条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「第五十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該規定」と読み替えるものとする。

（確定拠出年金に係る預金等の特例）

第五十四条の三 一の保険事故が発生した金融機関の預金者等が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号に規定する資産管理機関（同法第八十一条第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、保険金計算規定にかかわらず、第一号に掲げる金額の合計額から第二号に掲げる金額の合計額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の支払対象預金等（支払対象一般預金等又は支払対象決済用預金をいう。以下同じ。）に係る債権（当該支払対象預金等を有する預金者等が第五十三条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第四項の仮払金の支払又は第六十九条の三第一項（第二百二十七条第一

項において準用する場合を含む。）の貸付けに係る支払対象預金等の払戻しにより現に有しないこととなったものを含む。以下この条において同じ。）のうち確定拠出年金の積立金（確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。第三号において同じ。）の運用に係るもの（次項において「確定拠出年金預金等債権」という。）について、当該運用を指図した加入者等（同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日（以下この項、次項及び第五項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額の部分（次項から第四項までにおいて「個人別管理資産額相当支払対象預金等債権」という。）を当該加入者等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権について保険金計算規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて保険金計算規定により保険金の額とされる金額

前項の場合において、当該加入者等が保険事故日において死亡しているときは、次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に掲げる金額 当該資産管理機関等の確定拠出年金預金等債権について、確定拠出年金法第四十条（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により当該加入者等に係る死亡一時金が支給される当該加入者等の遺族その他の政令で定める者（以下この項、第四項及び第五項において「遺族等」という。）のそれぞれにつき、保険事故日において当該資産管理機関等が金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権（当該加入者等の遺族等

が二人以上いる場合にあっては、政令で定める部分に限る。）及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

二 前項第二号に掲げる金額 当該資産管理機関等の確定拠出年金預金等債権について、当該遺族等のそれぞれにつき、保険事故日において当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

三 第一項第一号の規定により第五十四条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 第一項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の支払対象預金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該加入者等の支払対象預金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

第二項第一号の規定により第五十四条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 第二項第一号の規定を適用する前の当該遺族等の支払対象預金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該遺族等の支払対象預金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

三 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権と当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権に係る元本を先とする。

四 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 第一項に規定する場合において、第五十三条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額（当該加入者等が保険事故日において死亡している場合にあっては、遺族等に係る第二項第一号に定める金額）から第一項第二号に掲げる金額（当該加入者等が保険事故日において死亡している場合にあっては、遺族等に係る第二項第二号に定める金額）を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に積み立てられたものとみなす。

六 第一項に規定する場合における第二項第十一項の規定の適用については、同項中「及び第五十四条の二第一項」とあるのは、「一、第五十四条の二第一項及び第五十四条の三第一項から第四項まで」とする。

（保険事故の通知）
第五十五条 金融機関は、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

二 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一 その旨を機構に通知しなければならない。その監督に係る金融機関の営業免許の取消し又は解散の決議に係る認可をしたとき。

二 その監督に係る金融機関の第一種保険事故の発生を知ったとき。

三 第三百三十七条の二第一項の規定による通知を受けたとき。

機構は、第一項の規定による通知を受けたとき又は前項の規定により厚生労働大臣又は経済産業大臣から通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

四 機構は、第二項の規定により財務大臣から通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

五 機構は、第二項の規定により財務大臣から通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（預金等に係る債権の額の把握）

第五十五条の二 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した金融機関の各預金者等がその発生した日において現に当該金融機関に対して有する預金等に係る債権の額を把握しなければならない。

二 機構は、前項に規定する預金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、金融機関に対し、その旨を明示して、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。

三 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、又は磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

四 第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等は、当該金融機関の求めに応じ、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、又は磁気テープにより、遅滞なく、これを当該金融機関に提出しなければならない。

五 金融機関及び電子決済等取扱業者等は、前二項の規定による資料の提出に必要な預金等に関するデータベース（預金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

第五十六条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

- 一 第一種保険事故に関して第五十五条第一項又は第二項の規定による通知があつたときその通知があつた日
- 二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき その知つた日
- 三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若しくは株式移転又は会社分割に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき その通知があつた日
- 四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若しくは株式移転又は会社分割に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得られなかつたことを機構が知つたとき その知つた日
- 4 機構は、第一項又は前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に関するものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫に関するものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。
- （支払の公告等）
- 第五十七条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所、支払方法その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。
- 一 前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。
- 二 第二種保険事故（関連保険事故を除く。次号において同じ。）に関して第五十五条第一項又は第二項の規定による通知があつたとき。
- 三 前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。
- 2 機構は、前条第三項の規定により第五十三条第四項の仮払金の支払をする旨の決定をしたときは、速やかに、委員会の議決を経て当該仮払金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。
- 3 機構は、前二項の公告をした後に当該金融機関について破産法第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第三百七十七条の二第二項の規定による通知その他の政令で定める事由があつたときは、政令で定めるところにより、前二項の規定により公告した支払期間を変更することができる。
- 4 機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。
- 5 前条第四項の規定は、第一項又は第二項に規定する事項を定めた場合及び第三項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。（債権の取得等）
- 第五十八条 機構は、第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る預金者等に対して保険金計算規定により支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定めるところにより、当該預金者等が金融機関に對して有する支払対象預金等に係る債権を取得する。
- 2 機構は、前項の規定により取得した支払対象預金等に係る債権のうち担保権の目的となつて担保権が消滅するまでを限り、当該担保権の目的となつていない部分に限る。）の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。
- 3 機構は、預金者等に対し第五十三条第四項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額（第五十四条第四項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。）に応じ、当該預金者等が金融機関に對して有する支払対象預金等に係る債権を取得する。（課税関係）
- 第五十八条の二 預金者等がその有する支払対象預金等（第二条第二項第五号に掲げるもののうち割引の方法により発行される長期信用銀行債等に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「預金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に応じ機構が取得する預金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該預金等債権に係る支払対象預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。
- 一 預金 当該預金の利子
- 二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補填金（所得税法第一百七十四条第三号に掲げる給付補填金をいう。）
- 三 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づく給付補填金（所得税法第一百七十四条第四号に掲げる給付補填金をいう。）
- 四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配
- 五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 長期信用銀行債等（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子
- 2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四
- 条の二及び第四条の三の規定の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- （預金等に係る保険金の支払等のための措置）
- 第五十八条の三 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るため、電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。
- 2 電子決済等取扱業者等は、委託金融機関が前項に規定する措置を講ずるために必要な電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前二項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、金融機関又は電子決済等取扱業者等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。
- 第四節 資金援助
- （資金援助の申込み）
- 第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者（以下「救済金融機関」という。）又は合併等を行う銀行持株会社等（以下「救済銀行持株会社等」という。）は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置（第六号に掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。
- 一 金銭の贈与
- 二 資金の貸付け又は預入れ
- 三 資産の買取り
- 四 債務の保証
- 五 債務の引受け
- 六 優先株式等の引受け等
- 七 損害担保
- 2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併
- 二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併
- 三 事業譲渡等で破綻金融機関がその事業を他の金融機関に譲渡するもの（事業の一部を譲渡するものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の引受けであつて当該債務に係る

険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

三の二 付保預金移転

四 破綻金融機関の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

五 破綻金融機関を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

六 破綻金融機関を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

3 第一項に規定する資金援助のうち前項第二号に掲げる合併又は同項第六号に掲げる新設分割を援助するために行うものは、救済金融機関又は当該合併若しくは当該新設分割により設立される金融機関に対して行うものとし、当該合併又は当該新設分割を行う金融機関のうちに二以上の救済金融機関がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の救済金融機関の連名で行うものとする。

4 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。）に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産（当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産（当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

三 第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの

四 第二項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関の資産

五 第二項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 第二項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関の資産（当該新設分割前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

5 第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

6 第一項又は第四項の規定による申込みを行った金融機関及び銀行持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

7 機構は、第一項又は第四項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。ただし、当該申込みを行った金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合は、この限りでない。

第五十九条の二 合併等（前条第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち破綻金融機関がその事業の一部を他の金融機関に譲渡するもの、付保預金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関に承継させるものに限る。第六十三条第一項において同じ。）を行う救済金融機関は、機構が、破綻金融機関の債権者間の衡平を図るため、当該破綻金融機関に対して資金援助（前条第一項第一号に掲げるもの

に限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みは、当該合併等に係る破綻金融機関と連名で行うものとする。

3 前条第六項の規定は前二項の規定による申込みを行った救済金融機関及び破綻金融機関について、同条第七項の規定は前二項の規定による申込みを受けた機構について、それぞれ準用する。

第六十条 内閣総理大臣の指定する金融機関で合併等を援助するため当該合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等に対し資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、機構が資金援助（第五十九条第一項第二号又は第四号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

（適格性の認定）

第六十一条 第五十九条第一項、第五十九条の二第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等に係る破綻金融機関及び救済金融機関又は破綻金融機関及び救済銀行持株会社等は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、同項の破綻金融機関及び救済金融機関又は破綻金融機関及び救済銀行持株会社等の連名で行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、当該合併等を行うために不可欠であること。

三 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該破

綻金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

4 内閣総理大臣は、労働金庫又は労働金庫連合会に対し第一項の認定を行うときは厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ得なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る金融機関のうち、いずれが破綻金融機関であるかを明らかにしなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を機構に通知しなければならない。

7 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

8 破綻金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二条の十七第一項又は長期信用銀行法第十六条の二の四第一項の認可（以下この項において「持株会社認可」という。）の申請をしている場合には、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

（合併等のあつせん）

第六十二条 内閣総理大臣は、前条第二項の申請が行われない場合においても、金融機関が破綻金融機関に該当し、かつ、当該破綻金融機関が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該破綻金融機関及び他の金融機関又は当該破綻金融機関及び銀行持株会社等に対し、書面により、合併等（第五十九条第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを受けた同項の他の金融機関又は銀行持株会社等は、前条第一項の規定にかかわらず、第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項の規定による申込みを行うことができる。

3 第六十条第一項に規定する内閣総理大臣の指定する金融機関で、第一項のあつせんを受けた

同項の他の金融機関又は銀行持株会社等に対し当該あつせんに係る合併等を援助するため同条第一項に規定する資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、前条第一項の規定にかかわらず、第六十条第一項の規定による申込みを行うことができる。

4 前条第四項から第七項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

5 内閣総理大臣は、第一項のあつせんを行うため必要があると認めるときは、その必要の限度において、破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関につきその業務又は財産の状況に関する資料を他の金融機関又は銀行持株会社等に対して交付し、その他当該あつせんに必要な準備行為を行うことができる。

6 内閣総理大臣は、機構に対し、第一項のあつせん又は前項の準備行為の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

(預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るための資金の貸付け)

第六十三条 機構は、合併等に係る破綻金融機関から預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2 前項の申込みは、当該合併等に係る救済金融機関と連名で行うものとする。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による貸付けを行う旨の決定をしたときは、当該貸付けの申込みに係る破綻金融機関との間で当該貸付けに関する契約を締結するものとする。

（資金援助）

第六十四条 機構は、第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る

資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用（第五十九条第二項に規定する合併等の円滑な実施に要すると見込まれる費用を含む。）及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配慮しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、当該資金援助の申込みに係る金融機関又は銀行持株会社等との間で当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

5 前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る金融機関又は銀行持株会社等は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の全部を機構に納付し、又は当該合併等により当該貸付債権を有することとなる者をして機構に納付させるための措置を講ずる旨を約するものとする。

（優先株式等の引受け等に係る資金援助）

第六十四条の二 第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものであるときは、当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）は、第五十九条第一項の規定による申込みと同時に、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

2 委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先株式等の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先株式等の引受け等が当該

申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本の充実の状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先株式等の引受け等を行う旨の決議をすることができる。

3 機構は、第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしたときとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該申込みをした者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該申込みをした者が株式会社商工組合中央金庫である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）の承認を受けなければならない。

4 第五十九条第一項の規定による申込みが合併等（同条第二項第二号又は第六号に掲げるものに限る。）を援助するための優先株式等の引受け等に係るものである場合において、機構が前条第一項の決定をしたときは、第一項の規定により提出された計画は、当該合併等の後においては、当該合併等により設立された金融機関が提出したものとみなして、この条の規定を適用する。

5 機構は、取得優先株式等又は取得貸付債権（機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関を含む。以下この条から第六十八条の四までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるものに対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

6 前項の「取得優先株式等」とは、次に掲げるものをいう。
一 機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式

等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この項において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は（一）若しくは（二）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 機構が前条第一項の規定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(募集株式等の割当ての特例)

第六十四条の三 会社法第二百六十六条の二の規定は、救済金融機関又は救済銀行持株会社等による第五十九条第二項第四号に掲げる株式の取得に係る破綻金融機関による当該救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等に対する同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は当該救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

2 会社法第二百四十四条の二の規定は、機構による資金援助(劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。))の引受けに係るものに限る。)に係る救済金融機関、救済銀行持株会社等又は第五十九条第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関による機構に対する同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百四十四条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

(合併等の契約の特例)

第六十五条 第六十一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん(以下「適格性の認定等」という。)を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)に、その旨を報告し、かつ、当該合併等の契約書(機構と第六十四条第四項の契約を締結した金融機関又は銀行持株会社等にあつては、当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

(株主総会等の決議の報告等)

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは会社法その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若しくは株式移転又は会社分割について株主総会等の決議若しくは議決又は総株主若しくは全ての種類株主の同意(会社法第七百八十三条第二項又は第四項に規

定する同意をいう。以下同じ。)を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若しくは株式移転又は会社分割についての決議若しくは議決又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を得たとき又は得られなかったときは、直ちに、内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録その他のその旨を証する書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・財務省令で定めるもの)をいう。第六十六条第三項において同じ。)で作成されているものを含む。)を提出し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかったときも、同様とする。

2 前項の「株主総会等」とは、銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫にあつては株主総会又は種類株主総会(金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の株主総会)を、信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会(以下「信用金庫等」という。)にあつては総会又は総代会をいう。

3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、次に掲げる場合には、直ちに、内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

一 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八條

第二項若しくは第七百九十六条第二項、信用金庫法第五十八条第二項ただし書若しくは第六十一条の三第三項ただし書、中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項後段若しくは第六十三条の五第三項ただし書、労働金庫法第六十二条第二項ただし書若しくは第六十二条の六第三項ただし書又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第一項若しくは第四十二条第一項の規定により、株主総会等(前項に規定する株主総会等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受けることなく事業の全部若しくは一部の譲受け、合併、株式交換又は会社分割を行おうとしたものである場合において、当該金融機関又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八條第三項若しくは第七百九十六条第三項、信用金庫法第五十八条第四項若しくは第六十一条の三第五項、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条の五第四項、労働金庫法第六十二条第四項若しくは第六十二条の六第五項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第二項若しくは第四十二条第二項に規定する場合に該当することとなつたとき。

二 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民事再生法第四十三条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百五十四條において準用する場合を含む。)の規定により株主総会等の決議若しくは議決又は総株主若しくは全ての種類株主の同意に代わる裁判所の許可を得て事業譲渡等を行おうとしたものである場合において、当該金融機関が当該許可を得られなかったとき。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。ただし、当該通知を行つた金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合は、この限りでない。

(業務の継続の特例)

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業若しくは事業に関する法令により行ふことができる業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものにつ

ついては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。)の承認を受けたときは、合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、前項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

3 前項に規定する計画につき同項の承認を受けた救済金融機関は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、当該計画の変更につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、破綻金融機関の営業又は事業に関する法令により行ふことができる業務の範囲内において、かつ、当該変更後の計画に従い、合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割の日における第一項に規定する契約の総額を超えて当該契約に関する業務(資金の貸付け又は手形の割引の業務に限る。)を継続することができる。

(財務大臣への協議)

第六十八条 内閣総理大臣は、その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

(資金援助に係る株式交換等の承認)

第六十八条の二 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関又は救済銀行持株会社等(この項の承認を受けた場合における次項に規定する会社及び次条第一項の承認を受けた場合における同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。同条及び第六十八条の四において同じ。)であつて、機構が現に保有する取得優先株式等である株式

の発行者であるもの（以下この条において「発
行救済金融機関等」という。）は、株式交換
（当該発行救済金融機関等が株式交換完全子会
社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定
する株式交換完全子会社をいう。第八八条の二
第一項及び第六百二十六条の二十五第一項にお
いて同じ。）となるものに限る。）又は株式移転
（以下この条において「株式交換等」という。）
を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承
認を受けなければならない。

2 機構は、株式交換等により当該発行救済金融
機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転
設立完全親会社となる会社が金融機関又は銀行
持株会社等（新たに設立されるものを含み、銀
行持株会社等にあつては、第二項第五項第一号
又は第三号に掲げるものに限る。）であること
その他の内閣総理大臣及び財務大臣が定めて公
表する基準に適合するものである場合に限り、
前項の承認をするものとする。

3 機構は、第一項の承認をしようとするとき
は、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣の
承認を受けなければならない。

4 発行救済金融機関等が第一項の承認を受けて
株式交換等を行つたときは、当該株式交換等に
より当該発行救済金融機関等の株式交換完全親
株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた
会社は、機構に対し、財務内容の健全性の確保
等のための方策として政令で定める方策を定め
た計画を提出しなければならない。

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項
の規定により提出を受けた計画について準用す
る。この場合において、同条第五項中「救済金
融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併
又は新設分割により設立された金融機関を含
む。以下この条から第六十八条の四までにお
いて同じ。）又は救済銀行持株会社等」とあるの
は「第六十八条の二第四項の規定により計画を
提出した会社」と、「又は取得貸付債権に係る
発行者又は債務者」とあるのは「に係る発行
者」と読み替えるものとする。

（資金援助に係る組織再編成の承認）

第六十八条の三 第六十四条第一項の規定に基
づいて機構が優先株式等の引受け等を行つた救済
金融機関又は救済銀行持株会社等であつて、機
構が現に保有する取得優先株式等（第六十四
条の二第六項に規定する取得優先株式等をいう。
以下この項、次条、第六十九條第四項及び第百

一条第七項において同じ。）又は取得貸付債権
に係る発行者又は債務者であるもの（以下この
条において「資金援助対象金融機関等」とい
う。）は、組織再編成（合併、会社分割又は事
業の全部若しくは一部の譲渡であつて、当該合
併、会社分割又は事業の譲渡の後において取得
優先株式等の発行者又は取得貸付債権に係る債
務者となる法人が当該資金援助対象金融機関等
以外の法人（新たに設立されるものを含む。）
であるものをいう。以下この条において同じ。）
を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承
認を受けなければならない。

2 機構は、前項に規定する資金援助対象金融機
関等以外の法人が金融機関又は銀行持株会社等
（第二項第五項第一号及び第三号に掲げるもの
に限る。）であることその他の内閣総理大臣及
び財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大
臣が定めて公表する基準に適合するものである
場合に限り、前項の承認をするものとする。

3 機構は、第一項の承認をしようとするとき
は、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣
（当該資金援助対象金融機関等が労働金庫又は
労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理
大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当
該資金援助対象金融機関等が株式会社商工組合
中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣及
び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）の承
認を受けなければならない。

4 資金援助対象金融機関等が第一項の承認を受
けて組織再編成を行つた場合において、当該組
織再編成に係る承継金融機関等（同項に規定す
る資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。）
があるときは、当該承継金融機関等は、機構に
対し、財務内容の健全性の確保等のための方策
として政令で定める方策を定めた計画を提出し
なければならない。

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項
の規定により提出を受けた計画について準用す
る。この場合において、同条第五項中「救済金
融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併
又は新設分割により設立された金融機関を含
む。以下この条から第六十八条の四までにお
いて同じ。）又は救済銀行持株会社等」とあるの
は、「第六十八条の三第四項に規定する承継金
融機関等」と読み替えるものとする。

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第六十八条の四 会社法第二編第二章第四節の二
の規定は、第六十四条第一項の規定に基づいて

機構が優先株式等の引受け等を行つた救済金融
機関又は救済銀行持株会社等であつて機構が現
に保有する取得優先株式等である株式又は劣後
特約付社債（新株予約権が付されているものに
限る。）の発行者であるものの特別支配株主
（同法第七百七十九條第一項に規定する特別支配
株主をいい、機構を除く。以下同じ。）につい
ては、適用しない。

（追加的資金援助）

第六十九條 機構は、資金援助に係る合併等の
後、当該資金援助に係る救済金融機関若しくは
救済銀行持株会社等又は当該資金援助に係る合
併若しくは新設分割により設立された金融機関
から追加的資金援助の申込みを受けた場合にお
いて、必要があると認めるときは、当該申込み
を行つた金融機関又は銀行持株会社等に対する
追加的資金援助（第四項において「追加的資金
援助」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による申込みに係る資産の買取り
は、合併等（第五十九條第二項第三号に掲げる
事業譲渡等のうち破綻金融機関がその事業の一
部を他の金融機関に譲渡するもの、付保預金移
転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金
融機関がその事業に關して有する権利義務の一
部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第
六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がそ
の事業に關して有する権利義務の一部を当該新
設分割により新たに設立される金融機関に承継
させるものに限る。）に係る破綻金融機関の資
産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当
該各号に定める資産について行うものとし、前
項の規定による申込みに係る資金援助のうちに
合併等（同条第二項第三号に掲げる事業譲渡等
のうち破綻金融機関がその事業の一部を他の金
融機関に譲渡するもの、付保預金移転、同項第
五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がそ
の事業に關して有する権利義務の一部を他の金
融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げ
る新設分割のうち破綻金融機関がその事業に關
して有する権利義務の一部を当該新設分割によ
り新たに設立される金融機関に承継させるもの
に限る。以下この項及び第四項において同じ。）
に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれて
いるときは、当該合併等に係る救済金融機関
は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資
産の買取りを行うことを機構に申し込むものと
する。

一 第五十九條第二項第一号に掲げる合併 当
該合併により存続する金融機関の資産（当該
合併前に破綻金融機関の資産であつたものに
限る。）

二 第五十九條第二項第二号に掲げる合併 当
該合併により設立された金融機関の資産（当
該合併前に破綻金融機関の資産であつたもの
に限る。）

三 第五十九條第二項第三号に掲げる事業譲渡
等 同号の他の金融機関の資産で当該事業譲
渡等により譲り受けたもの

四 第五十九條第二項第四号に掲げる株式の取
得 当該株式の取得をされた金融機関の資産
五 第五十九條第二項第五号に掲げる吸収分
割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収分
割により承継したもの

六 第五十九條第二項第六号に掲げる新設分
割 当該新設分割により設立された金融機関
の資産（当該新設分割前に破綻金融機関の資
産であつたものに限る。）

3 第一項の規定による申込みに係る損害担保
は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該
各号に定める資産である貸付債権について行
うものとする。

4 第五十九條第六項及び第七項、第六十四條並
びに第六十四條の二の規定は第一項又は第二項
の規定による申込みについて、第五十九條の二
の規定は資金援助に係る合併等を行つた救済金
融機関について、第六十四條の三第二項の規定
は機構が追加的資金援助（劣後特約付社債（新
株予約権が付されているものに限る。）の引受
けに係るものに限る。）を行う救済金融機関、
救済銀行持株会社等又は資金援助に係る合併若
しくは新設分割により設立された金融機関につ
いて、第六十七條及び第六十八條の規定は追加
的資金援助について、第六十八條の二及び第六
十八條の三の規定は機構が追加的資金援助（優
先株式等の引受け等に係るものに限る。以下こ
の項において同じ。）を行つた救済金融機関等
（救済金融機関、救済銀行持株会社等又は資金
援助に係る合併若しくは新設分割により設立さ
れた金融機関（機構が優先株式等の引受け等
に係る資金援助を行い、かつ、現に当該資金援助
に係る取得優先株式等を保有しているものを除
くものとし、この項において準用する第六十八
條の二第一項の承認を受けた場合におけるこの
項において準用する同条第二項に規定する会社

及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）をいう。以下この項において同じ。）について、前条の規定は機構が追加的資金援助を行った救済金融機関等であつて機構が現に保有する取得優先株式等である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について、それぞれ準用する。この場合において、第六十四条第二項中「及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる」とあるのは「及び当該資金援助に係る破綻金融機関につき当該決議決前に行われた委員会の議決に係る資金援助に要すると見込まれた費用並びに当該破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれた」と、第六十八条中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは「追加的資金援助」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三章の二 資金決済に関する債権者の保護

第六十九條の二 為替取引その他の金融機関が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引

に關し金融機関が負担する債務（外国通貨で支払が行われるものを除き、金融機関その他の金融業を営む者が政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他政令で定めるものに限る。以下この章において「決済債務」という。）であつて、かつ、支払対象決済用預金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの（以下この項及び次条第一項において「特定決済債務」という。）については、これを支払対象決済用預金に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を預金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用預金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用預金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定（第五十八條の二、この章及び第七十三條の規定並びに第二百一十七條の規定及び当該規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、第五十一條の二第一項中「次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除

く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」と、第五十四條の二第二項中「決済用預金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済用預金」という。）に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、「のうちの元本の額」とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用預金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十五條の二第五項中「預金等」とあるのは「特定決済債務」と、第五十八條の三第一項中「支払対象預金等」とあるのは「特定決済債務」とする。

2 決済債務が一般預金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相当する金額の当該一般預金等については、決済用預金とみなす。

第六十九條の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済（第五十四條の二第二項の規定及び同条第二項において準用する第五十四條第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四條の二第二項の規定及び同条第二項において準用する第五十四條第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができ、

一 第七十四條第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関
二 破産手続開始の決定を受けた者（当該破産手続開始の決定を受ける前において金融機関であつた者に限る。）
三 破産法第九十一條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関
四 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関
五 会社更生法第三十條第一項又は金融機関等

の更生手続の特例等に関する法律第二十二條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関
六 民事再生法第六十四條第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

七 民事再生法第七十九條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関
八 特別清算開始の命令を受けた者（当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。）
九 第六十四條第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「を当事者とする合併等に係る」とあるのは、「に係る」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該金融機関に係る破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。
一 第一項第二号に掲げる者 当該破産手続開始の決定
二 第一項第四号に掲げる破綻金融機関 当該更生手続開始の決定
三 再生手続開始の決定を受けた破綻金融機関 当該再生手続開始の決定
四 第一項第八号に掲げる者 当該特別清算開始の命令

4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十四條第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。
5 第一項第二号又は第八号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の適用については、金融機関とみなす。

第六十九條の四 決済債務を負担する金融機関及び決済債権者（当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該金融機関に対して他の決済債務を負担する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者その他内閣府令・財務省令で定める者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）が、相互に負担する決済債務を継続的に相殺することによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該金融機関に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる

決済債務が当該金融機関に係る支払不能等（支払不能（当該金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。）支払の停止又は破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。以下この項において同じ。）より後に生じたときであつて当該金融機関に係る前条第一項（第二百一十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、会社法第五百一十七條及び第五百一十八條、破産法第七十一條及び第七十二條、会社更生法第四十九條及び第四十九條の二（これらの規定を金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十五條において準用する場合を含む。）並びに民事再生法第九十三條及び第九十三條の二の規定にかかわらず、その有する債権に係る当該金融機関が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができ、

一 当該支払不能等より前に生じた決済債務
二 当該支払不能等から当該支払不能に係る破産手続開始の決定、更生手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令（以下この号において「破産手続開始決定等」という。）までの間に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務（当該支払不能等より前に生じた原因に基づくものを除く。）又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務
三 当該支払不能等より後に生じた決済債務
四 当該金融機関に対して負担する決済債務
五 民法第六百五十三條の規定は、決済債務に係る当該金融機関が締結している委任契約については、適用しない。

3 特別清算開始の命令を受けた破綻金融機関に対し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、会社法第五百一十七條及び第五百一十七條第一項の規定にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。
4 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間（同項の場合においては、当該期間の末日は、会社法第五百四十九條第一項の通知を行う

日より前の日でなければならないものとする。）を定めなければならない。

5 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

第四章 預金等債権の買取り

（預金等債権の買取り）

第七十条 機構は、第五十七条第一項に規定する場合（第一種保険事故の発生した金融機関の預金者等の保護のため必要があると認める場合を含む。）には、委員会の議決を経て、同項各号に規定する保険事故に係る預金等債権（預金者等が当該保険事故の発生した金融機関に対して有する預金等（政令で定める預金等を除く。）に係る債権であつて、担保権の目的となつていないものをいう。以下同じ。）の買取りをすることを決定することができる。

2 前項の買取りは、第七十二条第一項又は第三項の規定により公告した買取期間内に、前項の保険事故に係る預金者等が有する預金等債権を、その請求に基づいて、概算払額に相当する金額で買取りにより行うものとする。ただし、機構は、その買取りに係る預金等債権の回収をした場合において、当該回収によつて得た金額から当該買取りに要した費用として政令で定めるものの額を控除した金額が、当該買取りに係る概算払額に相当する金額を超えるときは、その超える部分の金額を当該預金者等に対して支払うものとする。

3 前項に規定する概算払額は、機構が預金者等から買い取る預金等債権の額から、保険事故が発生した日から当該買取りの日までの期間に対応する利息、収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものの額を控除した額に、次条第一項の規定により機構が定める率（以下「概算払率」という。）を乗じて計算した金額とする。

4 第五十三条第三項の規定は、第二項の規定による買取りに係る概算払額に相当する金額の支払（以下「概算払額の支払」という。）について準用する。

5 機構は、預金者等が第二項の買取期間内に同項の請求をしなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該買取期間経過後であっても、当該預金者等の預金等債権の買取りをすることができ。

（概算払率）

第七十一条 機構は、前条第一項の決定においては、委員会の議決を経て、当該決定に係る買取りの概算払率を定めるものとし、当該決定について内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の概算払率に係る議決を行う場合には、前条第一項の決定に係る金融機関の財務の状況に照らして、当該金融機関について破産手続が行われたならば当該金融機関に係る預金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、第一項の認可を行う場合において、当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会であるときは厚生労働大臣の同意を、当該金融機関が株式会社商工組合中央金庫であるときは経済産業大臣の同意を、それぞれ得なければならない。

（買取りの公告等）

第七十二条 機構は、前条第一項の認可を受けたときは、速やかに、委員会の議決を経て、預金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他政令で定める事項を定め、これを当該認可に係る概算払率とともに公告しなければならない。

2 機構は、前項の公告をした後に当該金融機関について破産法第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第三百七十七条の二第二項の規定による通知その他の政令で定める事由があつたときは、政令で定めるところにより、前項の規定により公告した買取期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により買取期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 機構は、第七十条第二項ただし書の規定による支払をするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、支払額、支払期間その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

5 第五十六条第四項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合、第二項の規定により買取期間を変更した場合及び前項に規定する事項を定めた場合について準用する。

第七十三条 預金者等がその有する預金等債権（第二条第二項第五号に掲げる預金等に係るも

のうちの割引の方法により発行される長期信用銀行債等に係るものを除く。以下この条において同じ。）について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額（以下この条において「概算払の金額」という。）が当該概算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政令で定める金額（以下この条において「基準日における元本額」という。）以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 預金 当該預金の利子

二 定期預金 当該定期預金に係る契約に基づく給付補填金（所得税法第七十四条第三号に掲げる給付補填金をいう。）

三 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づく給付補填金（所得税法第七十四条第四号に掲げる給付補填金をいう。）

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 長期信用銀行債等（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子

2 預金者等が第七十条第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る預金等債権につき支払を受けた金額（以下この項において「精算払の金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 精算払の金額と当該預金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額」という。）が、当該預金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該預金等債権に係る基準日における元本額

を超え、かつ、当該預金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日における元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額

ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

三 当該預金等債権に係る概算払の金額が当該預金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

3 前二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 金融整理管財人による管理（業務及び財産の管理を命ずる処分）

第七十四条 内閣総理大臣（この項に規定する処分に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項、第四項（次条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、同条第一項、第七十七条第二項から第四項まで、第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条、第八十四条第一項並びに第九十条において同じ。）は、金融機関がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができ。

一 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。

二 当該金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

2 内閣総理大臣は、金融機関からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認める旨の申出があった場合において、当該事態が生ずるおそれがあり、かつ、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、管理を命ずる処分をすることができる。

3 前二項の規定による管理を命ずる処分があった場合におけるこの法律の適用については、当該処分を受けた金融機関（破綻金融機関を除く。）は、破綻金融機関とみなす。

4 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたときは、官報により、これを公告しなければならない。

5 金融機関は、その財産をもつて債務を完済することができないとき又はその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて、内閣総理大臣に申し出なければならない。

（管理を命ずる処分の取消し）

第七十五条 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（株主の名義書換の禁止）

第七十六条 被管理金融機関が銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。

2 前項の被管理金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合における同項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

（金融整理管財人の選任等）

第七十七条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財

産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七條並びに労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条において準用する場合を含む。）並びに会社法第八百三十一条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項並びに労働金庫法第二十四条第十項及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による取締役及び執行役（被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。

2 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の金融整理管財人を選任しなければならない。

3 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により金融整理管財人を選任した後においても、更に金融整理管財人を選任し、又は金融整理管財人が被管理金融機関の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、金融整理管財人を解任することができる。

4 内閣総理大臣は、第二項若しくは前項の規定により金融整理管財人を選任したとき又は同項の規定により金融整理管財人を解任したときは、被管理金融機関にその旨を通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項の規定は金融整理管財人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣（当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場

合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下同じ。）の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第五項中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

第七十八條 法人は、金融整理管財人又は金融整理管財人代理となることができる。

2 機構は、金融整理管財人又は金融整理管財人代理となり、その業務を行うことができる。

（通知及び登記）

第七十九條 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、金融整理管財人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合について準用する。

（報告又は資料の提出）

第八十条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、金融整理管財人に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。

（金融整理管財人の調査等）

第八十一条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人（被管理金融機関が監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与及び会計監査人、被管理金融機関が指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与及び会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事及び会計監査人。第八十七条第五項において同じ。）並びに支配人（被管理金融機関が信用協同組合若し

くは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあつては、参事）その他の使用人並びに被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人を含む。）、株式会社商工組合中央金庫（被管理金融機関である場合に限る。以下この項において同じ。）の株式会社商工組合中央金庫法第二十四条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（その役員及び使用人を含む。）及び被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等（その役員及び使用人を含む。）並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被管理金融機関並びに被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方及び被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 金融整理管財人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（金融整理管財人等の秘密保持義務）

第八十二条 金融整理管財人及び金融整理管財人代理（以下この条において「金融整理管財人等」という。）は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。金融整理管財人等がその職を退いた後も、同様とする。

2 金融整理管財人等が法人であるときは、金融整理管財人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融整理管財人等の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

（被管理金融機関の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置）

第八十三条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人（被管理金融機関が監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計

参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人）又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 金融整理管財人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

（金融整理管財人と被管理金融機関との取引）

第八十四条 金融整理管財人は、自己又は第三者のために被管理金融機関と取引をするときは、内閣総理大臣の承認を得なければならない。この場合においては、民法第百八条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

第八十五条 削除

（株主総会等の特別決議等に関する特例）

第八十六条 被管理金融機関における会社法第百九条第二項第三号（同法第百七十一条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで、第九号、第十一号若しくは第十二号若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三條若しくは労働金庫法第五十三條の規定による決議若しくは議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十九條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第三十五條第二項の規定による決議若しくは議決は、これらの規定にかかわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代（第四項において「株主等」という。）の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ。

2 被管理金融機関における会社法第百九条第三項各号若しくは第三百二十四条第三項各号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ。

3 被管理金融機関における会社法第百九条第四項の規定による株主総会の決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって、仮にすることができ。

4 第一項の規定により仮にした決議又は議決（以下この項及び次項において「仮決議等」という。）があつた場合においては、各株主等に對し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主総会等（第六十六条第二項に規定する株主総会等）を召集しなければならぬ。

5 前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があつたものとみなす。

6 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替へるものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、第五項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第三項に規定する多数」と読み替へるものとする。

（株主総会等の特別決議等に代わる許可）

第八十七条 銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、会社法第百九条第二項、第四百七十一条第一項、第四百九十九条第二項、第四百四十七條第一項、第四百六十六條、第四百六十七條第一項第一号から第二号の二まで、第四百七十一条第三号、第七百八十三條第一項及び第八百四十四條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 全部取得条項付種類株式（会社法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第百二十六條の十三第一項第一号において同じ。）の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとにする同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定

二 資本金の額の減少

三 事業の全部又は重要な一部の譲渡

四 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

五 解散

六 会社分割

2 信用金庫等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条の三及び第五十八條第一項、中小企業等協同組合法第五十三條及び第五十七條の第三項並びに労働金庫法第五十三條及び第六十二條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 解散

二 事業の譲渡

3 金融整理管財人は、会社法第百三十九條第一項（同法第百四十七條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項、信用金庫法第三十五條の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二條第一項並びに労働金庫法第三十七條の六第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（被管理金融機関が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人。次項において同じ。）を解任することができる。

4 前項の規定により被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の員数を欠くこととなるときは、金融整理管財人は、会社法第百二十九條第一項及び第四百二條第二項、信用金庫法第三十二條第三項、中小企業等協同組合法第三十五條第三項並びに労働金庫法第三十二條第三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を選任することができる。

5 前項の規定により選任された被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人は

当該被管理金融機関に係る金融整理管財人による管理の終了後最初に招集される定時株主総会又は通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員を選任することができるときは、通常総代会）の終結の時に、執行役は当該定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

6 第一項から第四項までに規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等又は取締役会の決議があつたものとみなす。

7 代替許可に係る事件は、当該被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

8 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理金融機関に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

9 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

10 代替許可の決定は、第八項の規定による被管理金融機関に対する送達が行われた時から、効力を生ずる。

11 代替許可の決定に対しては、株主、会員又は組合員は、第八項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができ。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

12 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五條、第六條、第七條第二項、第四十條、第四十一條、第五十六條第二項並びに第六十六條第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

（代替許可に係る登記の特例）

第八十八条 前条第一項第一号、第二号、第五号若しくは第六号若しくは第二項第一号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

（債権者保護手続の特例）

第八十九条 銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である被管理金融機関が資本金の額の減少の決議をした場合においては、預金者その他政令

で定める債権者に対する会社法第四百四十九条第二項の規定による催告は、することを要しない。

(管理の終了)

第九十条 金融整理管財人は、管理を命ずる処分の日から一年以内に、被管理金融機関の事業の譲渡その他の措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

第六章 破綻した金融機関の業務承継

(承継銀行の設立の決定)

第九十一条 内閣総理大臣は、被管理金融機関の業務承継（承継銀行が事業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続すること）をいう。以下この章において同じ。）のため承継銀行を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

- 一 機構が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定
- 二 承継銀行が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うべき旨の決定
- 三 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。
- 四 金融整理管財人は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に第一項又は前項の規定による決定を行うことを求めることができる。

(承継銀行の設立等)

第九十二条 機構は、前条第一項又は第二項の規定による同条第一号に掲げる決定があつたときは、当該決定に係る出資の内容について委員会の議決を経て、承継銀行となる株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を子会社として設立するための出資をしなければならぬ。

機構は、前項に規定する場合のほか、承継銀行に対する出資を行おうとするときは、委員会の議決を経なければならない。

機構は、前二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(承継資産の確認)

第九十三条 第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつた

ときは、当該被管理金融機関の金融整理管財人は、同項の業務承継により承継銀行が引き継ぐべき当該被管理金融機関の貸付債権その他の資産を選定し、内閣総理大臣に対し、これらが承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を求めるものとする。

内閣総理大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、円滑な業務承継を図る観点及び承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から、同項の確認を行うものとする。

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の確認を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

前項の基準は、第二項の確認の対象となる債権に係る債務者の債務の履行状況に関する基準を含むものでなければならない。

(承継銀行の経営管理)

第九十四条 機構は、承継銀行が次に掲げる事項を適確に実施できるようその経営管理を行わなければならない。

- 一 第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うこと。
- 二 前条第二項の規定により承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされた資産を引き継ぐこと。
- 三 預金等の受払事務、資金の貸付けその他の業務の実施に際しては、次に規定する指針に従うこと。

機構は、承継銀行の預金等の受払事務、資金の貸付けその他の業務についての指針を次に定めるところにより作成し、内閣総理大臣の承認を受けた後、公表しなければならない。

一 当該指針は、預金等の受払事務、資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続を図るという承継銀行の目的を踏まえ、前条第三項に規定する基準との整合性に配慮しつつ、承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点に立つて作成されるものであること。

二 当該指針は、承継銀行が資金の貸付けその他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことを内容として含むものであること。

機構は、承継銀行に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

(事業譲渡等の承認を要しない場合)

第九十五条 会社法第四百六十七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、機構が承継銀行の発行済株式の全部を所有する場合における第九十三条第二項の規定による確認がされた資産については、適用しない。

(経営管理の終了等)

第九十六条 機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、次に掲げる措置を講ずることにより当該承継銀行の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終えることができない場合には、一年を限り、この期限を延長することができる。

- 一 当該承継銀行の合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）
- 二 当該承継銀行の事業の全部の譲渡
- 三 当該承継銀行の株式の譲渡（当該譲渡により当該承継銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。）

四 当該承継銀行の会社分割（当該会社分割により当該承継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部を他の会社又は当該会社分割により設立された会社に承継させるものである）で、当該他の会社又は当該会社分割により設立された会社が機構の子会社及び承継銀行の子会社のいずれでもないものに限る。）

五 株主総会の決議による当該承継銀行の解散

機構は、前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

機構は、第一項の規定により承継銀行の経営管理を終了したとき又は承継銀行（承継銀行であつた銀行を含む。）の株式の譲渡その他の処分（同項第三号に掲げるものを除く。）を行つたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

第九十六条第四号の「承継銀行子会社」とは、承継銀行がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下

この項及び第二百二十条第五項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

(承継協定)

第九十七条 機構は、承継銀行と次に掲げる事項を含む協定（以下この章において「承継協定」という。）を締結するものとする。

- 一 承継協定を締結した承継銀行（以下「協定承継銀行」という。）は、第九十四条第一項各号に掲げる事項を実施すること。
- 二 協定承継銀行は、機構が当該協定承継銀行の資産の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。
- 三 協定承継銀行は、次条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けなければならない。

機構は、承継協定を締結したときは、直ちに、その承継協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第九十八条 機構は、協定承継銀行から、協定承継銀行の業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定承継銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

機構は、前項の規定により協定承継銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(損失の補填)

第九十九条 機構は、承継協定の定めによる業務の実施により協定承継銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、委員会の議決を経て、当該金額の範囲内において、当該損失の補填を行うことができる。

(報告の徴求)

第一百条 機構は、この章の規定による業務を行うため必要があるときは、承継銀行に対し、承継協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

(再承継金融機関等に対する資金援助)
第一百条 再承継を行う金融機関で承継銀行でない者(以下この条において「再承継金融機関」という。)又は再承継を行う銀行持株会社等(以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。)は、機構が、再承継を援助するため、資金援助(第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継銀行と合併する金融機関が存続する合併

二 承継銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

三 承継銀行がその事業の全部(当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に譲渡するもの

四 承継銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

五 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部(当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に承継させるもの

六 承継銀行を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部(当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産(当該合併前に承継銀行の資産であつたものに限る。)

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産(当該合併前に承継銀行の資産であつたものに限る。)

三 前項第三号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

四 前項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた銀行の資産

五 前項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 前項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関の資産(当該新設分割前に承継銀行の資産であつたものに限る。)

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項並びに第六十一条第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。この場合において、第五十九条第三項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、第六十一条中「合併等」とあるのは「再承継」と、「破綻金融機関」とあるのは「再承継銀行」と、「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と読み替えるものとする。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第六十一条第二項の申請が行われない場合においても、承継銀行が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該承継銀行及び他の金融機関又は当該承継銀行及び銀行持株会社等に対し、書面により、再承継(第二項第二号に掲げる合併を除く)ものとし、当該再承継が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該再承継を行うために不可欠であるものに限る。)のあつせんを行うことができる。

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条(第二項を除く。)及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第一項の規定は再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等により第二項第四号に掲げる株式の取得をされる承継銀行について、同条第二項の規定は機構が資金援助(劣後特約付債権(新株予約権が付されているものに限る。))の引受けに係るものに限る。)を行う再承継金融機関

再承継銀行持株会社等又は第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関について、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の規定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十七条の規定は再承継金融機関について、第六十八条の規定は再承継のための機構による資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該資金援助(優先株式等の引受け等に係るものに限る。以下この項において同じ。))を受けた再承継金融機関等(再承継金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関を含む。))又は再承継銀行持株会社等(この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。))をいう。以下この項において同じ。))について、第六十八条の四の規定は機構が当該資金援助を行った再承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得優先株式等である株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。))の発行者であるものの特別支配株主について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「第一百一条第一項」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「前条第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継銀行」と、第六十六条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十四条の二第一項及び第二項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第四項中「合併等(同条第二項第二号」とあるのは「再承継(第一百一条第二項第二号」と、「当該合併等」とあるのは「当該再承継」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、第六十五条中「合併

等」とあるのは「再承継」と、第六十七条中「譲受け、付保預金移転」とあるのは「譲受け」と、第六十八条中「合併等」とあるのは「再承継」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章の二 金融機関の特定回収困難債権の買取り

第一百条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関(破綻金融機関、承継銀行、第一百一条第二項に規定する特別危機管理銀行、第二百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関及び特定承継銀行を除く。以下この条において同じ。))が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産(以下この項において単に「貸付債権」という。)のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの(以下「特定回収困難債権」という。)の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、金融機関から特定回収困難債権の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る特定回収困難債権の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該金融機関との間で当該特定回収困難債権の買取りに関する契約を締結するものとする。

第七章 金融危機への対応

(金融危機に対応するための措置の必要性の認定)

百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行つてゐる地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章から第八章までにおいて「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。）
当該金融機関の自己資本の充実に
行つ機構による当該金融機関に対する株式等の
引受け等又は当該金融機関を子会社（銀行法
第二条第八項に規定する子会社又は長期信用
銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社
をいう。以下第百八条の三までにおいて同
じ。）とする銀行持株会社等（第二条第五項
第一号又は第三号に掲げるものに限る。以下
第百八条の四までにおいて同じ。）が発行す
る株式の引受け（以下この章及び第百三十五
条第四項において「第一号措置」という。）
二 破綻金融機関又はその財産をもつて債務を
完済することができない金融機関 当該金融
機関の保険事故につき保険金の支払を行うと
きに要すると見込まれる費用の額を超えると
見込まれる額の資金援助（以下この章におい
て「第二号措置」という。）

三 破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもつて債務を完済することができないもの 第百十一条から第百十九条までの規定に定める措置（以下この章において「第百三号措置」という。）

内閣総理大臣は、労働金庫又は労働金庫連合会に対して認定を行うおとるときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を、株式会社商工組合中央金庫に対して認定を行うおとるときは、あらかじめ、経済産業大臣の意見を、それぞれ聴かなければならない。

内閣総理大臣は、労働金庫又は労働金庫連合会に対して認定を行うおとるときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を、株式会社商工組合中央金庫に対して認定を行うおとるときは、あらかじめ、経済産業大臣の意見を、それぞれ聴かなければならない。

内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係る認定を行うとする場合において、当該認定に係る金融機関が社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものである）

り、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該社債に係る債務が消滅し又は当該金融機関に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）若しくは株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該金融機関に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を發令で定め、又は金銭の消費貸借（元利金の支払に就いて劣後的内容を有する特約が付されたものであつて、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該金銭の消費貸借に係る債務が消滅し又は当該金融機関に当該金銭の消費貸借に係る債権が取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるときは、当該社債、当該株式又は当該金銭の消費貸借について、当該金融機関の自己資本における取扱いを決定するものとする。）

第三号措置に係る認定は、第二号措置によつては第二項の支障を回避することができないと認めなければならない、行うことができない。

内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、当該認定に係る金融機関又は当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が第百五条第一項又は第二項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

第三号措置に係る認定は、第二号措置によつては第二項の支障を回避することができないと認めなければならない、行うことができない。

内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、当該認定に係る金融機関又は当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が第百五条第一項又は第二項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

内閣総理大臣は、認定を行ったときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定めた期限を当該認定に係る金融機関、当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等及び機構に通知するとともに、官報にこれを公告しなければならない。

内閣総理大臣は、第三項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。

内閣総理大臣は、認定を行ったときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定めた期限を当該認定に係る金融機関、当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等及び機構に通知するとともに、官報にこれを公告しなければならない。

内閣総理大臣は、第三項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。

8 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。
(第一号措置に係る認定の取消し)

8 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。
(第一号措置に係る認定の取消し)

第百三条 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行った後、第百五条第四項の決定がされるまでの間に、当該認定に係る金融機関が前条第一項第二号に掲げる金融機関に該当することとなつたときは、会議の議を経て、当該認定を取り消すものとする。

2 前条第二項、第六項及び第八項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)

は、当該金融機関及び当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が次条第一項又は第二項の申込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、第一百二条第五項に規定する期限内に、第一号措置以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の金融機関から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、当該金融機関に係る認定を取り消すものとする。

3 第二百二条第二項、第六項及び第八項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定に係る金融機関及び当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が第百二条第五項に規定する期限内に次条第一項又は第二項の申込みを行わなかった場合において、当該金融機関が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかったときは、当該認定を取り消すものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定により金融機関が提出した計画を適当と認めないときは、当該認定を取り消すものとする。

6 内閣総理大臣は、前二項の規定により第一号措置に係る認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

7 第二百二条第二項 第六項及び第八項の規定は、第四項又は第五項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて準用する。

より第一号措置に係る認定が取り消された場合

において、当該取消に係る金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあるときは、第二百一条第一項の規定にかかわらず、会議の議を経て、当該金融機関に対し、第二号措置に係る認定を行うことができる。

第二百条第二項、第三項、第六項から第八項までの規定は、前項の規定による第二号措置に係る認定について準用する。この場合において、同条第六項中「金融機関、当該金融機関および子会社とする銀行持株会社等」とあるのは、「金融機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五条 機構は、第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関から第百二条第五項の規定により定められた期限内に第一号措置（当該金融機関に対する株式等の引受け等に限る。以下この項において同じ。）に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。第三項から第六項まで、第百八条及び第百十条第一項において同じ。）に対し、当該金融機関と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

機構は、第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等から第二百五条第五項の規定により定められた期限内に第一号措置（当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けに限り、以下この項において同じ。）に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

第一項の申込みを行った金融機関又は前項の申込みを行った銀行持株会社等の子会社であること、並びに第一号措置に係る認定に係る金融機関（以下「内会社」という。）は、内閣総理大臣に対し、経営の合理化のための方法、策、責任ある経営体制（銀行持株会社等が同項規定の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む。）、確立のための方法

策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画（経営の健全化のための計画をいう。以下この章において同じ。）を提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

4 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項又は第二項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一号措置により取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権の処分をするものが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は（１）若しくは（２）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 銀行持株会社等が第二項の申込みをしたときは、当該銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない銀行持株会社等でないこと。

三 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、当該金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

5 内閣総理大臣は、前項の決定を行うときは、財務大臣の同意を得なければならない。ただし、当該決定が株式会社工組合中央金庫に係るものである場合は、この限りでない。

6 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の決定を行ったときは、その旨を第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の申込みに係る第一号措置を行わない旨の決定がされたときは、直ちに、第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等の対象子会社が受けた第一号措置に係る認定を取り消すものとする。

8 第二百二条第二項、第六項及び第八項並びに前条第六項及び第八項の規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、同条第九項の規定はこの項において準用する同条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、それぞれ準用する。

（資本金の額の減少を行う場合の特例）

第六六条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあっては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る同条第四項の決定において、当該決定を受けた銀行等若しくは当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社又は当該決定を受けた株式会社工組合中央金庫の資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とすることができる。

2 第八十九条の規定は、前項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合における当該資本金の額の減少について準用する。

3 第一項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合において、当該決定を受けた銀行等若しくは当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社又は当該決定を受けた株式会社工組合中央金庫は、当該条件とされた資本金の額の減少についての株主総会又は種類株主総会の決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣に、その旨を報告

し、かつ、当該株主総会の議事録その他政令で定める書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、同項の条件とされた資本金の額の減少についての株主総会又は種類株主総会の決議を得られなかつたときは、当該銀行等若しくは対象子会社又は株式会社工組合中央金庫について第一号措置に係る認定を取り消すとともに、当該銀行等若しくは銀行持株会社等又は株式会社工組合中央金庫について前条第四項の決定を取り消すものとする。

5 第二百二条第六項及び第八項並びに第四百四条第六項及び第八項の規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、同条第九項（第二百二条第二項に係る部分を除く。）の規定はこの項において準用する第四百四条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、前条第六項の規定は前項の規定により同条第四項の決定を取り消したときについて、それぞれ準用する。

6 前条第四項の決定を受ける金融機関が株式会社工組合中央金庫である場合における第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。（機構による株式等の引受け等）

第七七条 機構は、第二百五条第四項の決定がされたときは、当該決定に従い、株式等の引受け等を行うものとする。

2 機構は、前項の規定に基づき株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣（当該株式等の発行者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該株式等の発行者が株式会社工組合中央金庫である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

3 銀行持株会社等が第二百五条第二項の申込みをした場合において、機構が、同条第四項の決定に従い、当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行ったときは、当該銀行持株会社等は、遅滞なく、その対象子会社に対して株式等の引受け等（当該株式等の引受け等の額が当該株式の引受けの額を下回らないものに限る。）を行わなければならない。

（会社が発行する株式の総数の増加の制限の特例）

第七七条の二 第二百五条第一項又は第二項の申込みが株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。以下この条において同じ。）の引受けである場合において、内閣総理大臣（当該株式又は劣後特約付社債の発行者が株式会社工組合中央金庫である場合にあっては、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣）が当該申込みに係る同条第四項の決定を行ったときは、当該申込みをした金融機関又は銀行持株会社等の発行済株式の総数、当該発行済株式に係る転換の請求による転換又は一定の事由が生じたことを原因とする転換によつて増加すべき株式の数及び既に発行された新株予約権の行使による交付によつて増加すべき株式の数に、当該引受けに係る株式の数、当該引受けに係る株式の転換の請求による発行によつて増加すべき株式の数及び当該引受けに係る劣後特約付社債に付された新株予約権の行使による発行によつて増加すべき株式の数を加えた数（以下この項において「引受後株式総数」という。）が、当該発行済株式の総数の四倍を超えるときは、当該金融機関又は当該銀行持株会社等は、会社法第百十三条第三項の規定にかかわらず、第百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けが行われることを条件として、引受後株式総数の四倍に相当する数に達するまで当該金融機関又は当該銀行持株会社等が発行する株式の総数を増加させることができる。

2 前項の規定に基づき金融機関又は銀行持株会社等がその発行する株式の総数を増加させる場合における当該増加による変更の登記の申請書に関する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第二項の規定の適用については、同項中「その議事録」とあるのは、「その議事録及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けを証する書面」とする。

（議決権制限株式の発行の特例）

第七七条の三 会社法第百十五条の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関又は当該金融機関を対象子会社とする銀行持株会社等が第百五条第四項の決定に従い発行する議決権制限株式（同法第百十五条に規定する

議決権制限株式をいう。以下この条において同じ。）」は、ないものとみなす。

2 前項の金融機関又は銀行持株会社等が第百五条第四項の決定に従い議決権制限株式を発行する場合においては、当該議決権制限株式の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならない。

3 前項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百五条第四項の決定に従った議決権制限株式の発行であることを証する書面」とする。

（優先出資の発行の特例）

第百七条の四 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関が第百五条第四項の決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 前項の金融機関が第百五条第四項の決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

（募集株式等の割当て等の特例）

第百七条の五 会社法第二百六条の二の規定は、第一号措置（株式の引受けに限る。）に係る認定に係る金融機関又は銀行持株会社等による機構に対する同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

2 会社法第二百四十四条の二の規定は、機構による第一号措置（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）に係る認定に係る金融機関による機構に対する同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百四十四条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

（計画の公表等）

第百八条 内閣総理大臣は、第百五条第四項の決定をしたときは、同条第三項の規定により提出を受けた経営健全化計画を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該経営健全化計画を提出した金融機関（当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等（銀行法第五十二条

の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等である銀行等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）」の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、機構が取得株式等又は取得貸付債権（機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該第一号措置の認定に係る金融機関（第百五条第三項の規定により経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

3 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 機構が第一号措置により取得した株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は（一）若しくは（二）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

（第一号措置に係る株式交換等の認可）

第百八条の二 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、機構が現に保有する取得株式等（前条第三項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）である株式の発行であるもの（以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 株式交換等により機構が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものとして認められ、かつ、当該株式交換等の後において機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分することが困難になると認められる場合でないこと。

3 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行金融機関等又はその子会社であつて、第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関又は同項の決定に従い機構が株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社（次条第四項に規定する承継子会社を含む。）であるものは、その実施している経営健全化計画（第百五条第三項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したもの）をいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 前条の規定は、内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について準用する。この場合において、同条第二項中「金融機関（第百五条第三項の規定により」とあるのは、「経営健全化計画を第百八条の二第三項の規定により提出した金融機関（当該」と読み替えるものとする。

（第一号措置に係る組織再編成の認可）

第百八条の三 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関を含む。）であつて機構が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業の承継又は事業譲渡等（以下この条において「組織再編成」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該対象金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては内閣総理

3 第六十四条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関を破綻金融機関として行う合併等に係る資金援助について同条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、当該資金援助が当該金融機関の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行う旨の決議をすることができる。

4 第一項の規定による管理を命ずる処分を受けた金融機関は第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関とみなして、第六十九条の三及び第二百二十七条の規定を適用する。この場合において、第六十九条の三第一項中「弁済（第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る。）」とあるのは「弁済」と、「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは「その必要の限度において」と、第二百二十七条第一項中「払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象預金等につき行うものに限る。）」とあるのは「払戻し」と、「準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象預金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」とする。

（特別危機管理銀行の株式の取得の決定）
 第百十一条 内閣総理大臣は、第三号措置に係る認定と同時に、機構が当該認定に係る銀行等の株式を取得することの決定（次項において「特別危機管理開始決定」という。）をするものとする。

2 内閣総理大臣は、特別危機管理開始決定をしたときは、その旨を機構及び当該特別危機管理開始決定を受けた銀行等（以下「特別危機管理銀行」という。）に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

（株式の取得等）
 第百十二条 前条第二項の規定による公告があつた場合には、特別危機管理銀行の株式は、当該

公告があつた時（以下この章において「公告時」という。）に、機構が取得する。

2 前項の規定により機構が取得した株式に係る株券は、公告時において無効とする。

3 第一項の規定による株式の取得については、会社法第二百二十八条第一項本文及び第三百三十条第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により機構が取得した株式を目的とする質権その他の担保権は、公告時において消滅する。

5 特別危機管理銀行が会社法第八十二条第二項（第九号に係る部分に限る。）の定款の定めをしているときは、当該定めは、公告時において廃止されたものとみなす。

（特別危機管理銀行の財務の公表）
 第百十三条 内閣総理大臣は、第百十一条第二項の公告をしたときは、内閣府令・財務省令で定めるところにより、公告時における特別危機管理銀行の資産及び負債の状況を公表するものとする。

（特別危機管理銀行の役員等の選任及び解任の特例）
 第百十四条 機構は、会社法第二百二十九条第一項及び第四百二条第二項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指名に基づき、特別危機管理銀行の取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項及び次項において同じ。）を執行役、会計参与、監査役及び会計監査人を選任することができる。この場合において、特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の変更の登記の申請書には、指名及び選任を証する書面を添付しなければならない。

2 機構は、会社法第三百三十九条第一項及び第四百三条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任することができる。

3 第一項の規定による選任又は前項の規定による解任があつたときは、会社法第三百二十九条第一項若しくは第三百三十九条第一項に規定する株主総会の決議又は同法第四百二条第二項若しくは第四百三条第一項に規定する取締役会の決議があつたものとみなす。

（報告又は資料の提出等）
 第百十五条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別危機管理銀行、特別危機管理銀行を所屬金融機関とする金融機関代理業者及び特別危機管理銀行を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等に対し、その業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。

（特別危機管理銀行の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置）
 第百十六條 特別危機管理銀行は、その取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づき民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役及び会計監査人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。（債権者保護手続の特例）
 第百十七條 第八十九条の規定は、特別危機管理銀行が資本金の額の減少の決議をした場合について準用する。

（特別危機管理銀行に係る資金援助の特例）
 第百十八條 特別危機管理銀行を破綻金融機関とする合併等（第五十九条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げるものに限る。第五項において同じ。）を行う救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、同条第一項の規定にかかわらず、当該特別危機管理銀行と連名で、機構が当該特別危機管理銀行に対して資金援助（同項第一号に掲げるものに限る。第三項から第五項までにおいて同じ。）を行うことを機構に申し込むことができる。

2 第五十九条第六項及び第七項並びに第六十一条第一項の規定は前項の規定による申込みについて、同条第二項、第三項及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項から第三項まで及び第八項中「破綻金融機関」とあるのは、「特別危機管理銀行」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項において準用する第六十一条第二項の申請が行われない場合において、同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特別危機管理銀行及び他の金

融機関又は当該特別危機管理銀行及び銀行持株会社等に対し、書面により、合併等（第五十九条第二項第一号及び第四号に掲げるものに限るものとし、当該合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

4 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項及び第五項を除く。）の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第二項において準用する第六十一条第一項の規定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十八条の規定は第一項の資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「第百十八條第一項」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百十八條第三項」と、同条第四項中「第四項から第七項まで」とあるのは「第六項及び第七項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 委員会は、第一項に規定する申込みに係る資金援助について前項において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該資金援助が特別危機管理銀行の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行う旨の決議をすることができる。

第百十九條 第百十條第三項の規定は、第五十九条第一項の規定による申込みに係る特別危機管理銀行を破綻金融機関として行う合併等に係る資金援助について準用する。

（第三号措置の終了）
 第百二十條 内閣総理大臣は、できる限り早期に、機構又は特別危機管理銀行に次に掲げる措置を講じさせることにより、第三号措置を終えるものとする。

一 当該特別危機管理銀行と合併する金融機関が存続する合併（当該合併後に存続する法人が機構の子会社でないものに限る。）
 二 当該特別危機管理銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併（当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）

融機関又は当該特別危機管理銀行及び銀行持株会社等に対し、書面により、合併等（第五十九条第二項第一号及び第四号に掲げるものに限るものとし、当該合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

4 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項及び第五項を除く。）の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第二項において準用する第六十一条第一項の規定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十八条の規定は第一項の資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「第百十八條第一項」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百十八條第三項」と、同条第四項中「第四項から第七項まで」とあるのは「第六項及び第七項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 委員会は、第一項に規定する申込みに係る資金援助について前項において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該資金援助が特別危機管理銀行の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行う旨の決議をすることができる。

第百十九條 第百十條第三項の規定は、第五十九条第一項の規定による申込みに係る特別危機管理銀行を破綻金融機関として行う合併等に係る資金援助について準用する。

（第三号措置の終了）
 第百二十條 内閣総理大臣は、できる限り早期に、機構又は特別危機管理銀行に次に掲げる措置を講じさせることにより、第三号措置を終えるものとする。

一 当該特別危機管理銀行と合併する金融機関が存続する合併（当該合併後に存続する法人が機構の子会社でないものに限る。）
 二 当該特別危機管理銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併（当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）

融機関又は当該特別危機管理銀行及び銀行持株会社等に対し、書面により、合併等（第五十九条第二項第一号及び第四号に掲げるものに限るものとし、当該合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

4 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項及び第五項を除く。）の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第二項において準用する第六十一条第一項の規定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十八条の規定は第一項の資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「第百十八條第一項」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百十八條第三項」と、同条第四項中「第四項から第七項まで」とあるのは「第六項及び第七項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

三 当該特別危機管理銀行の事業の譲渡
四 当該特別危機管理銀行の株式の譲渡（当該譲渡により当該特別危機管理銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。）

五 当該特別危機管理銀行を当事者とする吸収分割であつて当該吸収分割により当該特別危機管理銀行がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの（当該他の金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

六 当該特別危機管理銀行を当事者とする新設分割であつて当該新設分割により当該特別危機管理銀行がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（当該新設分割により設立された金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

2 特別危機管理銀行は、前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる措置を講ずるときは、内閣総理大臣にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

3 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

4 機構は、第一項第四号に掲げる措置を講じたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 第一項第五号及び第六号の「特別危機管理銀行子会社」とは、特別危機管理銀行がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第二百二十条の二 会社法第二編第二章第四節の二の規定は、特別危機管理銀行の特別支配株主については、適用しない。ただし、機構が当該特別危機管理銀行の株式の全部につきその処分をした場合は、この限りでない。

（危機対応勘定）

第二百二十一条 機構は、第一百十條第三項（第一百十條において準用する場合を含む。）又は第一百八條第五項の規定による決議に係る資金援助を行うときは、第四十條の二第二号に掲げる業務（以下「危機対応業務」という。）に係る勘定（以下「危機対応勘定」という。）から、当

該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による危機対応勘定から一般勘定への繰入れは、危機対応業務とみなす。（負担金の納付等）

第二百二十二条 金融機関は、次条第四項（第二百二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告において定められた期間、機構の危機対応業務（第二百二十六条の二第一項に規定する特定認定に係る金融機関等又は第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等に係るものを除く。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

2 前項の公告がされたときは、金融機関は、当該公告において定められた期間に含まれる各事業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、負担金を納付するものとする。

3 第一項の負担金の額は、各金融機関につき、当該負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、次条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4 第五十條第二項及び第五十二條の規定は、第一項の負担金について準用する。この場合において、第五十條第二項第二号中「適格性の認定等が」とあるのは「適格性の認定等又は第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等が」と、「破綻金融機関」とあるのは「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等のうち第二條第一項各号に掲げる者」と、同項第三号中「管理を命ずる処分が」とあるのは「管理を命ずる処分又は第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分が」と、「被管理金融機関」とあるのは「被管理金融機関又は当該特定管理を命ずる処分に係る第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等のうち第二條第一項各号に掲げる者」と読み替へ

るものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

（負担金又は特定負担金に係る決定）

第二百二十三條 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

一 第二百二十一条第一項の規定により危機対応勘定から一般勘定に繰り入れた金額

二 取得株式等若しくは取得貸付債権又は取得特定株式等（第二百二十六条の二十四第三項に規定する取得特定株式等をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同条第二項に規定する取得特定貸付債権をいう。同号において同じ。）につきその取得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額

三 取得株式等若しくは取得貸付債権又は取得特定株式等若しくは取得特定貸付債権につきその取得価額を上回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額

四 収納した負担金の金額及び特定負担金の金額

五 その他政令で定める事項

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告を受けた時（以下この項において「報告時」という。）の属する事業年度以後の各事業年度において前条第一項の規定により金融機関が納付すべき負担金（第二百二十六条の三十九第一項を除き、以下「負担金」という。）又は第二百二十六条の三十九第一項の規定により金融機関等が納付すべき特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めなければならない。ただし、当該報告時の属する事業年度前の事業年度において、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間が定められているときは、当該負担率及び納付期間を変更する方法により当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。

3 負担率及び納付期間は、次に掲げる事項を勘案し、危機対応勘定の欠損金が負担金又は特定負担金で賄われるように、かつ、特定の金融機関又は金融機関等に対し差別的取扱いをしないように定めなければならない。

一 第一項の報告に係る事業年度における同項各号に掲げる事項

二 金融機関又は金融機関等の財務の状況

4 内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めたときは、官報により、これを公告しなければならない。

5 内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めるため必要があると認めるときは、機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる。（負担率等の変更）

第二百二十四條 機構は、その借入金の金利の変動、次条第一項の規定による政府の補助その他の事由（前条第一項各号に掲げる事項に係るものを除く。）により、負担金又は特定負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の報告に係る負担金又は特定負担金の過不足を調整するために必要限度で、前条第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。

3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。（政府の補助）

第二百二十五條 政府は、負担金又は特定負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、金融機関又は金融機関等の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれ又は我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができる。

2 機構は、負担金及び特定負担金が納付されない事業年度（前項の規定により政府の補助を受けた日を含む事業年度の後の事業年度に限る。）において、危機対応勘定に損益計算上の利益金として内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付

- 当該特定認定に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）は破綻金融機関と、当該金融機関に該第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社となることについて同項の認可を受けた会社又は当該金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社となることについて同項の認可を受けた会社は銀行持株会社等とそれぞれみなして、第三章第四節、第三章の二（第二百二十七条第一項、第二百七十七条の三及び第二百八十一条において準用する場合を含む。）及び第二百三十一条から第二百三十二条の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの（事業譲渡等に伴うものを除く。）は付保預金移転とみなして、第五十六条、第三章第四節及び第二百三十一条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該特定認定に係る金融機関は被管理金融機関と、特定承継銀行は承継銀行と、機構は金融整理管財人と、当該特定認定に係る金融機関に対する特定認定は被管理金融機関に対する管理を命ずる処分とそれぞれみなして、第六章、第六十三条及び第六十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第五十六条第一項第一号及び第三項第一号中「第五十五条第一項又は第二項の規定による通知」とあるのは、「第二百二十六条の二第七項の規定による機構に対する通知（同条第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定が行われた場合においてなされたものに限る。）」とする。
- 7 内閣総理大臣は、特定認定を行ったときは、その旨及び当該特定認定が特定第一号措置に係るものであるときは第五項の規定により定めた期限を当該特定認定に係る金融機関等、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第四項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、特定認定を行ったときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。
- 10 特定第二号措置に係る特定認定に係る保険会社又は外国保険会社等は、保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社又は同法第二百七十条の六の六第一項に規定する特定保険会社とみなして、同法第二編第十章及び第三百十一条の三第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。
- 11 外国銀行支店、外国保険会社等その他の内閣府令・財務省令で定める者に対する第一項の規定の適用に關し必要な事項については、内閣府令・財務省令で定める。
- 12 第六項及び第十項の規定の適用に關し必要な事項については、政令で定める。
- 13 特定認定に係る者は、当該者の銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許が取り消されたこと又は当該免許が効力を失つたことその他内閣府令・財務省令で定める事由が生じた場合においても、この法律の規定の適用については、金融機関等とみなす。
- （機構による特別監視）
- 第二百二十六条の三 内閣総理大臣（この項の規定による監視（以下「特別監視」という。）に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。第三項、第四項（第二百二十六条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、同条第一項、第二百二十六条の十二第一項並びに第二百二十六条の十五において同じ。）は、特定認定が行われたときは、直ちに、当該特定認定に係る金融機関等を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分が機構により監視される者として指定するものとする。
- 2 機構は、前項の規定による指定（以下「特別監視指定」という。）があつたときは、当該特別監視指定に係る金融機関等（以下「特別監視金融機関等」という。）に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告（以下この項において「助言等」という。）その他の必要な助言等を行うことができる。
- 3 内閣総理大臣は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ回避するため必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に關し必要な措置を命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、特別監視指定をしたときは、その旨を特別監視金融機関等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、当該特別監視金融機関等の業務及び財産の状況等に関し内閣総理大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に關する計画の作成並びにその内閣総理大臣及び機構に対する提出を命ずることができる。
- （特別監視代行者）
- 第二百二十六条の四 機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。
- 2 前項の規定による委託については、内閣総理大臣（当該委託に係る特別監視金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を得なければならない。
- 3 特別監視代行者（第一項の規定により委託を受けた第三者をいう。以下同じ。）は、費用の前払及び内閣総理大臣が定める報酬を受けることができる。
- （特定管理を命ずる処分）
- 第二百二十六条の五 内閣総理大臣（この項に規定する特定管理を命ずる処分に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。第三項（第二百二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）、次条第二項及び第三項、第二百二十六条の七第一項、第二百二十六条の八、第二百二十六条の九において準用する第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十四条第一項並びに第二百二十六条の十において同じ。）は、特定第二号措置に係る特定認定が行われた場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定認定に係る金融機関等に対し、機構による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「特定管理を命ずる処分」という。）をすることができる。この場合においては、第七十四条第一項、第二項及び第五項の規定は、適用しない。
- 一 当該金融機関等の業務の運営が著しく不適切であること。
- 二 当該金融機関等の業務又は債務について、特定合併等が行われることなく、当該金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること。
- 2 特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、機構に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七條、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条並びに保険業法第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十一条において準用する場合を含む。）並びに会社法第八百三十一条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項、労働金庫法第二十四条第十一項及び第五十四条並びに保険業法第三十条の八第六項、第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに保険業法第八十四条の二第二項及び第九十六条の十六第二項の規定による取締役及び執行役（特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。

3 内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分をしたときは、その旨を機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4 会社更生法第八十条及び第八十一条第一項の規定は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣（預金保険法第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分を受けた同法第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は同項第一号に規定する労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「預金保険法第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分があつた場合の預金保険機構」と読み替えるものとする。

5 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関は第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関とみなして、第六十九条の三第一項（第二百二十七条第一項及び第二百二十八条において準用する場合を含む。）の規定を適用し、特定管理を命ずる処分を受けた保険会社又は外国保険会社等は保険業法第二百四十二条第一項に規定する被管理会社と、特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は保険管理人とそれぞれみなして、同法第二百四十七條、第二百五十條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百五十五條の二第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

6 金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつたときは、当該金融機関等に係る特別監視は、当該特定管理を命ずる処分が終了するまでの間、停止する。

（機構代理）

第二百二十六条の六 機構は、特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分に係る業務の全部又は一部を行わせるため、代

理人（以下「機構代理」という。）を選任することができる。

2 前項の機構代理の選任については、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

3 機構代理は、費用の前払及び内閣総理大臣が定める報酬を受けることができる。

（特定管理を命ずる処分の取消し）

第二百二十六条の七 内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特定管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 第二百二十六条の五第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（計画の作成及び提出）

第二百二十六条の八 内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分があつた場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることが出来る。

（金融整理管財人等に関する規定の準用）

第二百二十六条の九 第七十九条の規定は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について、第八十二条の規定は機構代理について、第八十三条及び第八十四条の規定は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構について、それぞれ準用する。この場合において、第七十九条第一項中「管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分」とあるのは「特定管理を命ずる処分（第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分をいう。以下同じ。）をしたとき又は特定管理を命ずる処分」と、「事務所」とあるのは「事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所）」と、同条第二項中「金融整理管財人」とあるのは「機構」と、第八十三条第一項中「被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人（被管理金融機関が監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人）」とあるのは「特定管理を命ずる処分を受けた第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等の理

事、取締役、執行役、業務を執行する社員、日本における代表者、会計参与、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは会計監査人」と、第八十四条第一項中「被管理金融機関」とあるのは「特定管理を命ずる処分を受けた第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（特定管理の終了）

第二百二十六条の十 機構は、特定管理を命ずる処分の日から一年以内に、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

（特別監視指定の取消し）

第二百二十六条の十一 内閣総理大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならない。

2 第二百二十六条の三第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（特別監視の終了）

第二百二十六条の十二 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、当該特別監視指定に係る金融機関等の事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講じさせることにより、その特別監視を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該特別監視を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

2 機構は、前項の規定により特別監視を終えたときは、特別監視金融機関等にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

（株主総会等の特別決議等に代わる許可）

第二百二十六条の十三 株式会社である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金

融機関等は、会社法第百十一条第二項、第百七十一條第一項、第百九十九條第二項、第二百四十一條第一項、第二百五十條第二項、第四百四十七條第一項、第四百六十六條、第四百六十七條第一項第一号から第二号の二まで、第七百八十三條第一項及び第八百四十四條第一項の規定並びに保険業法第百三十六條の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。この場合において、第一号に掲げる事項を行う場合における会社法第百七十二條第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる」とあるのは、「全て」とする。

一 全部取得条項付種類株式の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする会社法第百九十九條第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定、同法第二百四十四條第二項の規定による同法第百九十九條第一項に規定する募集株式の割当ての決定若しくは同法第二百五十條第二項の規定による同条第一項の契約の承認

二 資本金の額の減少

三 事業の全部又は重要な一部の譲渡

四 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

五 会社分割

六 保険契約の移転

2 信用金庫等である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、信用金庫法第四十八條の三及び第五十八條第一項、中小企業等協同組合法第五十三條及び第五十七條の三第一項並びに労働金庫法第五十三條及び第六十二條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、事業の譲渡を行うことができる。

3 相互会社（保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。以下同じ。）である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、同法第六十二條の二第一項第一

号から第二号の二まで及び第百三十六条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 事業の全部又は重要な一部の譲渡
二 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

三 保険契約の移転

4 機構は、特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の理事、取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、執行役、会計参与、監事、監査役又は会計監査人（以下この条において「役員等」という。）に引き続き職務を行わせることが適切でないとき、又は、会社法第百三十九条第一項（同法第百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項、信用金庫法第三十五条の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二条第一項、労働金庫法第三十七条の六第一項並びに保険業法第五十三条の八第一項及び第五十三条の二十七第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を解任することができる。

5 前項の規定により特別監視金融機関等の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、会社法第百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項、労働金庫法第三十二条第三項並びに保険業法第五十二条第一項及び第五十三条の二十六第六項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を選任することができる。

6 前項の規定により選任された特別監視金融機関等の役員等（執行役を除く。以下この項において同じ。）はその特別監視の終了の後最初に招集される定時株主総会、通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、通常総代会）又は定時社員総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、定時総代会）の終結の時

に、執行役は当該定時株主総会又は定時社員総会（総代会を設けている場合において、その総代会で執行役の選任をすることができるときは、定時総代会）が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

7 第一項から第五項までに規定する許可があつたときは、これらの許可に係る事項について株主総会若しくは種類株主総会（信用金庫等にある総会又は総代会）、相互会社にあつては社員総会又は総代会）又は取締役会の決議があつたものとみなす。この場合における保険業法第十六条第一項、第百三十六条の二第二項並びに第二百五十条第三項及び第五項の規定の適用については、同法第十六条第一項中「資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）の決議に係る株主総会（会社法第四百四十七条第三項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあつては、取締役会）の会日の二週間前」とあるのは「資本金又は準備金の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）に係る預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の十三第一項の許可があつた日以後二週間以内の日」と、同法第百三十六条の二第二項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る預金保険法第百二十六条の十三第一項又は第三項の許可があつた日以後二週間以内の日」と、同法第二百五十条第三項第一号中「次項」とあり、及び同条第五項中「前項」とあるのは「預金保険法第百二十六条の十三第一項」とし、同条第四項の規定は、適用しない。

8 機構は、特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の日本における代表者に引き続き職務を行わせることが適切でないとき、又は、会社法第八百七条第一項及び保険業法第百九十三条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の日本における代表者を定めることができる。

9 前項の規定により定められた特別監視金融機関等の日本における代表者は、特別監視の終了の時に退任する。

10 第一項から第五項まで及び第八項に規定する許可（以下この条において「代替許可」という。）に係る事件は、当該特別監視金融機関等の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

11 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特別監視金融機関等に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

12 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

13 代替許可の決定は、第十一項の規定による特別監視金融機関等に対する送達が行われた時から、効力を生ずる。

14 代替許可の決定に対しては、株主、信用金庫等の会員若しくは組合員、相互会社の社員又は外国会社若しくは外国保険会社等は、第十一項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

15 非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

16 第八十八条の規定は、第一項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる事項又は第四項若しくは第五項に定める事項に係る代替許可があつた場合について準用する。

（回収等停止要請）

第百二十六条の十四 機構は、特別監視金融機関等の債権者（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）の債権者）である金融機関等が特別監視金融機関等に対し債権の回収その他内閣府令・財務省令で定める債権者としての権利の行使をすることにより、当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該金融機関等に対し、事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならない。

（破産手続開始の申立て等に係る内閣総理大臣の意見等）

第百二十六条の十五 内閣総理大臣は、特別監視金融機関等に対し破産手続開始（特別監視金融

機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始）、再生手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始）、更生手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）、特別清算開始（特別監視金融機関等が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項（保険業法第二百十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による清算の開始）又は外国倒産処理手続の承認（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国倒産処理手続の承認）の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定又は命令がなされる前に、裁判所に対し、当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講じられている旨の陳述その他の当該特別監視金融機関等に関する事項の陳述をし、当該決定又は命令の時期その他について意見を述べるることができる。

第百二十六条の十六 特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等の業務に係る財産又は債権であつて、特定合併等により第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等又は同項に規定する特定救済持株会社等に承継又は譲渡されるもの（内閣総理大臣（特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）が指定するものに限る。）は、差し押さえることができない。

（資産の国内保有）
第百二十六条の十七 内閣総理大臣（特定認定に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）は、特定認定に係る金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実

6

みを行った金融機関等の金融機関等子法人等である特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下この章において「対象子法人等」という。）は、内閣総理大臣（第一項の申込みに係る金融機関等又は第三項の申込みに係る対象子法人等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項並びに第七項において準用する第二百五条第五項及び第六項並びに第二百二十六条の二十四において同じ。）に対し、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制（金融機関等が第三項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の経営体制を含む。）の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画（経営の健全化のための計画をいふ。以下この章において同じ。）を提出しなければならぬ。この場合において、第三項の申込みをする金融機関等の対象子法人等は、当該金融機関等と連名で提出するものとする。

内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得する特定株式等（株式等、特定劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等、銀行持株会社等及び株式会社商工組合中央金庫以外のものの自己資本の充実に他の財務内容の改善に資するものとして政令で定める社債に該当するものを含む。以下同じ。）、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（株式等）にあつては次に掲げるものを含む、特定劣後特約付社債、株式会社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、

その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は（一）若しくは（二）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 金融機関等が第三項の申込みをしたときは、当該金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

三 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、第一項の申込みに係る金融機関等又は第三項の申込みに係る対象子法人等の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策
ロ 経営責任の明確化のための方策
ハ 株主責任の明確化のための方策

第五項の規定は前項の決定を行うときについて、同条第六項の規定は第二項又は第四項の決定を行ったときについて、同条第七項の規定は第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行わない旨の決定がされたときについて、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消しについて、第六十六条の規定は第一項又は第三項の申込みがあつた場合（第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）における当該申込みに係る前項の決定を受けた第一項の申込みを行った金融機関等であつて株式会社であるもの又は第三項の申込みを行った金融機

7

関等若しくはその対象子法人等であつて株式会社であるものについて、第七十七条の規定は機構が前項の決定に従い特定株式等の引受け等を行う場合について、第七十七条の二の規定は第一項又は第三項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けである場合において当該申込みに係る前項の決定を行ったときについて、第七十七条の三の規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等又は当該金融機関等を対象子法人等とする金融機関等が同項の決定に従い発行する会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式について、第七十七条の四の規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関が同項の決定に従い発行する優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、第二百五条第五項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」と、同条第六項中「第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第二百二十六条の二第二項第一号又は第三項の申込みをした金融機関等（第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「対象子会社が受けた第一号措置に係る認定」とあるのは「対象子法人等（第二百二十六条の二第二項第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。）」が受けた特定第一号措置（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。）」に係る特定認定（同項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）」と、第七十七条第二項中「株式等の発行者」とあるのは「特定株式等（第二百二十六条の二第二項第六項に規定する特定第一号措置に係る特定認定に係る特定株式等（第二百二十六条の二第二項に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「もの」とあるのは「ことができる」と、同条第六項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「労働金庫等子法人等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）」である場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とし、株式会社商工

組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第七十七条第二項中「株式等の発行者」とあるのは「特定株式等（第二百二十六条の二第二項第六項第一号に規定する特定株式等をいう。）」の発行者」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第三項中「銀行持株会社等が第二百五条第二項」とあるのは「金融機関等が第二百五条の二第二項」と、「銀行持株会社等が發行する」とあるのは「金融機関等が發行する」と、「銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（この項の規定により当該金融機関等又はその金融機関等子法人等（第二百二十六条の二第五項に規定する金融機関等子法人等をいう。対象子法人等を除く。以下この項において同じ。）」が特定株式等の引受け等を行った金融機関等子法人等を含む。）」と、「その対象子会社」とあるのは「当該対象子法人等又は当該金融機関等子法人等」と、「株式等の引受け等」とあるのは「特定株式等の引受け等」と、「株式の引受け」とあるのは「金融機関等に対する特定株式等の引受け等」と、第七十七条の二第一項中「株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては」とあるのは「労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては」と、「経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」とし、「読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。」（特定株式等の引受け等の決定に係る保険業法の特例）

第二百二十六条の二十三 前条第六項の決定がされた場合において、当該決定に係る基金の募集をする相互会社は、保険業法第六十条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議によつて、新たに募集をする基金の額を定め、及び当該基金の募集をすることができる。

2 前項に規定する場合においては、同項の基金の募集をする相互会社は、保険業法第六十二条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議によつて、当該基金の募集に関する定款の変更をすることができる。

(募集株式等の割当て等の特例)
第二百二十六条の二十三の二 会社法第二百六条の二の規定は、特定第一号措置（株式の引受けに

限る。）に係る特定認定に係る金融機関等又は当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等による機構に対する同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

2 会社法第二百四十四条の二の規定は、機構による特定第一号措置（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）に係る特定認定に係る金融機関等又は当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等による機構に対する同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百四十四条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

（特定株式等の引受け等に係る計画の公表等）

第二百二十六条の二十四 内閣総理大臣は、第二百二十六条の二十二第六項の決定をしたときは、同条第五項の規定により提出を受けた経営健全化計画を公表するものとする。ただし、金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、当該経営健全化計画を提出した金融機関等（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等及びその金融機関等子法人等を含む。以下この項において同じ。）の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該経営健全化計画を提出した金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、機構が取得特定株式等又は取得特定貸付債権（機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該特定第一号措置の特定認定に係る金融機関等（第二百二十六条の二十二第五項の規定により経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。）に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

3 前項の「取得特定株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得した特定株式等（株式

等、特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの）の出資又は基金に係る債権をいう。次号において同じ。）（株式等にあつては次に掲げるものを含む、特定劣後特約付社債、株式会社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のもの）の出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）

イ 当該特定株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は（一）若しくは（二）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行った金融機関等の株式交換又は株式移転により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める特定株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又は若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

（特定第一号措置に係る株式交換等の認可）

第二百二十六条の二十五 第二百二十六条の二十二第六項の決定に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、機構が現に保有する取得特定株式等（前条第三項に規定する取得特定株式等をいう。以下この章において同じ。）である株式の発行者であるもの（以下この条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該発行金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 株式交換等により機構が割当てを受ける取得特定株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において機構が保有する取得特定株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後において機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得特定株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

3 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行金融機関等又はその金融機関等子法人等であつて、第二百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式

等の引受け等を行った金融機関等又は同条第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等の対象子法人等（次条第四項に規定する承継子法人等を含む。）であるものは、その実施している経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したものを含む。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社と連名で、内閣総理大臣（当該経営健全化計画を提出する金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

4 前条の規定は、内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について準用する。この場合において、同条第二項中「金融機関等（第二百二十六条の二十二第五項の規定により」とあるのは、「経営健全化計画を次条第三項の規定により提出した金融機関等（当該」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（特定第一号措置に係る組織再編成の認可）

第二百二十六条の二十六 第二百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関等を含む。）であつて機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関等」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業に関する権利義務の全部若しくは一部の承継又は事業譲渡等（以下この条において「組織再編成」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該

対象金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項又は次項の規定により提出したものを用いる。）に係る事業（以下この項において「経営健全化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。

二 組織再編成により当該対象金融機関等（承継金融機関等を含む。）の経営の健全化が阻害されないこと。

三 経営健全化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

3 対象金融機関等が第一項の認可を受けて組織再編成を行った場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣（当該承継金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

4 前三項の規定は、第二百二十六条の二十二第六項の規定（同条第三項の申込みに係る決定に限

る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等又は同条第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの（承継子法人等（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「特定対象子法人等」という。）のうち、経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項の規定、前条第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したものを用いる。）を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併」とあるのは「機構が当該経営健全化計画に係る第二百二十六条の二十二第六項の決定に従い特定株式等の引受け等を行つた金融機関等に係る取得特定株式等又は取得特定貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併」と、「対象金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は」とあるのは「特定対象子法人等（第四項に規定する特定対象子法人等をいう。次項及び第三項において同じ。）のうち経営健全化計画を実施しているものが」と、第二項第一号中「組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項又は次項の規定により提出したものをいう。）」とあるのは「当該経営健全化計画を当該特定対象子法人等」と連名で提出した金融機関等が、当該特定対象子法人等又は組織再編成の後において当該経営健全化計画」と、「承継金融機関等」というのであること」とあるのは「承継子法人等」という。）を金融機関等子法人等とする金融機関等であること」と、同項第二号中「対象金融機関等（承継金融機関等）」とあるのは「特定対象子法人等のうち経営健全化計画を実施しているもの（承継子法人等）」と、前項中「経営の合理化のための方策」とあるのは「前項第一号の経営健全化計画を連名で提出した金融機関等と連名で、経営の合理化のための方策」と読み替える

ものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 対象金融機関等以外の特定金融機関等（前条第一項の金融機関等であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるものをいい、この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の金融機関等又は第八項において準用する前条第一項の認可を受けた場合における第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「組織再編成後金融機関等」という。）を含む。次項において同じ。）は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該特定金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該特定金融機関等であること又は当該特定金融機関等に係る対象子法人等を金融機関等子法人等とする他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 組織再編成により当該特定金融機関等（前号に規定する他の金融機関等を含む。）による当該特定金融機関等に係る対象子法人等の経営管理が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

四 その他政令で定める要件

7 対象金融機関等以外の特定金融機関等（前条第一項の金融機関等であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるものをいう。）又は組織再編成後金融機関等が第五項の認可を受け

て組織再編成を行つた場合において、前項第一号に規定する他の金融機関等があるときは、当該特定金融機関等又は組織再編成後金融機関等に係る特定対象子法人等は、その実施している経営健全化計画（第四項に規定する経営健全化計画をいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の金融機関等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の金融機関等と連名で、内閣総理大臣（当該特定対象子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

8 第二百二十六条の二十四第一項の規定は内閣総理大臣（経営健全化計画を提出した金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）が第三項（第四項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について、同条第二項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関等（これらの経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。）について、前条の規定は承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるものについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第二百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同条第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（次条第四項に規定する承継子法人等を含む。）」とあるのは、「次条第四項に規定する特定対象子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特別支配株主の株式等売渡請求の特例)

第二百二十六条の二十六の二 会社法第二編第二章第四節の二の規定は、第二百二十六条の二十二第六項の決定に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等(第二百二十六条の二十五第一項の認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する会社、前条第一項の認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する承継金融機関等及び同条第五項に規定する組織再編成後金融機関等を含む。)であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)若しくは特定劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の発行者であるものの特別支配株主については、適用しない。

第二百二十六条の二十七 機構は、取得特定株式等又は取得特定貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣(当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者が株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。次項において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(特定資金援助の申込み)

第二百二十六条の二十八 特定合併等を行う金融機関等で特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等(以下「特定破綻金融機関等」という。)でない者(以下「特定救済金融機関等」という。)又は特定合併等を行う特定持株会社等(銀行持株会社等、保険業法第二百四十一条第二項に規定する保険持株会社等(同項第二号及び第四号に掲げるものを除く。))又は指定親会社をいう。以下同じ。)で特定破綻金融機関等でない者(以下「特定救済持株会社等」という。)は、機構が、特定合併等を援助するため次に掲げる措置(以下「特定資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

- 一 金銭の贈与
 - 二 資金の貸付け又は預入れ
 - 三 資産の買取り
 - 四 債務の保証
 - 五 債務の引受け
 - 六 特定優先株式等の引受け等
 - 七 損害担保
- 2 前項の「特定合併等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 特定破綻金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併
 - 二 特定破綻金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併
 - 三 事業譲渡等で特定破綻金融機関等がその事業を他の金融機関等に譲渡するもの
 - 四 特定破綻金融機関等の債務の全部又は一部の他の金融機関等による引受け(事業譲渡等に伴うものを除く。以下「特定債務引受け」という。)
 - 五 株式会社である特定破綻金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定破綻金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの
 - 六 特定破綻金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関等に承継させるもの
 - 七 特定破綻金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの
- 3 第一項第六号の「特定優先株式等の引受け等」とは、優先株式等の引受け等、特定劣後特約付社債の引受け、特定劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関及び銀行持株会社等以外のものの自己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下「貸付け」という。)、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資の引受け又は基金の拠出をいう。
- 4 特定資金援助のうち第二項第二号に掲げる合併又は同項第七号に掲げる新設分割を援助するために行うものは、特定救済金融機関等又は当該合併により設立される金融機関等若しくは当該新設分割により設立される金融機関等に対して行うものとし、当該合併又は当該新設分割を行う者のうちに二以上の特定救済金融機関等がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の特定救済金融機関等の連名で行うものとする。
 - 5 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、特定合併等(第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。))に係る特定破綻金融機関等の資産又は次の各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る特定資金援助のうち特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産の買取りが含まれているときは、当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等は、当該特定破綻金融機関等と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。
 - 一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産(当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。)
 - 二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産(当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。)
 - 三 第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関等の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの
 - 四 第二項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産
 - 五 第二項第六号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したものの
 - 六 第二項第七号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関等の資産(当該新設分割前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。)
 - 6 第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。
 - 7 第一項又は第五項の規定による申込みを行った金融機関等及び特定持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣(労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)に報告しなければならない。
 - 8 機構は、第一項又は第五項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。ただし、当該申込みを行った金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合は、この限りでない。
 - 9 委員会は、第一項若しくは第五項又は第二百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項に規定する申込みに係る特定資金援助について第二百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該特定資金援助が特定破綻金融機関等の財務の状況に照らし当該特定資金援助に係る特定合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該特定資金援助を行う旨の決議をすることができる。

(特定適格性認定)

第二百二十六条の二十九 前条第一項の規定又は第二百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込みに係る特定合併等については、当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、同項の特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等の連名で行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該特定合併等が行われることが当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資すること。

二 機構による特定資金援助が行われることが、当該特定合併等を行うために不可欠であること。

三 当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等が当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等から当該特定合併等により承継し、又は引き受ける業務又は債務（当該特定合併等が前条第二項第五号に掲げる株式の取得である場合にあつては、当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の業務又は債務）について、特定合併等が行われることなく、当該特定破綻金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムに著しい混乱を生じさせるおそれがあること。

四 内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等に対し第一項の認定を行うときは厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ得なければならない。

五 内閣総理大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る者のうち、いずれが特定破綻金融機関等であるかを明らかにしなければならない。

六 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を機構に通知しなければならない。

七 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

八 特定破綻金融機関等の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社又は保険業法第二百七十一条の十八第一項に規定する保険会社とする持株会社となる場合には、内閣総理大臣は、当該会社について銀行法第五十二条の十七第一項、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は保険業法第二百七十一条の十八第一項の認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができる。

（特定合併等のあつせん）

第二百二十六条の三十 内閣総理大臣は、前条第二項の申請が行われない場合においても、特定破綻金融機関等の業務又は債務が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定破綻金融機関等及び他の金融機関等又は

当該特定破綻金融機関等及び特定持株会社等に對し、書面により、特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併を除く）ものとし、当該特定合併等が行われることが当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

（資金援助に関する規定の準用）

第二百二十六条の三十一 第五十九条の二の規定は特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に關して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に關して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行う特定救済金融機関等について、第六十条の規定は内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等を援助するものについて、第六十二条（第一項を除く。）の規定は前条のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）の規定は第二百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又はこの条において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込みについて、第六十四条の二の規定は第二百二十六条の二十八第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第一項の規定は特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等により第二百二十六条の二十八第二項第五号に掲げる株式の取得をされる特定破綻金融機関等について、第六十四条の三第二項の規定は機構が特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに保るものに限る。）を行う特定救済金融機関等、特定救済持株会社等又は第二百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第七号に掲げる新設分割により設立された金融機関等について、第六十五条及び第六十六条の規定は第二百二十六条の二十九第一項の認定又は前条のあつせん（以下「特定適格性認定等」という。）を受けた金融機関等又は特定持株会社等

について、第六十七条の規定は特定適格性認定等を受けた特定救済金融機関等について、第六十八条の規定は特定適格性認定等に係る特定合併等のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は機構が特定優先株式等の引受け等（第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等という。以下同じ。）を行った救済金融機関等（特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等（この条において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の二第二項に規定する会社及びこの条において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）という。以下この条において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が特定優先株式等の引受け等を行った救済金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この条において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等という。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について、第五十九条の二第二項中「破綻金融機関の債権者間の衡平」とあるのは「特定破綻金融機関等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下同じ。）の債権者その他の利害関係人の間の衡平」と、同条第三項中「前条第六項」とあるのは「第二百二十六条の二十八第七項」と、破綻金融機関について、同条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同条第八項」と、第六十条第一項中「合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等」とあるのは「特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等という。以下同じ。）に係る第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等（特定破綻金融機関等を除く。）又は当該特定合併等に係る第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等（特定破綻金融機関等を除く。）」と、同条第二項中「金融機関」とあるのは「金融機関等（第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下

同じ。）と、第六十二条第二項中「銀行持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等という。以下同じ。）と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第二百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。以下同じ。）と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）と、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。）とあるのは「特定救済金融機関等（同条第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定救済持株会社等（同項に規定する特定救済持株会社等をいう」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権を含む。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含む、同号に規

(追加的特定資金援助)

第二百二十六条の三十二 機構は、特定資金援助に係る特定合併等の後、当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等若しくは特定救済持株会社等又は当該特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等から追加の特定資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行った金融機関等又は特定持株会社等に対する追加の特定資金援助（第四項及び第五項において「追加的特定資金援助」という。）を行うことができる。

前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融

- 一 第二百二十六条の二十八第二項第一号に掲げる合併（当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）
- 二 第二百二十六条の二十八第二号に掲げる合併（当該合併により設立された金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）
- 三 第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関等の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの
- 四 第二百二十六条の二十八第二項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産
- 五 第二百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したものの
- 六 第二百二十六条の二十八第二項第七号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立された金融機関等の資産（当該新設分割前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

第一項の規定による申込みに係る損害担保には、前項各号に掲げる特定合併等の区分に応じ

第五十九条の二の規定は特定資金援助に係る特定合併等を行った特定救済金融機関等について、第六十四条（第二項を除く）、第六十四条の二並びに第二百二十六条の二十八第七項及び第八項の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについては、第六十四条の三第二項の規定は機構が追加的特定資金援助（劣後特約付社債・新株予約権が付されているものに限り）、又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限り）の引受けに係るものに限り。）を行う特定救済金融機関等、特定救済持株会社等又は特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等について、第六十七條及び第六十八條の規定は追加的特定資金援助について、第六十八條の二及び第六十八條の三の規定は機構が追加的特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限り。以下「優先株式等」という。）を行った救済金融機関等（特定救済金融機関等、特定救済持株会社等）又は特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等（機構が特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助を行い、かつ、現に当該特定資金援助に係る取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八條の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を保有しているものを除くものとし、この項において準用する第六十八條の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八條の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）をいう。以下この項において同じ。）について、第六十八條の四の規定は機構が追加的特定資金援助を行つた救済金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限り）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限り）の発行若しくはその特別支配株主について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条の二第二項中「破綻金融機関の債権者間の衡平」とあるのは「特定破綻金融機関等（第二百二十六條の二第十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をい

う。以下同じ。の債権者その他の利害関係人の間の衡平」と、同条第三項中「前条第六項」とあるのは「第百二十六条の二十八第七項」と、「破綻金融機関について、同条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同条第八項」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助（第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）」を当事者とする特定合併等（第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」を当事者とする特定合併等」と、同条第四項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」又は特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）」そ

の他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第百二十六条の二十八第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権をいう。）」（優先株式等にあつては次に掲げるものを含む、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「第百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八條中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助」と、第六十八條の二第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二項第五項第一号又は第三号に掲げるものに限り」とあるのは「含み」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行救済金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行救済金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八條の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二項第五項第一号及び第三号に掲げるものに限り。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 委員会は、第一項若しくは第二項又は前項において準用する第五十九条の二第二項に規定する申込みに係る追加的特定資金援助について前項において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該追加的特定資金援助が特定破綻金融機関等の財務の状況に照らし当該

追加的特定資金援助に係る特定合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該追加的特定資金援助を行う旨の決議をすることができる。

（特定適格性認定等に係る特定合併等に対する破産法等の規定の適用関係）

第百二十六条の三十三 破産法第七十八条及び第九十三条、民事再生法第四十一条、第四十二条、第五十四条第二項及び第四項、第六十六条並びに第八十一条、会社更生法第三十二条、第三十五条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十二条、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十三条、第二十五条（第一項を除く。）、第三十二条、第三十三条（第四十五條、第百九十八條、第百九十九條（第一項を除く。）、第百九十七條、第百九十八條及び第二百一十一條、会社法第五百二十七條第一項、第五百三十五條、第五百三十六條及び第八百九十六條並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第三十一条、第三十四条、第三十五条、第五十三条及び第五十五条第一項の規定は、特定適格性認定等に係る特定合併等については、適用しない。

（特定承継金融機関等の設立の決定）

第百二十六条の三十四 内閣総理大臣は、特別監視金融機関等の債務等承継（特定承継金融機関等が事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社分割（以下「特定事業譲受け等」という。）により債務等（特定事業譲受け等に係る業務又は債務をいう。以下同じ。）」を引き継ぎ、かつ、債務等の弁済等（その業務の暫定的な維持継続又は債務の弁済をいう。以下同じ。）」を円滑に行うことをいう。）」のため特定承継金融機関等を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行う特定承継金融機関等を子会社として設立する旨の決定

二 特定承継金融機関等が特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行うべき旨の決定

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。

3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定承継銀行 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする銀行であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

二 特定承継保険会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（保険会社又は外国保険会社等に限る。）」の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする保険会社であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

三 特定承継金融商品取引業者 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（金融商品取引業者に限る。）」の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする金融商品取引業者であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

四 特定承継会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする株式会社であつて、機構の子会社として設立されたもの（特定承継銀行、特定承継保険会社及び特定承継金融商品取引業者を除く。）」をいう。

五 特定承継金融機関等 特定承継銀行、特定承継保険会社、特定承継金融商品取引業者又は特定承継会社をいう。

4 特定承継会社は、第百二十六条の二十八、第百二十六条の三十、第百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二、第六十条、第六十二条（第一項を除く。）」及び第六十四条（第二項を除く。）」から第六十八條の四まで、第百二十六条の三十二（第四項を除く。）」、同項において準用する第五十九条の二、第六十七條から第六十八條の四まで並びに第百二十六条の二十八第七項及び第八項並びに第百三十三條の二の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）」の適用については、金融機関等とみなす。

（特定承継金融機関等の設立等）

第百二十六条の三十五 機構は、前条第一項又は第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる決定があつたときは、当該決定に係る出資の内容について委員会の議決を経て、特定承継金融機関等となる株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を子会

社として設立するための出資をしなければならない。

2 機構は、前項に規定する場合のほか、特定承継金融機関等に対する出資を行おうとするときは、委員会の議決を経なければならない。

3 機構は、前二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（特定承継金融機関等の経営管理）

第二百二十六条の三十六 機構は、特定承継金融機関等が次に掲げる事項を適確に実施できるようにその経営管理を行わなければならない。

一 第二百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行うこと。

二 債務等の弁済等その他の業務（預金等の受払事務、資金の貸付け並びに保険業法第二百六十条第十項に規定する保険契約の管理及び処分を含む。次項第二号において同じ。）の実施に際しては、同項に規定する指針に従うこと。

2 機構は、特定承継金融機関等の債務等の弁済等についての指針を次に定めるところにより作成し、内閣総理大臣の承認を受けた後、公表しなければならない。

一 当該指針は、債務等の弁済等を円滑に行うという特定承継金融機関等の目的を踏まえ、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避しつつ特定承継金融機関等の円滑な債務等の弁済等を確保する観点に立つて作成されるものであること。

二 当該指針は、特定承継金融機関等が債務等の弁済等その他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことを内容として含むものであること。

3 機構は、特定承継金融機関等に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

（承継銀行に関する規定の準用）

第二百二十六条の三十七 第九十五条から第百条まで及び第百三十五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定承継金融機関等について準用する。この場合において、第九十五条中「第九十三条第二項の規定による確認がされた」とあるのは「第二百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等に係る」と、第九十六

条第一項中「業務」とあるのは「債務等（第二百二十六条の三十四第一項に規定する債務等という。）と」、「被管理金融機関に対する管理を命ずる処分」とあるのは「特別監視金融機関等（第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等という。）に対する特別監視指定（同項に規定する特別監視指定をいう。）と、第九十七条第一項中「協定承継銀行」とあるのは「協定特定承継金融機関等」と、第百三十五条第二項及び第三項中「権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）」とあるのは「権利」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助）

第二百二十六条の三十八 特定再承継を行う金融機関等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第二百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限り）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定承継金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

二 特定承継金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

三 特定承継金融機関等がその事業の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に譲渡するもの

四 特定承継金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

五 特定承継金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を

機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に承継させるもの

六 特定承継金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産 当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

四 前項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産

五 前項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 前項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第二百二十六条の二十八第四項、第七項及び第八項並びに第二百二十六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定について、それぞれ準用する。この場合において、第二百二十六条の二十八第四項中、「特定救済金融機関等」とあるのは、「特定再承継金融機関等（第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等（第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）と、第二百二十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第二百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）と、「係る特定破綻金融機関等」とあるのは「係る特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等（第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）と、第二百二十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第二百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）と、「係る特定破綻金融機関等」とあるのは「係る特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第二百二十六条の二十九第二項の申請が行われない場合においても、特定承継金融機関等の業務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定承継金融機関等及び他の金融機関等又は当該特定承継金融機関等及び特定持株会社等に対し、書面により、特定再承継（第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該特定再承継が行われることが当該特定承継金融機関等及び引き継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第一項の規定は特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等により第二項第四号に掲げる株式の取得をされる特定承継金融機関等について、同条第二項の規定は機構が特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定再承継金融機関等、特定再承継特定持株会社等又は第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関等について、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項の規定又は前項のあつせんを受けた金融

機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定再継金融機関等について、第六十八条の規定は特定再継のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受けた再継金融機関等（特定再継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再継特定持株会社等（この項において準用する第六十八条の二第二項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）をいう。以下この項において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が当該特定資金援助を行った再継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第六十二条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定持株会社等（第六十二条の二第八項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第六十二条の三十八第五項において準用する第六十二条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「特定承継金融機関等（第六十二条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。）と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第六十二条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものをいう。以下同じ。）と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第六十二条の

条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再継（第六十二条の三十八第二項に規定する特定再継をいう。以下同じ。）と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再継」と、第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第六十二条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く）」とあるのは「特定再継金融機関等（第六十二条の三十八第一項に規定する特定再継金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定再継特定持株会社等（同項に規定する特定再継特定持株会社等をいう）」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第六十二条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含む。同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二項第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社

商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第六十二条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これら以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「譲受け、付保預金移転」とあるのは「譲受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条の二中「発行救済

金融機関等」とあるのは「発行特定再継金融機関等」と、同条第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含み」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行特定再継金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行特定再継金融機関等が商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。（特定負担金の納付等）

第二百二十六条の三十九 金融機関等は、第二百二十三条第四項（第二百二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告において定められた期間、機構の危機対応業務（特定認定に係る金融機関等又は特定承継金融機関等に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、負担金（以下「特定負担金」という。）を納付しなければならない。

2 前項の公告がされたときは、金融機関等は、当該公告において定められた期間に含まれる各事業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、特定負担金を納付するものとする。この場合において、金融機関等は、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社又は指定親会社がある場合にはこれらの者を通じて、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社又は指定親会社がない場合であつて当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等がある場合には当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定める

銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始)の決定、更生手続開始(金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始)の決定又は再生手続開始(金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始)の決定があつた金融機関等に

対し第二百七十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、破産法第百条第一項、会社更生法第四十七条第一項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十四条及び第百九十九条において準用する場合を含む。)及び民事再生法第八十五条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、破産管財人、更生手続における管財人又は同法第二条第二号に規定する再生債務者等の申立てにより、第二百七十七条の二第一項の規定によるその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済その他これを消滅させる行為(以下この条において「弁済」という。)を許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間(当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならないものとする。)を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

(金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例)

第二百二十七条の五 第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、特別清算開始の命令若しくは会社法第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百二十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等に対し第二百七十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中「前条第一項に規定する決済債務」とあるのは「第二百二十七条の二第一項の規定によるその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれ

れがあると認められる種類の債務」と、同条第四項中「弁済を行う」とあるのは「弁済その他これを消滅させる行為(以下この条において「弁済」という。)を行う」と、同項及び同条第五項中「決済債務」とあるのは「債務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け)

第二百二十八条 第六十九条の三(第三項及び第四項を除く。)の規定は、同条第一項各号に掲げる者(同項第一号に掲げる者にあつては、破産手続開始、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は特別清算開始の命令があつた後に限り、同項第二号から第八号までに掲げる者)にあつては特定認定に係る金融機関等を除く。からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは、「その必要の限度において」と読み替えるものとする。

第二百二十八条の二 機構は、次に掲げる者(第一号に掲げる者)にあつては、破産手続開始(同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始)、更生手続開始(同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始)若しくは再生手続開始(同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始)の申立て又は特別清算開始の命令(同号に掲げる者が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百二十二条第一項の規定による清算の開始)があつた後に限る。からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができ、

一 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等

二 破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支店を除く。)(又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。))

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支店を除く。)(又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。))

四 更生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支店を除く。)(又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。))

五 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項若しくは第百八十七条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支店を除く。)(又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。))

六 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支店を除く。)(又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。))

七 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支店を除く。)(又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。))

八 特別清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等(外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等を除く。)(会社法第八百二十二条第一項の規定により清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等(外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等に限る。)(銀行法第五十一条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。))又は破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。))又は保険業法第二百二十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等(外国保険会社等に限る。))

2 第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「又は労働金庫連合会が当事者とする合併等」とあるのは、「労働金庫連合会又は第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(資産の買取り)

第二百二十八条の三 機構は、第五十六条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をした場合又は第二種保険事故が発生した場合において、これらの保険事故が発生した金融機関(これらの保険事故が発生した時において金融機関であつた者を含む。)が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、第一項に規定する金融機関から同項の資産の買取りに係る申込みがあつたとき、又は当該資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出があつた場合において、当該入札に係る資産の買取りをしようとするときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該決定に係る第一項に規定する金融機関との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

6 機構は、第一項に規定する金融機関との間で前項の契約を締結しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二百二十九条 機構は、第三章第四節(前章及び前条の規定による場合のほか、協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等が保有する資産の買取りを行うことができる。)

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関

等から第一項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

第百三十条 (信用金庫等の総会等の招集手続の特例)

適格性の認定等又は特定適格性認定等を受けた信用金庫等が行う事業譲渡等及びその実施に必要な定款の変更について議決するための当該信用金庫等の総会は、総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員の同意があるときは、信用金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及び労働金庫法第四十九条の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する事項について議決するための総代会について準用する。この場合において、同項中「総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員」とあるのは「総代の全員」と、「信用金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及び労働金庫法第四十九条」とあるのは「信用金庫法第四十九条第五項において準用する同法第四十五条、中小企業等協同組合法第五十五条第六項において準用する同法第四十九条及び労働金庫法第五十五条第五項において準用する同法第四十九条」と読み替へるものとする。

（事業譲渡等における債権者保護手続の特例等）

第百三十一条 第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定又は第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債務引受けを援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、特定事業譲渡等（第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転又は第百

二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債務引受けをいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条及び次条において同じ。）に係る債務の引受け及び契約上の地位の移転は、当該特定事業譲渡等により救済金融機関又は特定救済金融機関等が引き受ける債務に係る債権者及び救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2 民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示（同法第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいう。第四項及び第七項において同じ。）がされた債権の譲渡については、適用しない。

3 銀行法第三十四条及び第三十五条（これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに金融商品取引法第五十条の二第六項の規定は、第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡等については、適用しない。

4 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡等がされたときは、当該破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等は、その日から二週間以内に、当該特定事業譲渡等の内容の要旨並びにこれに対し異議のある債権者、譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者及び契約上の地位に係る契約の相手方は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者、譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者及び契約上の地位に係る契約の相手方には、各別にこれを催告しなければならない。

5 前項の期間は、一月を下つてはならない。

6 第四項の規定にかかわらず、破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法（外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等にあつては、会社法第九百三十九条第二項若しくは第四項、銀行法第四十九条の二第一項又は保険

業法第二百七条第一項若しくは第四項の規定による公告の方法。以下同じ。）によりするときは、当該破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等による第四項の規定による各別の催告は、することを要しない。

7 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡等により救済金融機関又は特定救済金融機関等が引き受ける債務に係る債権者、救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者及び救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方（以下この項において「移転債権者等」という。）が第四項に規定する期間内に異議を述べたときは、当該移転債権者等に係る当該特定事業譲渡等に係る債務の引受け、譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡及び契約上の地位の移転（以下この項において「債務の引受け等」という。）は、当該債務の引受け等の時に遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができない。

8 破綻金融機関の債権者（第一項に規定する第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の破綻金融機関の債務に係る債権者に限る。）又は特定破綻金融機関等の債権者（第一項に規定する第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けにより特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定破綻金融機関等の債務に係る債権者に限る。）が第四項の期間内に異議を述べた場合において、当該破綻金融機関の債権者又は当該特定破綻金融機関等の債権者は、当該破綻金融機関等が破綻金融機関等の債権者につき第一項に規定する特定事業譲渡等により弁済を受けることができないこととなつた金額があるときは、当該破綻金融機関の債権者又は当該特定破綻金融機関等の債権者は、救済金融機関又は特定救済金融機関等に対し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

9 救済金融機関の債権者（第一項に規定する第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関の債務に係る債権者に限る。）又は特定救済金融機関等の債権者（第一項に規定する第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けに

より特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定救済金融機関等の債務に係る債権者に限る。）が第四項の期間内に異議を述べたときは、当該救済金融機関又は特定救済金融機関等は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該特定事業譲渡等が当該救済金融機関の債権者又は当該特定救済金融機関等の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第百三十一条の二 (特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転（預金等に係る契約に係るものにあつて、契約の条項（金利その他の政令で定めるものに限る。）の変更を伴うものに限る。以下この条において同じ。）は、当該契約上の地位の移転に係る預金者等の承諾を得ないでこれを行うことができる。この場合において、破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等（次項において「破綻金融機関等」という。）は、当該契約上の地位の移転の前に、当該特定事業譲渡等の内容の要旨及び当該変更の内容並びにこれらに対し異議のある預金者等は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、住所又は居所が知れていない預金者等には各別にこれを催告しなければならない。)

2 破綻金融機関等は、前項の規定により特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転をしようとするときは、同項の公告及び催告をする前に、内閣総理大臣（当該破綻金融機関等のうちに労働金庫又は労働金庫連合会がある場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該破綻金融機関等のうちに株式会社商工組合中央金庫がある場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）の承認を受けなければならない。

3 第一項の期間は、政令で定める期間を下つてはならない。

4 第一項の期間内に異議を述べた預金者等に係る契約上の地位の移転は、効力を生じない。

5 前条並びに銀行法第三十四条及び第三十五条（これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む

む。）の規定は、第一項の公告又は催告に係る契約上の地位の移転については、適用しない。（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例）

第百三十二条 破綻金融機関又は特定破綻金融機関等であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に対してする事業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定又は第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関又は特定破綻金融機関等は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項並びに公益信託二開スル法律（大正十一年法律第六十二号）第七条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関又は当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等（以下この条及び次条において「新受託者」という。）との間の事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。

2 新受託者（特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。）の新受託者を除く。以下この条において同じ。）は、前項の規定による変更が行われたときは、直ちに、当該変更に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該変更により移転のある者は一定の期間内に異議を述べざるべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第五項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者及び移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の規定にかかわらず、新受託者が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該新受託者による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 第二項の期間内に異議を述べた貸付信託等（定型的信託であつて委託者が信託の利益の全部を享受するものとして政令で定めるものをいう。）に係る移転受益者は、新受託者に対し、第一項の規定による変更が行われなければ有したであろう公正な価格で自己の受益権を買い取ることを請求することができる。

6 新受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益権をその固有財産をもつて買い取らなければならない。この場合においては、貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第十一条の規定は適用しない。

7 信託法第七十五条第一項 第七十六条及び第七十七条の規定は第一項の規定による変更が行われた場合について、同法第百三十三条第六項及び第七項、第百四条第一項から第十一項まで、及び第二百六十二条第一項及び第二項、第二百六十三条並びに第二百六十四条の規定は第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百三十二条の二 特定目的信託の受託者たる破綻金融機関又は特定破綻金融機関等について前条第一項の規定による変更が行われた場合は、新受託者は、遅滞なく、権利者集会（資産の流動化に関する法律第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。次項において同じ。）を招集し、当該変更についてその承認を求めなければならない。この場合において、同法第二百四十四条第三項の規定は、適用しない。

2 権利者集会が前項の承認を求める議案を否決したときは、新受託者の当該特定目的信託に係る任務は、終了する。

3 信託法第五十九条第四項本文の規定は、前項の規定により任務を終了した新受託者について準用する。

4 信託法第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条の規定は、特定目的信託の受託者たる破綻金融機関又は特定破綻金融機関等について前条第一項の規定による変更が行われた場合について準用する。

（委託者の地位の移転手続の特例）

第百三十二条の三 特定破綻金融機関等であつて信託の委託者である者が行う事業の譲渡を援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該特定破綻金融機関等は、信託法第百四十六条第一項の

規定にかかわらず、当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等（以下この条において「新委託者」という。）との間の当該事業の譲渡に係る契約をもつて当該信託（金融商品取引法第四十三条の二第二項の規定に基づき締結した信託契約に係る信託その他これに準ずるものとして政令で定める信託に限る。）に係る信託契約の委託者の地位を当該新委託者に移転することができる。

2 新委託者は、前項の規定により信託契約の委託者の地位が移転したときは、直ちに、当該移転に係る信託の受託者（以下この項及び第五項において「移転受託者」という。）又は受益者（第五項において「移転受益者」という。）であつて当該移転に異議のある者は一定の期間内に異議を述べざるべき旨を公告し、かつ、移転受託者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の規定にかかわらず、新委託者が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該新委託者による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 移転受託者又は移転受益者が第二項に規定する期間内に異議を述べたときは、当該移転受託者又は移転受益者に係る信託契約の委託者の地位の移転は当該移転の時に遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができない。

（振替手続の特例）

第百三十二条の四 特定破綻金融機関等であつて口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二章第四項に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）である者が行う事業の譲渡を援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつた場合において、当該特定資金援助に係る特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で当該事業の譲渡に係る契約が締結されたときは、当該特定破綻金融機関等が開設した加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条において同じ。）の口座（当該事業の譲渡により特定救済金融機関等が振替を行うこととなるものに限る。以下この項において同じ。）は、当該特定

救済金融機関等が開設した加入者の口座とみなす。

2 特定破綻金融機関等であつて口座管理機関である者が行う事業の譲渡を援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつた場合において、当該特定資金援助に係る特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で当該事業の譲渡に係る契約が締結されたときは、当該特定破綻金融機関等が社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）又は他の口座管理機関から開設を受けた口座（当該事業の譲渡により当該特定救済金融機関等又は当該特定救済金融機関等若しくはその下位機関（同法第二条第九項に規定する下位機関をいう。）の加入者が権利を有するものを記載し、又は記録することとなる口座に限る。以下この項において同じ。）は、当該特定救済金融機関等が開設を受けた口座とみなす。

（根拠当権の譲渡に係る特例）

第百三十三条 被管理金融機関が承継銀行その他の金融機関（以下この条において「承継金融機関」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に根拠当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に掲げる事項について異議のある根拠当権設定者は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べざるべき旨を公告し、又はこれを催告することができ。

一 当該被管理金融機関から当該承継金融機関に当該根拠当権が譲渡されること及びその

二 当該根拠当権の譲渡の後においても当該根拠当権が当該債権を担保すべきものとするこ

と。

2 前項の期間は、二週間を下つてはならない。

3 第一項の規定にかかわらず、被管理金融機関及び承継金融機関が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた方法によりするときは、当該被管理金融機関及び承継金融機関による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 第一項の公告又は催告に係る根拠当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内

に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る承継金融機関の合意が、それぞれあつたものとみなす。

5 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

6 前各項の規定は、承継銀行又は特別危機管理銀行が他の金融機関に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

第三百三十三条の二 特定破綻金融機関等は、民法第三百九十八条の十二第一項の規定にかかわらず、事業の譲渡により譲渡される債権を担保する根抵当権（以下この条並びに次条第二項及び第三項において「移転根抵当権」という。）に係る根抵当権設定者（以下この条において「移転根抵当権設定者」という。）の承諾を得ることなく、特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。第七項において同じ。）その他の金融機関等（以下この条において「承継金融機関等」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に移転根抵当権をその担保すべき債権（以下この条において「移転債権」という。）の全部とともに譲渡することができる。この場合には、同法第三百九十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該移転根抵当権設定者と当該承継金融機関等との間において、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとする旨の合意があつたものとみなす。

2 前項の規定により元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等は、その日から二週間以内に、次に掲げる事項及びこれに対し異議のある移転根抵当権設定者は一定の期間内に担保すべき元本の確定を請求すべき旨を公告し、かつ、移転根抵当権設定者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

一 当該特定破綻金融機関等から当該承継金融機関等に移転根抵当権が譲渡されたこと。
二 当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が移転債権を担保すべきものとされたこと。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の規定にかかわらず、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該特定破綻金融機関等及び承継金融機関等による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 第一項の規定により元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、移転根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、第二項に規定する期間を経過したときは、この限りでない。

6 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、移転根抵当権設定者に係る第一項の規定による移転根抵当権に係る事業の譲渡の時に確定したものとみなす。

7 前各項の規定は、特定承継金融機関等が他の金融機関等に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（根抵当権移転登記等の申請手続の特例）

第三百三十四条 第三百三十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならぬ。

2 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の場合における移転根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて特定破綻金融機関等が同条第一項の規定による事業の譲渡をしたことを証する情報を提供しなければならぬ。

3 第三百三十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は前条第一項（同条第

七項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権又は移転根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権又は移転根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前二項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

（課税の特例）

第三百三十五条 第七十九条（第二百二十六条の九において準用する場合を含む。）の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2 承継銀行が第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受け行う被管理金融機関の事業の譲受け等（次項において「決定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

3 承継銀行が決定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、承継銀行に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

4 銀行その他の政令で定める者（以下この項において「銀行等」という。）が、第一号措置を行うべき旨の第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該第一号措置に関する株式の取得又は特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の第二百二十六条の二十二第六項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、政令で定めるものによる資本金の額の増加を行った場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、内閣府令・財務省令で定めるところによりこれらの決定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法（昭和四十二年法律

第三十五号）第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

一 当該銀行等 当該資本金の額の増加
二 当該銀行等が行う株式移転により当該銀行等の株式移転設立完全親会社となつた株式会社 当該株式会社設立完全親会社となつた株式会社（報告又は資料の提出）

（報告又は資料の提出）

第三百三十六条 内閣総理大臣（労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項及び次条において同じ。）は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、電子決済等取扱業者等、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項、同条第一項及び第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）を含む。）又は特定持株会社等に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次項、次条及び第百三十九条第二項第二号において同じ。）又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者（金融機関代理業者等を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該金融機関等又は特定持株会社等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第三百三十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者等を含む。）又は特定持株会社等の営業所（信用金庫等又は相互会社にあつては事務所、外国

保険会社等にあつては保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等）その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があるとき、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等又は特定持株会社等に対する質問若しくは検査に必要な事項に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとす。

一 第五十条第一項の規定による保険料の納付が適正に行われていること。

二 第五十五条の二第五項並びに第五十八条の三第一項及び第二項に規定する措置が講ぜられていること。

三 第七十一条第二項の預金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額

四 前章の規定による特別監視その他同章の規定による業務及び当該業務に附帯する業務の円滑な実施を確保するために必要な金融機関等の業務の遂行並びに財産の管理及び処分の状況

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

（金融機関の破産手続開始の通知等）

第百三十七条の二 金融機関について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に通知しなければならない。

2 金融機関の破産手続において、破産法第百九十七條第一項（同法第百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四條第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を機構に通知しなければならない。

（契約の解除等の効力）

第百三十七條の三 内閣総理大臣は、第二百二條第一項に規定する認定又は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る金融機関又は金融機関等について、関連措置等（当該認定若しくは特定認定又は管理を命ずる処分、特別監視指定若しくは特定管理を命ずる処分その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が講じられたことを理由とする契約（契約の当事者又は契約において定める者である金融機関又は金融機関等に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているものであつて、金融市場その他の金融システムと関連性を有する取引のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係るものに限る。）の特定解除等で定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要に期間として内閣総理大臣が定めた期間（以下この条において「措置実施期間」という。）中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができる。

2 前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約する権利の発生、契約に係る債権に係る期限の利益の喪失、契約に係る取引に係る金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算その他これらに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による決定は、その決定の時から効力を生ずる。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による決定を行つたときは、直ちにその旨及び措置実施期間を官報により公告するとともに、これを機構及び当該決定に係る関連措置等に係る金融機関又は金融機関等に通知しなければならない。

5 第一項の規定による決定が行われた契約については、破産法第五十八条（民事再生法第五十一条、会社更生法第六十三条並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第三項及び第二百六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、措置実施期間中は、適用しない。

6 第一項の規定による決定が行われた契約についての金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条の規定の適用については、措置実施期間中は、同法第二条第四項に規定する一括清算事由は、生じなかつたものとみなす。

（金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するための命令等）

第百三十七條の四 内閣総理大臣（この条に規定する命令に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずよう命ずることができる。

（国際協力）

第百三十七條の五 機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならない。

（政令への委任）

第百三十八條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（権限の委任）

第百三十九條 内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

一 第二十六条第一項又は第二項の規定による任命

二 第二十六条第三項又は第二十九条の規定による解任

三 第三十条の規定による承認

四 その他政令で定めるもの

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

一 第百三十六條第一項及び第百三十七條第一項の規定による権限（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等及び証券金融会社（次号において「金融商品取引業者等」という。）に関するもの並びに金融商品仲介業者及び同法第二条第十一項に規定する登録金融機関に関するもの（同項に規定する金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う同項各号に掲げる行為に係るものに限る。）に限る。）

二 第百三十六條第二項及び第百三十七條第二項の規定による権限（金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、金融商品取引業者等の子会社及び金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者に関するものに限る。）

三 その他政令で定めるもの

3 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行つたときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取

法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者又は機構代理の職務に関し特別

(証券取引等監視委員会に対する審査請求)
第二百三十九条の二 証券取引等監視委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の

命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

3 犯人又は法人たる特別監視代行者若しくは機構代理の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四百二十二条 第四百十一条第一項若しくは第二

百四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四百四十一条 金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

し、又はこれを併料する。

一 第二百二十六条の三第三項の規定による命令に違反したとき。

二 第二百二十六条の十七の規定による命令に違反したとき。

2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。金融整理

反したとき。

第三百三十六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に関し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも同様とする。

第三百三十七条第一項、第二項又は第六項の規定による当該職員又は機構の職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者も、前項と同様とする。

3 犯人又は法人たる金融整理管財人若しくは金融整理管財人代理の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百四十四条 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)又は第八十二条(第一百二十六条の九及び第二百二十六条の十八において準用する場合を含む。)の規定に違反してその

第四百四十一条の二 特別監視代行者又は機構代理
がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要
求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘
禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十五条 破綻金融機関、破産手続開始の決

2 特別監視代行者又は機構代理が法人であるときは、特別監視代行者又は機構代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者又は機構代理が

定を受けた者若しくは特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）、日本における代表者、会計参与（会計参与が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員）、監事、

監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは会計監査人（会計監査人が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員）若しくは支配人

若しくは参事その他の使用人若しくは当該破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該破綻金融機関である場合に限る）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約

の相手方若しくは当該破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等若しくは当該特別監視金融機関等所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該特別監視金融機関等である場合に限定。）の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該

該特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、当該特別監視金融機関等を所屬保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人若しくは当該特別監視金融機関等を所屬金融商品取引業者等とする金融商品

仲介業者（これらの者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人）又はこれらの者でせうであつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の

の罰金に処する。

被管理金融機関の取締役、執行役若しくは理事、会計参与（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監査役、会計監査人（会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）若しくは監

事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人若しくは当該被管理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該被管理

金融機関である場合に限る。)の株式会社、商工組合、中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等

取扱業者等（これらの者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人）又はこれらの者であつた者が第八十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第四百十六條 次の各号のいずれかに該当する場合
合には、当該違反行為をした者は、五十万円以
下の罰金に処する。

一 第六十四条の二第五項（第六十八條の二第二項（第六十九條第四項、第一百一條第七項、第二百六條の三十一、第二百六條の三十二第四項及び第二百六條の三十八第七項に於て準用する場合を含む。）、第六十八條の三第五項（第六十九條第四項、第一百一條第七

項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項及び第二百二十六条の三十八第七項において準用する場合を含む。)、第六十九條第四項、第一百條第七項、第二百二十六條第三十一、第二百二十六條の三十二第四項及び第二百二十六條の三十八第七項において準用する場合を含む。)、第一百條(第二百二十六條の三十

七において準用する場合を含む。)、第百八条第二項(第百八条の二第四項(第百八条の三第八項において準用する場合を含む。))及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。)、又は第百二十六条の二十四第二項

（第二百二十六条の二十五第四項（第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）及び第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十条、第一百十五条、第二百二十六条の三

第五項又は第二百二十六条の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第百四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十六条第四項（第五十七條第五項及び第七十二條第五項において準用する場合を含む）、第六十三條第三項、第六十四條第三項（第六十九條第四項、第六十九條の三第二項

(第百二十七条第一項及び第百二十八条において準用する場合を含む)、第百一条第七項、第百八条第四項、第百二十六条の二十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項、第百二十七条の二第二十六条の三十八第七項、第百二十七条の二第二十六条の三十八第七項、第百二十七条の二第二項及び第百二十八条の二第二項において準用

する場合を含む）、第九十二条第三項、第九十六条第三項（第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む）、第九十七条第二項（第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む）、第九十八条第二項（第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む）、第一百一条の二第四項、第一百七十七条第二項（第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む）、第二百九条第二項、第二百二十条第四項、第二百二十三条第一項、第二百二十六条の二第七項、第二百二十六条の三十五第三項、第二百二十八条の三第四項又は第二百二十九条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第五十五条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

第二百四十九条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百四十二条の二又は第二百四十三条 二億円以下の罰金刑

二 第二百四十五条（次に掲げる者に係る部分に限る。）、第二百四十六条又は第二百四十八条 各本条の罰金刑

イ 金融機関代理業者等（法人に限る。）
ロ 業務を執行する社員（法人に限る。）
ハ 会計参与（法人に限る。）
ニ 会計監査人（法人に限る。）

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

第二百五十条 第四百四十一条又は第四百四十一条の二の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第四百四十二条（第四百四十一条第一項又は第二項に係る部分に限る。）の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二百五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等、電子決済等取扱業者等又は特定持株会社等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）、日本における代表者又はこれらに準ずる者は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

二 第五十八条の三第三項又は第三百三十七條の四の規定による命令に違反したとき。

三 第六十八条の二第四項若しくは第六十八條の三第四項（これらの規定を第六十九條第四項、第一百一条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項及び第二百二十六条の三十八第七項において準用する場合を含む。）、第二百八条の二第三項（第二百八条の三第八項において準用する場合を含む。）、第二百八条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、同条第七項、第二百二十六条の二第五第三項（第二百二十六条の二第六八項において準用する場合を含む。）、第二百二十六条の二第六第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第七項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。

四 第四百七条の三第二項（第二百二十六条の二第二七項において準用する場合を含む。）又は第四百七条の四第二項（第二百二十六条の二第二七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して登記することを怠つたとき。

五 第四百八条の二第一項（第四百八条の三第八項において準用する場合を含む。）、第四百八条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項、第二百二十六条の二第五第一項（第二百二十六条の二第六八項において準用する場合を含む。）又は第二百二十六条の二第六第一項（同条第四項にお

いて準用する場合を含む。）若しくは同条第五項の五項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

六 第七十四条第五項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。

七 第七十七条第二項の規定により選任された金融整理管財人又は第二百二十六条の五第一項の規定により特定管理を命ずる処分があつた場合における機構に事務の引渡しをしないとき。

八 第三百三十一條第九項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

2 金融整理管財人又は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構が、第七十五条又は第二百二十六条の七の規定により管理を命ずる処分又は特定管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融機関又は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは日本における代表者又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3 第一号から第七号までに掲げる金融機関の金融整理管財人又は次の各号に掲げる金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合に、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 銀行 会社法第九百七十六條各号又は銀行法第六十五條各号

二 長期信用銀行 会社法第九百七十六條各号又は長期信用銀行法第二十七條各号

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む金融機関 同法第二十二條各号

四 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法第九十一條第一項各号

五 信用協同組合又は信用協同組合連合会 協同組合による金融事業に関する法律第十二條第一項各号

六 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法第一百一条第一項各号

七 株式会社商工組合中央金庫 会社法第九百七十六條各号又は株式会社商工組合中央金庫法第七十六條各号

八 外国銀行支店 会社法第九百七十六條各号又は銀行法第六十五條各号

九 保険会社又は外国保険会社等 会社法第九百七十六條各号又は保険業法第三百三十三條第一項各号若しくは第三百三十四條各号

十 会社である金融機関等（第一号から第三号まで及び第七号から前号までに掲げるものを除く。） 会社法第九百七十六條各号

4 金融商品取引業者、指定親会社又は証券金融会社に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は、金融商品取引法第二百八条各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

5 信用協同組合若しくは信用協同組合連合会の金融整理管財人又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は、中小企業等協同組合法第二百十五條第一項各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第二百五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

五 第四十一条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十五条第二項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の命令に違反したとき。

八 第五十五条第三項及び第四項、第五十九條第七項（第五十九條の二第三項（第六十九條第四項において準用する場合を含む。）、第六十九條第四項、第一百一条第五項及び第二百八条第二項において準用する場合を含む。）、第

六十条第三項（第二百二十六条の三十一において準用する場合を含む）、第六十一条第七項（第六十二条第四項（第一条第七項及び第七百十八条第四項において準用する場合を含む）、第一百一条第五項及び第七百十八条第二項において準用する場合を含む）、第六十六条第四項（第一百一条第七項、第一百八条第四項、第二百二十六条の三十一及び第七百二十八条第七項において準用する場合を含む）、第二百二十条第三項、第二百二十六条の二十八第八項（第二百二十六条の三十一及び第七百二十六条の三十二第四項において準用する第五十九条の二第三項、第二百二十六条の三十二第四項並びに第二百二十六条の三十八第五項において準用する場合を含む）、第二百二十六条の二十九第七項（第二百二十六条の三十一において準用する第六十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百五十三條 第六條第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第二条 機構の成立の際現に保険事故が発生している金融機関その他これに準ずるものとして政令で定める金融機関については、この法律の規定は、適用しない。

2 前項に規定する金融機関のうち、機構の成立の後にその業務又は事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、大蔵大臣が指定するものについては、その指定の日から、この法律の規定を適用する。

（保険金の額の特例）

第六條の二 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までに発生した保険事故（附則第十六条第五項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第十七条第四項に規定する預金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。）に限り、保険金の額は、第五十四条の規定にかかわらず、当該保険事故が発生した金融機関の

各預金者等につき、次の各号に掲げる預金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条において同じ。）に係る債権（その者が第五十三条第一項の請求をした時において現に有するもの（同条第四項の仮払金の支払又は第七百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）に限る。以下この項において同じ。）のうち当該各号に定める合算額に相当する金額とする。

一 預金等のうち為替取引に用いられるものとして政令で定める預金（以下この項において「特定預金」という。） 当該特定預金に係る債権のうち元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）

二 特定預金以外の預金等（以下この条において「その他預金等」という。） 当該その他預金等に係る債権のうち元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）

2 前項第二号に規定する元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が保険基準額を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、その他預金等につき、第五十四条第二項各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

3 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について第五十三条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第七百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる預金等の区分ごとに、前二項の規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除した金額に相当する金額とする。

（保険料の額の特例）

第六條の二の二 平成十三年四月一日に開始する営業年度に納付する保険料の額は、第五十一条

第一項の規定にかかわらず、各金融機関につき、当該営業年度の直前の営業年度の末日における預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条において同じ。）のうち為替取引に用いられるものとして政令で定める預金（以下この条において「特定預金」という。）の額の合計額及び特定預金以外の預金等（以下この条において「その他預金等」という。）の額の合計額をそれぞれ十二で除し、これに平成十三年四月一日に開始する営業年度の月数乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て、特定預金及びその他預金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額とする。

2 平成十四年四月一日に開始する営業年度に納付する保険料の額は、第五十一条第一項の規定にかかわらず、各金融機関につき、当該営業年度の直前の営業年度の各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六十六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を除く。）における特定預金の額の合計額を平均した額及びその他預金等の額の合計額を平均した額をそれぞれ十二で除し、これに平成十四年四月一日に開始する営業年度の月数乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て、特定預金及びその他預金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額とする。

（決済用預金に関する特例）

第六條の二の三 特定預金（附則第六條の二第一項第一号に規定する特定預金をいう。）であつて決済用預金に該当しないものについては、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、決済用預金とみなす。この場合における第五十四条の二第二項の規定の適用については、同項中「元本の額（その額）」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額）」とする。

（業務の特例）

第六條の二の四 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第七條まで、附則第八條の二第二項及び附則第十五條の二から第十五條の五までの規定による業務を行うことができる。

（特例資産譲受人等の資産の買取り）

第六條の三 機構は、第六十四条第一項の規定による資金援助の決定（預金保険法の一部を改正

する法律（平成八年法律第九十六号）の施行の日前にされたものに限る。）に係る営業譲渡等（当該営業譲渡等に係る救済金融機関を除く。以下この条において「特定譲受人」という。）を、当該営業譲渡等に係る救済金融機関の資産（当該救済金融機関が当該営業譲渡等により当該破綻金融機関から譲り受けたものに限る。以下この項において「特別資産」という。）を譲り受けた者（以下この条において「特別譲受人」という。）又は特定譲受人若しくは特別譲受人に対して当該破綻金融機関の資産若しくは特別資産（以下この項において「特例資産」という。）の譲受けに必要な資金の貸付けを行つた者であつて当該貸付けに係る債務の弁済に代えて当該特例資産を譲り受けた者（以下この項及び第五項において「特例資産譲受人」という。）から、平成十三年三月三十一日までに当該特定譲受人が譲り受けた当該破綻金融機関の資産、当該特別譲受人が譲り受けた当該特別資産又は当該特例資産譲受人が当該債務の弁済に代えて譲り受けた当該特例資産の買取りの申込みを受けたときは、これらの資産を買取り取ることができると

2 機構は、前項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

3 機構は、前項の規定により資産の買取りを行う旨の決定をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣及び財務大臣は、特定譲受人又は特別譲受人による破綻金融機関又は救済金融機関からの資産の譲受けが、当該破綻金融機関の円滑な営業譲渡等を図る観点又は当該救済金融機関の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から必要であつたと認められる場合に限り、前項の承認をするものとする。

5 機構は、第二項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該資産の買取りの申込みに係る特定譲受人、特別譲受人又は特例資産譲受人（以下「特例資産譲受人等」という。）との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

（特例資産譲受人等に対する損失の補てん）

第六條の四 機構は、前条第一項の規定により資産の買取りを行う場合（附則第十条第一項の規

定により協定銀行が機構の委託を受けて資産の買取りを行う場合を含む。）において、特例資産譲受人等（金融機関に限る。以下この項において同じ。）から、当該資産の売却により生じた損失の補てんの申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、当該特例資産譲受人等に対し、当該損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

2 機構は、前項の規定により損失の補てんを行うおとるときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、第一項の規定による損失の補てんが行われなければ、信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合に限り、前項の承認をするものとす。

（協定銀行に係る業務の特例）

第七条 機構は、破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から引き受けた預金等に係る債務若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十一条第一項において「預金等に係る債務等」という。）又は移管措置（附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産又は同条第七項に規定する措置により協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した銀行（以下「協定銀行」という。）に対し、協定の定めによる整理回収

業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 協定銀行に対し、附則第十条の二の規定による損失の補填若しくは附則第十一条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定銀行が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行うこと。

二の二 次条第一項第二号の三の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

三 協定銀行による整理回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

四 第一号、第二号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、協定銀行が協定の定めにより承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において同じ。）が隠蔽されているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。機構の理事長は、前項に規定する業務を行う職員として、金融取引、不動産取引、民事手続等に関する法令及び実務に精通している者を任命するとともに、当該業務を効果的に実施するために必要な体制の整備を図るものとする。

（協定）

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、事業の譲受け等又は特定事業譲受け等について第六十二条第一項、第一百

条第六項、第一百八条第三項、第二百二十六条の三又は第二百六十六条の三十八第六項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該事業の譲受け等又は特定事業譲受け等を援助するため必要な資金援助又は特定資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助又は特定資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該あつせんに係る破綻金融機関等との合併により事業を承継し、その事業を譲り受け、吸収分割により権利義務を承継し、又はその預金等に係る債務等を引き受けて、当該破綻金融機関等の事業、権利義務又は預金等に係る債務等に係る整理回収業務を行うこと。

一の二 承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。以下この条及び附則第十条において同じ。）は、移管措置について附則第十五条の四第六項又は附則第十五条の四の二第六項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該移管措置を援助するため必要な資金援助又は特定資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助又は特定資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該移管措置を講じ、当該移管措置により協定後勘定に移した資産及び負債に係る整理回収業務を行うこと。

二 協定銀行は、機構から附則第十条の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買い取った資産に係る整理回収業務を行うこと。

二の二 承継協定銀行は、機構から附則第十条第七項に規定する措置を講ずることを求められた場合において、その求めに応ずることを機構に通知したときは、当該措置を講じ、その移した資産に係る整理回収業務を行うこと。

二の三 協定銀行は、毎事業年度、協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

三 協定銀行は、第二号の規定による資産の買取りに関する契約又は附則第十一条第一項に

規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

四 協定銀行は、第一号の規定による事業の譲受け等若しくは特定事業譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに、当該事業の譲受け等若しくは特定事業譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

四の二 承継協定銀行は、第一号の二又は第二号の二の規定によりこれらの規定に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置に係る整理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

五 協定銀行は、前二号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

六 協定銀行は、銀行法第十九条第一項又は第二項の規定により中間業務報告書及び業務報告書を内閣総理大臣に提出するときは、併せて、これらを機構に提出すること。

七 協定銀行は、譲受債権等に係る債権についてその債務者の財産が隠蔽されているおそれがあると認めるとき、その他その債務者の財産の実態を解明することが困難であると認めるときは、速やかに機構に報告すること。

八 協定銀行は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

九 協定銀行は、第七号に定めるもののほか、協定の定めによる整理回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

十 協定銀行は、その役員が協定の定めによる整理回収業務に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容及び法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする銀行が協定の定めによる整理回収業務を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

(特別協定)

第八条の二 機構は、協定銀行と特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第三条第一項第二号に規定する債権処理会社（次項第一号において「債権処理会社」という。）との合併（以下この条及び附則第十一条において「特別合併」という。）に関する協定（以下この条及び附則第十一条において「特別協定」という。）を協定銀行と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

2 特別協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 協定銀行は、特別合併において、債権処理会社を当該特別合併後存続する会社とする。

二 協定銀行は、特別合併後、当該特別合併前の協定銀行から承継した業務及び附則第七条第一項に規定する整理回収業務その他協定銀行が行う業務として機構が適当と認める業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 協定銀行は、特別合併により当該特別合併前の協定銀行の株主に割り当てる株式については、残余財産の分配を行うときに、一定の金額につき優先的に支払を受け、その金額を超えて支払を受けることができない特別の内容を有するものとすること。

3 前条第二項及び第三項の規定は、特別協定の締結について準用する。この場合において、同項中「機構と協定を締結しようとする銀行が協定の定めによる整理回収業務」とあるのは、「協定銀行が特別協定の定めによる特別合併」と読み替えるものとする。

(出資)

第九条 機構は、附則第七条第一項第一号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

（資産の買取りの委託等）

第十条 機構は、次に掲げる場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて資産の買取りを行うことを委託することができ、

一 第六十四条第一項（第六十九条第四項、第一百零七条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により資産の買取りを含む資金援助又は特定資金援助を行う旨の決定をする場合

二 第二百二十八条の第三第三項の規定により同条第一項に規定する金融機関の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

三 第二百二十九条第三項の規定により協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

四 附則第六条の第三第二項の規定により特例資産譲受人等の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

2 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

3 機構は、協定銀行との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

4 機構が協定銀行との間で前項の委託（第一項第一号から第三号までに掲げる場合に係るものに限る。）に関する契約を締結したときは、第六十四条第四項（第六十九条第四項、第一百零七条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）

、第二百二十八条の第三第五項及び第二百二十九条第五項の規定にかかわらず、資産の買取りに関する契約は、協定銀行が資産保有金融機関（破綻金融機関若しくは特定破綻金融機関等、合併等若しくは特定合併等若しくは第一百零一条第二項若しくは附則第十五条の四第二項に規定する再承継若しくは第二百二十六条の三十八第二項若しくは附則第十五条の四の二第二項に規定する特定

再承継により破綻金融機関、承継銀行、特定破綻金融機関等、特定承継金融機関等若しくは承継協定銀行の資産を取得した者、協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等であつて、当該資産を保有している金融機関等（第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）をいう。次項及び附則第十条の三において同じ。）又は第二百二十八条の第三第一項に規定する金融機関であつて、当該資産を保有している者との間で締結するものとする。

5 前項の規定により協定銀行が資産保有金融機関（破綻金融機関若しくは特定破綻金融機関等又は合併等若しくは特定合併等若しくは第一百零一条第二項若しくは附則第十五条の四第二項に規定する再承継若しくは第二百二十六条の三十八第二項若しくは附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継により破綻金融機関、承継銀行、特定破綻金融機関等、特定承継金融機関等若しくは承継協定銀行の資産を取得した者に限る。）との間で前項の契約を締結したときは、当該契約は、第六十四条第四項（第一百零七条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により機構が当該資産保有金融機関との間で締結したものとなして、第六十五条（第一百零一条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

6 機構が協定銀行との間で第三項の委託（第一項第四号に掲げる場合に係るものに限る。）に関する契約を締結したときは、第一項の決定に係る特別資産譲受人等の資産の買取りに関する契約は、附則第六条の第三第五項の規定にかかわらず、協定銀行が当該特別資産譲受人等との間で締結するものとする。

7 機構は、附則第十五条の二第三項の規定によりみなして適用される第二百二十九条第三項の規定により承継協定銀行の資産の買取りを行う旨の決定をする場合には、承継協定銀行に対し、機構による当該資産の買取りに代わつて、当該資産を承継勘定（附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定をいう。以下この項において同じ。）から協定後勘定に移すとともに、

その移した資産の額に相当する金額を協定後勘定から承継勘定に繰り入れる措置を講ずること

を求めることができる。

8 機構は、前項の規定により同項の措置を講ずることを求めるときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の額に相当する金額、次条に規定する損失の補填その他の当該措置に関する条件を定め、これを承継協定銀行に対して提示するものとする。

9 機構は、承継協定銀行から、第七項の規定による同項の措置の求めに応ずる旨の通知を受けたときは、直ちに、その措置の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。（損失の補填）

第十条の二 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において当該損失の補填を行うことができる。

（根抵当権の担保すべき元本の確定）

第十条の三 資産保有金融機関は、附則第十条第四項の規定により協定銀行との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、協定銀行が当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買取り取ることを内容とするものに限る。）を締結しようとする場合又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下この条において同じ。）との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下この条において同じ。）との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下この条において同じ。）を締結しようとする場合とすることを官報のほかにその定款で定めた方法により公告したときは、当該公告の日、これらの契約に含まれる根抵当権の担保すべき債権の元本について、資産保有金融機関から民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求があつたものとみなす。

（資金の貸付け及び債務の保証）

第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等又は特定事業譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金等に係る債務等の弁済若しくは協定の定めによる資産の買

取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（資金の融通のあつせん）

第十二条 機構は、協定銀行が協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

（協力依頼）

第十三条 機構は、附則第七条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（報告の徴求）

第十四条 機構は、附則第七条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

（現況確認、質問、帳簿提示等）

第十四条の二 機構の職員は、附則第七条第一項第五号に掲げる業務又は附則第十六条第五項に規定する特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権（次項において「特定債権」という。）の回収に係る業務（以下この条において「特定業務」という。）を行う場合において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者の事務所、住居その他のその者が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入り、当該不動産の現況の確認をし、その者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類（以下この条及び附則第二十四条第二項第四号において「帳簿等」という。）の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者（当該居住者から当該住居の管理を委託された者を含む。次項において同じ。）の承諾を得なければならない。

一 特定業務に係る債務者

二 特定業務に係る債務者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 特定業務に係る債務者に対し債権若しくは債務があり、又は当該債務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 特定業務に係る債務者が株主又は出資者である法人

2 機構の職員は、特定業務を行う場合において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、特定業務に係る譲受債権に係る債権又は特定債権の担保として第三者から提供を受けている不動産（以下この項において「担保不動産」という。）に立ち入り、若しくは当該担保不動産の現況の確認をし、又は次に掲げる者に当該担保不動産について質問し、若しくは当該担保不動産に関する帳簿等の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

一 当該担保不動産の所有者及びその者から当該担保不動産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

二 当該担保不動産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

第十四条の三 前条の場合において、機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 前条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（債権の取立ての権限）

第十五条 機構は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行う場合には、協定銀行のために自己の名をもつて、協定銀行から委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外行為を行う権限を有する。

（承継機能協定）

第十五条の二 内閣総理大臣は、機構に対し、協定銀行（機構の子会社である場合に限る。以下この条において同じ。）に被管理金融機関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させ、又は特別監視金融機関等の債務等を引き継がせ、その債務等の弁済等を円滑に行わせることを目的とする協定（以下この条において

「承継機能協定」という。）を協定銀行と締結することを指示することができる。

2 機構は、前項の指示を受けた場合には、協定銀行と承継機能協定を締結するものとする。

3 承継機能協定を締結した協定銀行（以下「承継協定銀行」という。）については、承継銀行若しくは協定承継銀行又は特定承継銀行（第二百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。以下この項及び附則第十五条の六第一項において同じ。）若しくは協定特定承継金融機関等である特定承継銀行とみなして、第四十条の二第二号、第五十条第二項、第九十一条（第一項第一号を除く。）、第九十二条（第一項を除く。）から第九十四条まで、第九十五条及び第九十八条から第九十九条まで（これらの規定を第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）、第二百二十二条、第二百二十六条の三十五（第一項を除く。）、第二百二十六条の三十六、第二百二十六条の三十九、第二百二十九条、第二百三十三条から第二百三十四条まで並びに第二百三十五条第二項及び第三項（第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（この場合において、第四十条の二第二号中「特別監視金融機関等及び」とあるのは「特別監視金融機関等に係るもの及び」と、「係るもの」とあるのは「係るもの（内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）」と、「係るもの」とあるのは「もの（内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。）

4 承継機能協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることとなる第九十四条第一項各号又は第二百二十六条の三十六第一項各号に掲げる事項を実施すること。

二 承継協定銀行は、機構が当該承継協定銀行の資産（第四号に規定する承継勘定に属するものに限る。）の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。

三 承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることとなる第九十八条第一項（第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

四 承継協定銀行は、被管理金融機関から引き継いだ業務又は特別監視金融機関等から引き継いだ債務等に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、被管理金融機関又は特別監視金融機関等（以下「承継勘定」という。）を設けて整理すること。

五 承継協定銀行は、機構が次条第一項の規定により被管理金融機関の業務承継（被管理金融機関の業務を引き継ぎ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下附則第十五条の四までにおいて同じ。）又は特別監視金融機関等の債務等承継（特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、その債務等の弁済等を円滑に行うことをいう。以下同じ。）に係る事業の経営管理を終えた場合において、当該被管理金融機関又は特別監視金融機関等に係る承継勘定に属する資産があるときは、当該資産の額に相当する金額を機構に納付すること。

5 機構は、承継機能協定を締結したときは、直ちに、その承継機能協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（経営管理の終了等）

第十五条の三 機構は、承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日又はその債務等を引き継いだ特別監視金融機関等に係る特別監視指定の日から二年内に、次に掲げる措置を講ずることにより承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終えることができない場合には、一年を限り、この期限を延長することができる。

一 承継協定銀行を当事者とする吸収分割（当該吸収分割により当該被管理金融機関の業務承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部を他の金融機関又は金融機関等に承継させるものであつて、当該金融機関又は金融機関等が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

二 承継協定銀行を当事者とする新設分割（当該新設分割により当該被管理金融機関の業務

合を含む。）に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

四 承継協定銀行は、被管理金融機関から引き継いだ業務又は特別監視金融機関等から引き継いだ債務等に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、被管理金融機関又は特別監視金融機関等（以下「承継勘定」という。）を設けて整理すること。

五 承継協定銀行は、機構が次条第一項の規定により被管理金融機関の業務承継（被管理金融機関の業務を引き継ぎ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下附則第十五条の四までにおいて同じ。）又は特別監視金融機関等の債務等承継（特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、その債務等の弁済等を円滑に行うことをいう。以下同じ。）に係る事業の経営管理を終えた場合において、当該被管理金融機関又は特別監視金融機関等に係る承継勘定に属する資産があるときは、当該資産の額に相当する金額を機構に納付すること。

機構は、承継機能協定を締結したときは、直ちに、その承継機能協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（経営管理の終了等）

第十五条の三 機構は、承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日又はその債務等を引き継いだ特別監視金融機関等に係る特別監視指定の日から二年内に、次に掲げる措置を講ずることにより承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終えることができない場合には、一年を限り、この期限を延長することができる。

一 承継協定銀行を当事者とする吸収分割（当該吸収分割により当該被管理金融機関の業務承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部を他の金融機関又は金融機関等に承継させるものであつて、当該金融機関又は金融機関等が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

二 承継協定銀行を当事者とする新設分割（当該新設分割により当該被管理金融機関の業務

承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。）により設立された銀行（以下「新設分割設立銀行」という。）又は金融機関等（以下「新設分割設立金融機関等」という。）の合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

三 承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部の譲渡

四 新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等の株式の譲渡（当該譲渡により新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等が協定銀行子会社でなくなるものに限る。）

五 株主総会の決議による新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等の解散

六 承継協定銀行の当該被管理金融機関又は当該特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産及び負債を当該承継勘定から協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額を協定後勘定から当該承継勘定に繰り入れる措置（次条第六項又は附則第十五条の四の二第六項に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行うものに限る。以下「移管措置」という。）

七 協定銀行でない者に限る。以下この条において「再承継金融機関」という。）又は再承継を行う銀行持株会社等（以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。）は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

二 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に承継させる吸収分割

二 新設分割設立銀行と合併する金融機関が存続する合併

三 新設分割設立銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

四 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に譲渡するもの

五 新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 移管措置

一 前項第一号に掲げる吸収分割 当該吸収分割により事業を承継した金融機関の資産（当該吸収分割前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四 前項第四号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

五 前項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた銀行の資産

六 前項第六号に掲げる移管措置 当該移管措置により協定後勘定に移された資産

七 協定銀行及び銀行持株会社等又は承継協定銀行に掲げる合併を除くものとし、当該再承継が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

八 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第一項の規定は再承継金融機関又は再承

九 再承継金融機関等に対する資金援助（次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承

承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。）により設立された銀行（以下「新設分割設立銀行」という。）又は金融機関等（以下「新設分割設立金融機関等」という。）の合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

三 承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部の譲渡

四 新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等の株式の譲渡（当該譲渡により新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等が協定銀行子会社でなくなるものに限る。）

五 株主総会の決議による新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等の解散

六 承継協定銀行の当該被管理金融機関又は当該特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産及び負債を当該承継勘定から協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額を協定後勘定から当該承継勘定に繰り入れる措置（次条第六項又は附則第十五条の四の二第六項に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行うものに限る。以下「移管措置」という。）

七 協定銀行でない者に限る。以下この条において「再承継金融機関」という。）又は再承継を行う銀行持株会社等（以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。）は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

二 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に承継させる吸収分割

二 新設分割設立銀行と合併する金融機関が存続する合併

三 新設分割設立銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

四 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に譲渡するもの

五 新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 移管措置

一 前項第一号に掲げる吸収分割 当該吸収分割により事業を承継した金融機関の資産（当該吸収分割前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四 前項第四号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

五 前項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた銀行の資産

六 前項第六号に掲げる移管措置 当該移管措置により協定後勘定に移された資産

七 協定銀行及び銀行持株会社等又は承継協定銀行に掲げる合併を除くものとし、当該再承継が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

八 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第一項の規定は再承継金融機関又は再承

再承継金融機関等に対する資金援助（次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承

承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。）により設立された銀行（以下「新設分割設立銀行」という。）又は金融機関等（以下「新設分割設立金融機関等」という。）の合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

三 承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部の譲渡

四 新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等の株式の譲渡（当該譲渡により新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等が協定銀行子会社でなくなるものに限る。）

五 株主総会の決議による新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等の解散

六 承継協定銀行の当該被管理金融機関又は当該特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産及び負債を当該承継勘定から協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額を協定後勘定から当該承継勘定に繰り入れる措置（次条第六項又は附則第十五条の四の二第六項に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行うものに限る。以下「移管措置」という。）

七 協定銀行でない者に限る。以下この条において「再承継金融機関」という。）又は再承継を行う銀行持株会社等（以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。）は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

二 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に承継させる吸収分割

金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、第六十四条の二第一項及び第二項中「救済金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第四項中「合併等（同条第二項第二号又は第六号）とあるのは「再承継（附則第十五条の四第二項第三号）」と、「当該合併等」とあるのは「当該再承継」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同条第六項第二号中「金融機関又は再承継銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、第六十五条中「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十七条中「譲受け、付保預金移転」とあるのは「譲受け」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助）
第十五条の四の二 特定再承継を行う金融機関等（次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等（以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第二百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に承継させる吸収分割

二 新設分割設立金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

三 新設分割設立金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

四 承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に譲渡するもの

五 新設分割設立金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該

新設分割設立金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 移管措置

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる吸収分割、当該吸収分割により事業を承継した金融機関等の資産（当該吸収分割前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併、当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる合併、当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四 前項第四号に掲げる事業の譲渡、同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

五 前項第五号に掲げる株式の取得、当該株式の取得をされた金融機関等の資産

六 前項第六号に掲げる移管措置、当該移管措置により協定後勘定に移された資産

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第二百二十六条の二十八第四項、第七項及び第八項並びに第二百二十六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。同条第一項において、それぞれ準用する。この場合において、第二百二十六条の二十八第四項中「特定救済金融機関等」とあるのは、「特定再承継金融機関等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、第二百二十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「係る特定破綻金融機関等」とあ

るものは「係る承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第二百二十六条の二十九第二項の申請が行われない場合においても、承継協定銀行の業務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、承継協定銀行及び他の金融機関等、承継協定銀行及び特定持株会社等又は承継協定銀行に対し、書面により、特定再承継（第二項第三号に掲げる合併を除くものとし、当該特定再承継が行われることが当該承継協定銀行が引き継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第一項の規定は特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等により第二項第五号に掲げる株式の取得をされる新設分割設立金融機関等について、同条第二項の規定は機構が特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定再承継金融機関等、特定再承継特定持株会社等又は第二項第三号に掲げる合併により設立された金融機関等について、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項の規定又は前項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について、第六十八条の規定は特定再承継のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、特定再承継金融機関等（特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（この項において準用する

第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）をいう。以下この項において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が当該特定資金援助を行った再承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」、特定持株会社等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）」又は承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。以下同じ。）」、そのあつせんが附則第十五条の四の二第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第二百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。）」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第二百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）」を当事者とする特定再承継（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」を当事者とする

「特定再承継」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等を含む。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く）」とあるのは「特定再承継金融機関等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継金融機関等を含む。以下同じ。）」又は「特定再承継特定持株会社等（同項に規定する特定再承継特定持株会社等を含む。）」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）」と、「その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等 第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権をいう。）」（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第二百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、

「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条の二中「発行救済金融機関等」とあるのは「発行特定再承継金融機関等」と、同条第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含み」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行特定再承継金融機関等が労働金庫等

子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行特定再承継金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替等は、政令で定める。（特定回収困難債権の買取りの委託等）

第十五条の五 機構は、第一百一条の二第三項の規定により金融機関の特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて当該特定回収困難債権の買取りを行うことを委託することができる。

2 機構が前項の規定により特定回収困難債権の買取りを委託する場合には、あらかじめ、協定銀行と、特定回収困難債権の買取り並びに当該買取り取つた特定回収困難債権の管理及び処分に関する協定であつて次に掲げる事項を含むもの（以下この条において「困難債権整理回収協定」という。）を締結するものとする。

一 困難債権整理回収協定を締結した協定銀行（以下この条において「困難債権協定銀行」という。）は、前項の規定による特定回収困難債権の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る特定回収困難債権を機構に代わつて買い取り、その買い取つた特定回収困難債権の管理及び処分を行うこと。

二 困難債権協定銀行は、困難債権整理回収協定の定めによる業務に係る経理については、協定後勘定において整理すること。

三 困難債権協定銀行は、毎事業年度、困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

四 困難債権協定銀行は、第一号の規定による特定回収困難債権の買取りに関する契約又は第八項の規定により読み替へて準用されるこ

となる附則第十一条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

五 困難債権協定銀行は、第一号の規定による特定回収困難債権の買取りを行ったときは、速やかに、当該特定回収困難債権の買取りに係る困難債権整理回収協定の定めによる業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

六 困難債権協定銀行は、前号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

七 困難債権協定銀行は、困難債権整理回収協定の定めにより金融機関から買い取つた特定回収困難債権（次号において「買取債権」という。）についてその債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号において同じ。）が隠蔽されているおそれがあると認めたとき、その他その債務者の財産の実態を解明することが困難であると認めたときは、速やかに機構に報告すること。

八 困難債権協定銀行は、買取債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

九 困難債権協定銀行は、第七号に定めるもののほか、困難債権整理回収協定の定めによる業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

十 困難債権協定銀行は、その役職員が困難債権整理回収協定の定めによる業務に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

附則第八条第二項及び第三項の規定は、困難債権整理回収協定の締結について準用する。この場合において、同項中「整理回収業務」とあるのは、「業務」と読み替へるものとする。

機構は、第一項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に

保る特定回収困難債権の買取りの価格、第八項において準用する附則第十条の二に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを困難債権協定銀行に対して提示するものとする。

5 機構は、困難債権協定銀行との間で第一項の規定による特定回収困難債権の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

6 機構が困難債権協定銀行との間で第二項第一号の委託に関する契約を締結したときは、第一項の規定に係る金融機関の特定回収困難債権の買取りに関する契約は、第一百一条の二第五項の規定にかかわらず、困難債権協定銀行が当該金融機関との間で締結するものとする。

7 附則第七條第一項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、機構が困難債権協定銀行に対し第一項の規定による特定回収困難債権の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第二百六十六條の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から引き受けた預金等に係る債務若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十一條第一項において「預金等に係る債務等」という。）又は移管措置（附則第十五條の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八條の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債の整理を行い、並びに附則第十條第一項の規定による委託を受けて買い取った資産又は同条第七項に規定する措置により協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（附則第十五條の二及び附則第十五條の五を除き、以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定」とあるのは「附則第十五條の五第二項に規定する困難債権整理回

収協定（以下この条において「困難債権整理回収協定」という。）と、同項第五号中「協定」とあるのは「困難債権整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権」とあるのは「金融機関から買い取った特定回収困難債権（次号において「買取債権」という。）と、同項第六号中「協定」とあるのは「困難債権整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「譲受債権等に係る債権」とあるのは「買取債権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

8 附則第十條の二及び附則第十一條から第十五條までの規定は、困難債権協定銀行が困難債権整理回収協定に従い困難債権整理回収協定の定めによる業務を行う場合について準用する。この場合において、附則第十一條第一項中「事業の譲受け等又は特定事業譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金等に係る債務等の弁済若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金」とあるのは「特定回収困難債権の買取りのために必要とする資金その他の困難債権整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金」と、附則第十三條及び附則第十四條中「附則第七條第一項」とあるのは「附則第十五條の五第七項において読み替えて準用する附則第七條第一項」と、附則第十四條の二第一項各号列記以外の部分中「附則第七條第一項第五号に掲げる業務又は附則第十六條第五項に規定する特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権（次項において「特定債権」という。）の回収に係る業務（以下この条において「特定業務」という。）とあるのは「附則第十五條の五第七項において読み替えて準用する附則第七條第一項第五号に掲げる業務」と、同項第五号中「協定」とあるのは「困難債権整理回収協定」と、同項第一号中「特定業務に係る債務者」とあるのは「債務者（附則第十五條の五第七項において読み替えて準用する附則第七條第一項第五号に規定する債務者をいう。以下この条において同じ。）と、同項第二号から第四号までの規定中「特定業務に係る債務者」とあるのは「債務者」と、同条第二項中「特定業務」とあるのは

「附則第十五條の五第七項において読み替えて準用する附則第七條第一項第五号に掲げる業務」と、「特定業務に係る譲受債権等に係る債権又は特定債権」とあるのは「当該業務に係る困難債権整理回収協定の定めにより金融機関から買い取った特定回収困難債権」と、附則第十五條中「附則第七條第一項第六号に掲げる業務」とあるのは「附則第十五條の五第七項において読み替えて準用する附則第七條第一項第六号に掲げる業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（特定第二号措置に係る特定認定の特例等）

第十五條の六 特定第二号措置に係る特定認定（第二百六十六條の二第二項に規定する特定認定をいう。以下この条において同じ。）に係る金融機関の事業及び預金等に係る債務のうち、特定適格性認定等に係る特定合併等により承継され、譲渡され、又は引き受けられないものに関するは、特定承継銀行は承継銀行とみなして、附則第七條第一項、附則第十條（同条の規定に係る罰則を含む。）及び附則第二十三條第四項の規定を適用し、特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関は被管理金融機関と、当該特定認定に係る金融機関に対する特定認定は被管理金融機関に対する管理を命ずる処分とそれぞれみなして、附則第十五條の二から第十五條の四までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

2 特定第二号措置に係る特定認定に係る保険会社又は外国保険会社等については、保険業法第二百六十條第二項に規定する破綻保険会社とみなして、同法附則第一條の二の三、第一條の二の五及び第一條の二の七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（資金援助の特例）

第十六條 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第五十九條第一項若しくは第四項又は第六十條第一項の規定による申込みがあった場合において、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払（第五十四條第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に基づいてするものをいう。）を行うときに要すると見込まれる費用を超えると認めるときは、当該申込みに係る第六十四條

第一項の規定による決定に先立って、内閣総理大臣及び財務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等が行われなければ信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために当該合併等を行う必要がある旨の認定を行い、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第六十一條第四項の規定は、内閣総理大臣及び財務大臣が前項の認定を行う場合について準用する。

4 内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、日本銀行に対し意見を求めることができる。

5 第六十四條第二項の規定は、第二項の認定を受けた合併等に係る資金援助（以下「特別資金援助」という。）について同条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、特別資金援助が合併等に係る破綻金融機関の財務の状況に照らし当該合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該特別資金援助を行う旨の決議をすることができ。

6 第六十條第三項（第六十九條において準用する報告を含む。）の規定は、第一項の規定による報告があった場合における当該報告に係る資金援助については適用しない。

（預金等債権の買取りの特例）

第十七條 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第七十條第一項の規定により預金等債権の買取りをすることを決定しようとするときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた預金等債権の買取りに係る概算払率が第七十一條第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率（以下「特別払戻率」という。）を定めて、これを機構に通知しなければならない。

3 第七十一条第三項及び前条第四項の規定は、内閣総理大臣及び財務大臣が前項の特別払戻率を定める場合について準用する。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする預金等債権の買取り（以下「預金等債権の特別買取り」という。）に係る第七十条第一項の規定による決定をしたときは、第七十一条第一項の規定による認可を受けることを要しない。

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第三号に掲げる業務のうち、特別資金援助

二 第三十四条第五号に掲げる業務のうち、預金等債権の特別買取り

二の二 附則第六条の三第一項及び第六条の四第一項に規定する業務

三 附則第七条第一項に規定する業務（平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令で定めるものを除く。）

三の二 附則第八條の二第一項に規定する業務
四 附則第十九条第一項に規定する特別保険料の収納

五 前各号の業務に附帯する業務

2 機構は、特別資金援助を行うときは、一般勘定から、当該特別資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払（第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に基づいてするものをいう。）を行うとき、要すると見込まれる費用に相当する金額を、特例業務勘定に繰り入れるものとする。

第十八条の二 機構は、附則第七條第一項に規定する業務（第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助、第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものに限る。次項において同じ。）、附則第十五条の

二第四項第五号の規定に基づき承継協定銀行から納付される金銭の収納（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）及び附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助に係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務に係る経理については、危機対応勘定において整理しなければならない。

2 前項の規定により危機対応勘定において整理する場合において、機構が第二百二十三条第一項の規定による報告を行うときは、同項各号に掲げる事項のほか、附則第七條第一項に規定する業務に要した費用の額その他政令で定める事項を併せて報告しなければならない。

（特別保険料等）

第十九条 金融機関は、平成八年度から平成十三年度までの間、第五十条第一項に規定する保険料のほか、機構の特例業務（附則第十八条第一項に規定する業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てられるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。

2 第五十条、第五十一条第一項及び第五十二条の規定は、前項の特別保険料について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）とあるのは、「附則第十九条第三項に規定する特別保険料率」と読み替えるものとする。

3 特別保険料率は、特例業務に要する費用の予想額（附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れにより賄われると見込まれる費用の額を除く。）及び金融機関の財務の状況を勘案し、政令で定めるものとする。この場合において、政令で定める特別保険料率は、特定の金融機関に対し差別的なものであってはならない。

4 機構は、第五十条第三項（第二百二十二条第四項、第二百二十六条の三十九第五項及び第二項において準用する場合を含む。）に定めるところによるほか、第五十条第一項、第二百二十二条第一項若しくは第二百二十六条の三十九第一項の規定又は第一項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、協定銀行の保険料、負担金、特定負担金及び同項の特別保険料を免除することができる。

（基金の設置）

第十九条の二 機構は、特例業務勘定にその健全性を確保し、かつ、特例業務を円滑に実施する

ための基金（以下「特例業務基金」という。）を置き、附則第十九条の四第二項又は第三項の規定により政府が交付する国債をこれに充てるものとする。

（特例業務基金の使用等）

第十九条の三 機構は、附則第十八条第一項第一号から第三号まで（第二号の二を除く。）に掲げる業務（同項第三号に掲げる業務にあつては、附則第七條第一項第二号に規定する損失の補てんに係る業務に限る。）を行う場合において、特例業務勘定の健全性を確保し、かつ、これらの業務を円滑に実施するため必要があると認めるときは、これらの業務の別に応じ政令で定めるところにより計算した金額を限り、特例業務基金を使用することができる。

2 機構は、前項の規定によるほか、機構が附則第十八条第一項第一号から第二号の二までに掲げる業務の終了の日として政令で定める日において特例業務勘定に累積欠損金として内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額（機構が同日までに付った特別資金援助又は譲受債権等に係る損失の補てんに係る機構の費用又は損失のうち破綻金融機関で政令で定めるものに係るものがあるとき）の政令で定める金額、機構が同日までに付った附則第六条の三第一項の規定による資産の買取り（附則第十条第一項の規定により協定銀行が機構の委託を受けて資産の買取りを行う場合を含む。）に係る機構の費用として政令で定める金額及び機構が同日までに付った附則第六条の四第一項の規定による損失の補てんに要した金額として政令で定める金額の合計額を控除した金額を限り、特例業務基金を使用することができる。

3 機構は、前二項の規定により特例業務基金を使用した場合において、その使用に係る金額の全部又は一部が返還されたときは、その返還された金額を特例業務基金に充てるものとする。

4 第四十三條の規定は、特例業務基金に属する現金の運用について準用する。

（政府からの国債の交付）

第十九条の四 政府は、特例業務基金に充てたるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、七兆円を限り、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。

3 前項の規定により交付するものとされている国債の額に相当する金額のほか、政府は、第一

項の規定により、六兆円を限り、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。

4 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

5 第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の償還等）

第十九条の五 政府は、機構が附則第十九条の三第一項又は第二項の規定により特例業務基金を使用するため、前条第二項又は第三項の規定により交付した国債の全部又は一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

2 政府は、国債整理基金特別会計に所属する株式に係る平成九年度以後の売払収入金を、前項の規定による償還に要する費用の財源に優先して充てるものとする。

3 前条第一項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

4 平成九年度から特例業務勘定の廃止の年度までの間における日本電信電話株式会社の株式の売払収入金（以下この項において「特定期間売払収入金」という。）に係る日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第六条第一項の規定の適用については、平成九年度から当該廃止の年度までの間においては、特定期間売払収入金は、同項の売払収入金に該当しないものとみなす。

第十九条の六 政府は、附則第十九条の四第一項の規定により発行した国債の円滑な償還を確保するため、前条第二項の規定による財源のほか、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとし、当該繰入れに要する費用に充てられるための財源の適切な確保に努めるものとする。

（借入金及び債券の特例並びに政府保証）

第二十条 機構は、第四十二条第一項又は第二項の規定によるほか、附則第十八条第一項第一号から第三号の二までに掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、政令で定める金額

の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は債券の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 第四十二条第四項及び第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れ又は債券の発行をする場合について準用する。

3 第一項の規定により発行される債券については、これを第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

（特例業務基金の残余の処分等）

2 機構は、特例業務勘定を廃止する場合において、特例業務基金に附則第十九条の四第二項又は第三項の規定により交付した国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

3 機構は、特例業務勘定を廃止する場合において、第一項の規定により返還することとなる国債のほかは、特例業務基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

2 機構は、特例業務勘定を廃止する場合において、特例業務勘定に剰余金として内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、附則第十九条の三第一項及び第二項の規定による特例業務基金の使用に係る金額の合計額から同条第三項の規定により特例業務基金に充てた金額の合計額を控除して得た金額（次条第二項において「基金使用額」という。）を限り、国庫に納付しなければならない。

2 機構は、平成十四年度末において、特例業務勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

2 機構は、前項の規定により特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させた後に、特例業務基金の使用に係る金額の返還がされたとき、附則第七条第一項第二号の二の規定

（特例業務勘定の廃止）

2 機構は、平成十四年度末において、特例業務勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

2 機構は、前項の規定により特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させた後に、特例業務基金の使用に係る金額の返還がされたとき、附則第七条第一項第二号の二の規定

による金銭の収納（附則第十八条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。）をしたとき、又は特別資金援助に係る資産の買取り若しくは特別資産譲受人等からの資産の買取りにより機構が取得した資産（以下この項において「特定資産」という。）につき政令で定める事由により利益が生じたときは、その返還がされた金額、その収納をした金銭の額及びその生じた利益の金額として政令で定める金額（特定資産につき政令で定める事由により損失が生じているときは、当該利益の金額から当該損失の金額として政令で定める金額の合計額（この項の規定により既に利益の金額から控除した金額を除く。）を控除した残額）を、基金使用額から前条の規定により国庫に納付した金額を控除して得た金額に達するまでを限り、国庫に納付しなければならない。

（区分経理の特例等）

2 附則第八条の二第一項に規定する債権処理会社（以下この項及び次条第三項において「債権処理会社」という。）及び協定銀行は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第十二条の二第二項第二号及び附則第八条の二第二項第二号の規定にかかわらず、債権処理会社の業務の終了のため、同法第八条に規定する譲受債権等であつて預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の際現に特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第十二条の二第二項第二号に規定する勘定に属するもの（以下この条において「住専債権」という。）を当該勘定から協定後勘定に移転することができる。この場合において、協定銀行はその移転した住専債権の額に相当する金額を、協定後勘定から同号に規定する勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により協定後勘定に移転した住専債権については、附則第七条第一項第五号に規定する譲受債権等とみなして、附則第七条から第九条まで及び第十条の二から第十五条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、附則第七条第一項中「資産又は」とあるのは「資産」と、「の管理」とあるのは「又は附則第二十一条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した同項に規定する住専債権の管理」と、附則第十一条第一項中「又は特別勘定」とあるのは「特別協

定」と、「について」とあるのは「又は附則第二十一条の二第一項の規定による繰り入れのために必要とする資金について」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 協定銀行は、第一項の規定による住専債権の移転を行うときは、附則第八条の二第二項第二号の規定にかかわらず、協定後勘定から特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第八条に規定する損失を補填するために必要な金額を同法第十二条の二第二項第二号に規定する勘定に繰り入れることができる。

（課税の特例）

2 協定銀行が協定の定めにより附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等若しくは特定事業譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う資産の買取り（以下この条において「協定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号に規定する譲渡をいう。）は、協定銀行に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

（法律の適用）

2 附則第十八条第一項の規定により特別の勘定が設けられている場合には、次に定めるところによる。

一 第三十四条第一号の規定の適用については、同号中「保険料の収納」とあるのは、「保険料の収納及び附則第十九条の規定による特別保険料の収納」とする。

二 第四十条の二の規定の適用については、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同条第一号に掲げる業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰り入れは第四十条の二第一号に掲げる業務とみなす。

三 第四十二条の規定の適用については、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同条

第一項に規定する業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰り入れは第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

四 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条第一項及び第八条の二第一項に規定する機構の業務（附則第七条第一項に規定する機構の業務にあつては、附則第十八条第一項第三号に掲げるものに限る。）並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十一条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰り入れは第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

2 附則第六条の三第一項に規定する機構の業務が行われる場合における第五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

3 附則第六条の四第一項に規定する機構の業務が行われる場合における第五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の四第一項」とする。

4 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務及び附則第七条第一項に規定する業務（平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令で定めるもの）に限り、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の規定に基づく第百二十六条の二十八

第一項に規定する特定資金援助、第百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の規定に基づく第百二十六条の三十二第二項に規定する追加的特定資金援助、第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（第百二十六条の三第二項に規

定する特別監視金融機関等について設けた附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものを除く。）に係る勘定をいう。以下同じ。）とする。

二 第四十二条の規定の適用については、附則第七条第一項に規定する業務（平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令で定めるもの）に限り、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の三十二第二項に規定する追加的特定資金援助、第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等に係るものに限る。）に係るものを除く。次号において同じ。）は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

三 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第七条第一項に規定する業務は、第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

四 協定銀行及び承継銀行を当事者とする合併又は会社分割がなされる場合における第九十六条第一項の適用については、同項第一号中「当該承継銀行の合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）」とあるのは「当該承継銀行の合併」と、同項第四号中「機構の子会社及び承継銀行子会社のいずれでも」とあるのは「承継銀行子会社で」とする。

五 協定銀行及び特別危機管理銀行を当事者とする合併又は会社分割がなされる場合における第九十六条第一項の適用については、同項第一号中「存続する合併（当該合併後に存続する法人が機構の子会社でないものに限る。）」とあるのは「存続する合併」と、同項第二号中「設立する合併（当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）」とあるのは「設立する合併」と、同項第五号及び第六号中「機構の子会社及び特別危機

管理銀行子会社のいずれでも」とあるのは「特別危機管理銀行子会社で」とする。

六 第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項及び第二百二十六条の三十九第一項の規定の適用については、附則第七条第一項に規定する業務（第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の三十二第二項に規定する追加的特定資金援助、第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等に係るものに限る。）に係るものを除く。）は、危機対応業務とみなす。

七 協定銀行及び特定承継金融機関等を当事者とする合併又は会社分割がなされる場合における第九十六条の三十七において準用する第九十六条第一項の適用については、同項第一号中「合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）」とあるのは「合併」と、同項第四号中「機構の子会社及び承継銀行子会社のいずれでも」とあるのは「承継銀行子会社で」とする。

八 第二百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第七条第一項」とする。

五 附則第八条の二第二項に規定する機構の業務が行われる場合には、第二百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第八条の二第二項」とする。

六 附則第十五条の二から第十五条の四の二までに規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務及び附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務（附則第十五条の二第四項第五号に規定する特別監視金融機関等の債務等承継に

係るものを除く。）」に係る勘定をいう。以下同じ。）とする。

二 第四十二条の規定の適用については、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務（特別監視金融機関等の債務等承継に係るものを除く。次号において同じ。）は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

七 附則第十五条の五に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

三 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務は、第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

四 第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項及び第二百二十六条の三十九第一項の規定の適用については、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務（特別監視金融機関等の債務等承継に係るものに限る。）及び附則第十五条の四の二に規定する業務は、危機対応業務とみなす。

五 第四百四十六条の規定の適用については、同条第一号中「及び第二百二十六条の三十八第七項」とあるのは、「第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」とする。

六 第四百四十七条の規定の適用については、同条第二号中「及び第二百二十八条の二第二項」とあるのは、「第二百二十八条の二第二項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」とする。

七 第五百五十一条第一項の規定の適用については、同条第三号中「及び第二百二十六条の三十八第七項」とあるのは、「第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」とする。

八 第五百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第十五条の二から第十五条の四の二までに」と、同条第八号中「及び第二百八条第二項」とあるのは、「第二百八条第二項及び附則第十五条の四第五項」と、「及び第二百八条第四項及び附則第十五条の四第七項」と、「第二百二十六条の三十一及び第二百二十六条の三十八第七項」とあるのは、「第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」と、「並びに第二百二十六条の三十八第五項」とあるのは、「第二百二十六条

の三十八第五項並びに附則第十五条の四の二第五項」と、「第二百二十六条の三十一及び第二百二十六条の三十八第七項」とあるのは、「（第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項）」とする。

一 第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務及び附則第十五条の五に規定する業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とする。

二 第四十二条の規定の適用については、附則第十五条の五に規定する業務は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

三 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第十五条の五に規定する業務は、第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

四 第五百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第十五条の五」とする。

次 各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「附則第六条の二」とする。

一 附則第六条の二第二項の保険事故に係る破綻金融機関の預金等に係る債務を他の金融機関が引き受ける場合 第二条第十一項

二 附則第六条の二第二項の保険事故に係る第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつた場合 第五十八条第一項

三 附則第六条の二第二項の保険事故に係る破綻金融機関が営業の一部を他の金融機関に譲渡する場合 第五十九条第二項

四 機構が附則第六条の二第二項の保険事故に係る破綻金融機関（第二百二十七条第一項各号に掲げる金融機関に限る。）から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合 第二百二十七条第一項

五 第五十四条の二第二項の場合において、附則第六条の二第二項の保険事故が発生したときにおける第五十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第六条の二」と、同条第

二項中「前条第二項」とあるのは「附則第六条の二第二項」とする。

10 第五十四条の二第一項の場合において、次に掲げる規定により機構が保険金の額を計算するときににおける当該規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項」とする。

一 附則第十六条第二項

二 附則第十八条第二項

第二十四条

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十条第三項若しくは第九項、附則第十一條第二項（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む）、附則第十五条の二第五項、附則第十五条の三第三項又は第十五条の五第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 附則第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による報告をしなかつたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十四条（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 附則第十四条の二（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 附則第十四条の二（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定による機構の職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四 附則第十四条の二（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

第二十五条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若

しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則（昭和五十六年六月一日法律第六一〇号）抄

第一条 この法律は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

附則（昭和六一年五月二七日法律第七二〇号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して、三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（労働金庫に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に現に第一条の規定による改正後の預金保険法（以下「改正後の預金保険法」という。）第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している労働金庫その他これに準ずるものとして政令で定める労働金庫については、改正後の預金保険法の規定は、適用しない。

2 前項に規定する労働金庫のうち、この法律の施行後にその業務及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、大蔵大臣が指定するものについては、その指定の日から、改正後の預金保険法の規定を適用する。

第三条 労働金庫は、改正後の預金保険法第五十条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して一月以内に、施行日を含む事業年度において納付すべき保険料を納付しなければならぬ。

第四条 預金保険機構（以下この条及び次条において「機構」という。）は、施行日を含む事業年度から施行日から起算して四年を経過する日を含む事業年度までの間については、改正後の預金保険法第五十一条の規定にかかわらず、各労働金庫が納付すべき保険料の額を運営委員会の議決を経て定めることができる。

2 前項の保険料の額は、特定の労働金庫に対し差別的取扱いをしないように定められなければならない。

3 機構は、第一項の保険料の額を定めようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料の額を各労働金庫に通知しなければならない。

（理事又は監事の任期に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に機構の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成四年六月二六日法律第八七〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年六月二二日法律第九四〇号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月二二日法律第九六〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十四条第三号の次に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）及び第五十七條第三項の改正規定は、金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に預金保険機構の理事長である者は、改正後の預金保険法（以下「新法」という。）第二十六条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月以内で同項の規定により新たに理事長が任命される時まで、在任するものとする。

第三条 新法第四十条第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する財務諸表について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する財務諸表については、なお従前の例による。

2 新法第四十条第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する財務諸表を提出する場合について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する財務諸表を提出する場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用する。

第四条 新法第五十四条及び第五十八条の規定は、施行日以後に発生する保険事故に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

第五条 新法第四章の規定及び新法附則第十七条の規定は、平成九年四月一日前に発生した保険事故に係る新法第八十一条の二第二項に規定する預金等債権については、適用しない。

第六条 施行日を含む営業年度（信用金庫、信用協同組合又は労働金庫にあつては、事業年度。以下この条において同じ。）における新法附則第十九条第一項の特別保険料に係る同条第二項において準用する新法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは、「預金保険法の一部を改正する法律（平成八年法律第九十六号）の施行の日」とする。

2 新法第二条第一項に規定する金融機関は、新法附則第十九条第二項において準用する新法第五十条第一項の規定にかかわらず、施行日から一月以内に、預金保険機構に対し、前項の規定による特別保険料を納付しなければならない。ただし、当該特別保険料の額の二分の一に相当する金額については、施行日を含む営業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成九年六月六日法律第七二〇号）

り協定銀行が同日前に行った旧法附則第八条第一項第一号の申込み並びに旧協定の定めにより協定銀行と機構との間で同日前に締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約は、協定銀行と機構との間で新協定に基づき別途の取扱いを除き、それぞれ、新協定の定めにより協定銀行が行った新法附則第八条第一項第一号の申込み並びに新協定の定めにより協定銀行と機構との間で締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約とみなす。

4 新法附則第七条第一項第二号（損失の補てんに係る部分に限る。）、第八条第一項第二号の二及び第十条の二の規定（以下この項及び次項において「新納付・補てん施行日」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後生ずる同号イに規定する利益、同号ロに規定する減少をした損失及び同号ハに規定する損失について適用し、施行日前に生じた当該損失については、なお従前の例による。この場合において、新協定が施行日後に締結されるときは、新協定の締結の日の前日までの新納付・補てん規定の適用については、旧協定譲受財産（協定銀行が旧協定の定めにより旧法附則第七条第一項に規定する破綻信用組合から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産をいう。以下同じ。）は、協定銀行が新協定の定めにより新法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「新協定譲受財産」という。）とみなす。

5 機構は、新協定の締結の日が施行日後となるときは、旧協定譲受財産について新納付・補てん規定が施行日に遡及して適用されるものとして、新協定を締結するものとする。

6 新協定の締結の日の前日までの新法附則第七条第一項第二号（貸付け及び債務の保証に係る部分に限る。）、第十一条、第十四条の二、第十八条、第十九条の三及び第二十条の規定の適用については、旧協定、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第七条第一項（第二号を除く。）に規定する業務及び旧協定譲受財産は、それぞれ、新協定、新法附則第七条第一項（第二号を除く。）に規定する業務及び新協定譲受財産とみなす。

7 協定銀行が新協定の締結の日の前日までに旧法附則第二十二條第一項（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第三條 この法律の施行の際旧法附則第十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債は、新法附則第十八条第一項各号に掲げる業務に係る勘定に帰属するものとする。

第四條 新協定の締結の日以後においては、旧協定譲受財産は、新協定譲受財産とみなす。

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 新法附則第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務が終了した後の同項に規定する特例業務勘定の資産及び負債の処理の在り方については、同勘定の廃止の時期を含め、新法附則第十九条第一項に規定する特例業務の実施の状況、金融機関の財務の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成二十年度末までに所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一〇年三月三十一日法律第二三三） 抄

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年六月一日法律第一〇七） 抄

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二條中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十條、第四十二條、第五十八條、第六百三十六條、第四百四十條、第四百四十三條、第四百四十七條、第

四十九條、第五百十八條、第六百六十四條、第八十七條（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四號）第四条第七十九條の改正規定を除く。）及び第八十八條から第九十條までの規定 平成十年七月一日

（処分等の効力）

第八十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十九條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九十條 附則第二条から第六百六十六條までのほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三三） 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第十六條から第十八條までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条 金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の預金保険法（以下この条から附則第五条まで及び附則第九條において「新法」という。）の規定の適用については、新法中「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

2 第一条の規定による改正前の預金保険法（以下この条から附則第五条まで及び附則第九條において「旧法」という。）の規定により大蔵大

臣その他の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為は、新法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣その他の相当の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 第一条の規定の施行の際現に旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請その他の行為は、新法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、提出その他の手続をしなければならない事項で第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前にその手続がされていないものについては、これを、新法の相当規定に基づいて金融再生委員会及び大蔵大臣その他の相当の国の機関に対して報告、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新法の規定を適用する。

5 第一条の規定の施行の際現に効力を有する旧法の規定に基づく命令は、新法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第三条 第一条の規定の施行の際現に旧法第二十六條に規定する理事長、理事又は監事である者は、それぞれ施行日に新法の相当規定により理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第二十七條第一項の規定にかかわらず、施行日における旧法第二十七條第一項の規定による理事長、理事又は監事のそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

第四条 平成十年度において新法附則第二十条第二項において準用する新法第四十二條の二の規定により政府が新法附則第二十条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合には、旧法附則第二十条第二項において準用する旧法第四十二條の二の規定に基づく国会の議決を経た金額（平成十年度に係るものに限る。）の範囲内においても、これを行うことができる。

第五条 新法附則第二十二條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利の取得をする場合における同項に規定する登記に係る登録免許税

について適用し、施行日前に旧法附則第二十二
条第一項に規定する協定に基づく譲受け等によ
り不動産に関する権利の取得をした場合におけ
る同項に規定する登記に係る登録免許税につい
ては、なお従前の例による。

第六条 第一条の規定の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過
措置は、政令で定める。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）
第十六条 第二条の規定の施行の日前に同条の規
定による改正前の預金保険法（以下「旧法」と
いう。）附則第六条の三第一項の規定によるあ
つせんがされた特定合併（同項に規定する特定
合併をいう。）に関し機構が行う同条から旧法
附則第六条の八までの規定による資金援助及び
旧法附則第七条第一項の規定による業務につい
ては、なお従前の例による。

第十七条 第二条の規定の施行前にした行為及び
前条の規定によりなお従前の例によることとさ
れる事項に係る第二条の規定の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

第十八条 前二条に定めるもののほか、第二条の
規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定
める。

**附則（平成二十一年七月一六日法律第八
七号）抄**

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五
条、節名並びに二款及び款名を加える改正規
定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分
（両議院の同意を得ることに係る部分に限る
。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第
九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項
に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定
（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に
係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の
規定（市町村の合併の特例に関する法律第六
条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部
分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第
十二条、第五十九條ただし書、第六十条第四

項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第
百五十七條第四項から第六項まで、第六六十
条、第六十三條、第六十四條並びに第二
百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ
の法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する国、
他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則
第六十一条において「国等の事務」という。）
は、この法律の施行後は「国等の事務」という
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。）の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為（以下この条において
「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為（以下こ
の条において「申請等の行為」という。）で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二条から前条までの規定又は改正
後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。）の経過措置に関する規定に定めるものを
除き、この法律の施行の日以後における改正後
のそれぞれの法律の適用については、改正後の
それぞれの法律の相当規定によりされた処分等
の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律
の規定により国又は地方公共団体の機関に対し
報告、届出、提出その他の手続をしなければならない
事項で、この法律の施行の日前にその手
続がされていなくても、この法律及びこ
れに基づく政令に別段の定めがあるものと
みなす。これを、改正後のそれぞれの法律の相当
規定により国又は地方公共団体の機関に
対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ
ればならない事項についてその手続がされてい
ないものとみなして、この法律による改正後の
それぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）
第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係
る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下
この条において「処分庁」という。）に施行日
前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以
下この条において「上級行政庁」という。）があ
つたものについての同法による不服申立てに
ついては、施行日以後においても、当該処分
庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、
行政不服審査法の規定を適用する。この場合に
おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる
行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政
庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
当該機関が行政不服審査法の規定により処理す
ることとされる事務は、新地方自治法第二条第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

（罰則に関する経過措置）
第六十三條 この法律の施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十四條 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に
関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号
に規定する第一号法定受託事務については、で
きる限り新たに設けることのないようにすると
ともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと
及び新地方自治法に基づく政令に示すものにつ
いては、地方分権を推進する観点から検討を加
え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及
び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、
国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税
財源の充実確保の方途について、経済情勢の推
移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。

**附則（平成二十一年八月二三日法律第一
二五号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

**附則（平成二十一年二月二二日法律第
一六〇号）抄**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日

二 第三章（第三章を除く。）及び次条の規定
平成十二年七月一日

**附則（平成二十二年五月三十一日法律第九
一号）抄**

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律
（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施
行する。

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律
（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施
行する。

（施行期日）

**附則（平成二十二年五月三十一日法律第九
三号）抄**

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第一項の規定 公布の日

二 附則第二条、第三条、第四条及び第五条並びに
附則第十八條、第十九條、第二十三條及び第
二十四條の規定 公布の日から起算して、一
月を超えない範囲内において政令で定める日

三 略

四 附則第十条第一項、第十四條及び第二十二
條の規定（中央省庁等改革関係法施行法第五
十三條の改正規定を除く。） 平成十三年一月
六日

（経過措置）

第二条 前条第二号の政令で定める日（以下「政
令で定める施行日」という。）前に第一条の規
定による改正後の預金保険法（以下「新預金保
險法」という。）第四十九條第二項に規定する
保険事故が発生している連合会（新預金保険法
第二条第一項第六号から第八号までに掲げる者
をいう。以下この条及び次条において同じ。）
その他これに準ずるものとして政令で定める連
合会については、新預金保険法の規定は適用し
ない。

2 前項の連合会のうち、政令で定める施行日以
後にその事業及び財産の状況が再び正常になつ
たと認められるもので、内閣総理大臣及び財務

大臣（労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）が指定するものについては、その指定をした日から、新預金保険法の規定を適用する。

第三条 連合会は、新預金保険法第五十条第一項の規定にかかわらず、政令で定める施行日から起算して一月以内に、政令で定める施行日を含む事業年度において納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、新預金保険法第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「預金保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十三号）第一条の規定の施行の日」と、「月数」とあるのは「月数」のうち同日を含む月以後の月数」とする。

第四条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、政令で定める施行日前に、第一条の規定による改正前の預金保険法（以下「旧預金保険法」という。）附則第七条第一項に規定する協定銀行（次項において「協定銀行」という。）との間で新預金保険法附則第七条第一項の規定の例による協定（以下「新協定」という。）を、政令で定める施行日以後その効力が生ずるものとして締結するものとする。この場合において、旧預金保険法附則第七条第一項の規定により締結された協定（次項において「旧協定」という。）は、政令で定める施行日以後その効力を失うものとする。

2 前項の場合において、政令で定める施行日前に旧協定の定めにより協定銀行が行った旧預金保険法附則第八条第一項第一号の申込み、協定銀行と機構との間で締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約、機構がした同項第三号から第五号までの承認並びに協定銀行がした同項第八号の委託とみなす。

第五条 第六条の規定による改正後の預金保険法（次条並びに附則第七条、第九条及び第十條において「新々預金保険法」という。）第四十條第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に

係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

第六条 新々預金保険法第五十四条及び新々預金保険法附則第六條の二の規定は、施行日以後に発生する新々預金保険法第四十九條第二項に規定する保険事故（以下この条及び附則第九條において「保険事故」という。）に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

第七条 新々預金保険法第三章第四節の規定は、施行日以後に新々預金保険法第六十四條第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前に第六條の規定による改正前の預金保険法第六十四條第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

第八条 施行日前に第六條の規定による改正前の預金保険法第六十八條第一項に規定する緊急性の認定が行われた場合における当該認定に係る合併又は営業譲渡等については、なお従前の例による。

第九条 新々預金保険法第四章の規定及び新々預金保険法附則第十七條の規定は、施行日以後に発生した保険事故に係る預金等債権（新々預金保険法第七十條第一項に規定する預金等債権をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る預金等債権については、なお従前の例による。

第十条 機構は、施行日前に、第六條の規定による改正前の預金保険法附則第七條第一項に規定する協定銀行（次項において「協定銀行」という。）との間で新々預金保険法附則第七條第一項の規定の例による協定（次項において「新々協定」という。）を、施行日以後その効力が生ずるものとして締結するものとする。この場合において、第六條の規定による改正前の預金保険法附則第七條第一項の規定により締結された協定は、施行日以後その効力を失うものとする。

2 前項の場合において、施行日前に第六條の規定による改正前の預金保険法附則第七條第一項の規定により締結された協定の定めにより協定銀行が行った第六條の規定による改正前の預金保険法附則第八條第一項第一号の申込み、協定

銀行と機構との間で締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約、機構がした同項第三号から第五号までの承認並びに協定銀行がした同項第八号の委託は、協定銀行と機構との間で新々協定に基づき別途の取扱いをするものを除き、それぞれ、新々協定の定めにより協定銀行が行った新々預金保険法附則第八條第一項第一号の申込み、協定銀行と機構との間で締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約、機構がした同項第三号から第五号までの承認並びに協定銀行がした同項第八号の委託とみなす。

3 新々預金保険法附則第八條第一項第二号の二及び第十條の二の規定は、施行日以後に生じた新々預金保険法附則第八條第一項第二号の二に規定する利益及び新々預金保険法附則第十條の二に規定する損失について適用し、施行日前に生じた当該利益及び損失については、なお従前の例による。

第二十三條 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第二十四條 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九十號）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第四十八條の規定は、預金保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十三号）第六條の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

第六十四條 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第六十五條 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一三年三月三〇日法律第七十號）抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年六月二七日法律第七十號）抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一三年六月二九日法律第八十號）抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

第二十四條 前条の規定による改正後の預金保険法第五十四條の二の規定は、施行日以後に発生する預金保険法第四十九條第二項に規定する保険事故（以下この条において「保険事故」という。）に係る保険金について適用し、施行日前

に発生した保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年一月九日法律第一一七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年六月二二日法律第六五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年七月三日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月二二日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年二月一八日法律第一七五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 金融機関（この法律による改正後の預金保険法（以下「新預金保険法」という。）第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が、新預金保険法第五十条の規定により平成十五年四月一日に開始する営業年度（同条第一項に規定する営業年度をいう。以下同じ。）に納付する次の各号に掲げる保険料の額は、新預金保険法第五十一条第一項及び第五十一条の二第一項の規定（次条及び附則第四条において「保険料計算規定」という。）にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

一 一般預金等（新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされるもの及び新預金保険法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金に該当するものを除く。次条第一号において同じ。）に係る保険料 平成十五年三月三十一日に終了する営業年度の各日におけるその他預金等（新預金保険法附則第六条の二第二項第二号に規定するその他預金等をいう。）の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率（新預金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率をいう。次条第一号及び附則第四条第一号において同じ。）を乗じて得た金額

二 決済用預金（新預金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決

済用預金とみなされる一般預金等及び新預金保険法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金を含む。次条第二号において同じ。）に係る保険料（新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金に係る保険料とみなされる特定決済債務に係る保険料を含む。次条第二号及び附則第四条第二号において同じ。） 平成十五年三月三十一日に終了する営業年度の各日における特定預金（新預金保険法附則第六条の二第一項第一号に規定する特定預金をいう。）の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、新預金保険法第五十一条の二第二項に規定する率を乗じて得た金額

第三条 特定決済債務（新預金保険法第六十九条の二第二項に規定する特定決済債務をいう。第二号及び次条において同じ。）について各日においてその額を計算することが困難なものであるとして内閣総理大臣の承認を受けた金融機関が、新預金保険法第五十条の規定により平成十六年四月一日に開始する営業年度に納付する次の各号に掲げる保険料の額は、保険料計算規定にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

一 一般預金等に係る保険料 平成十六年三月三十一日に終了する営業年度の各日における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率を乗じて得た金額

二 決済用預金に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、新預金保険法第五十一条の二第二項に規定する率を乗じて得た金額

イ 平成十六年三月三十一日に終了する営業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額

ロ 平成十六年三月三十一日に終了する営業年度の各日における特定決済債務の額の合計額を平均した額に準ずる額として政令で定めるところにより計算した額

第四条 一般預金等（新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預

金とみなされるものを除く。第一号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第一号において「要調整一般預金等」という。）、決済用預金（新預金保険法第五十一条の二第二項に規定する決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等を含む。第二号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第二号において「要調整決済用預金」という。）及び特定決済債務について各日においてその額を計算することが困難なものであるとして内閣総理大臣の承認を受けた金融機関が、新預金保険法第五十条の規定により平成十七年四月一日に開始する営業年度からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日の属する営業年度（会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日以後にあつては、事業年度。以下この条及び次条において同じ。）までの間の営業年度に納付する次の各号に掲げる保険料の額は、保険料計算規定にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

一 一般預金等に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率を乗じて得た金額

イ 当該営業年度の直前の営業年度の各日における要調整一般預金等以外の一般預金等の額の合計額を平均した額

ロ 当該営業年度の直前の営業年度の各日における要調整一般預金等の額の合計額を平均した額に準ずる額として政令で定めるところにより計算した額

二 決済用預金に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、新預金保険法第五十一条の二第二項に規定する率を乗じて得た金額

イ 当該営業年度の直前の営業年度の各日における要調整決済用預金以外の決済用預金の額の合計額を平均した額

ロ 当該営業年度の直前の営業年度の各日における要調整決済用預金及び特定決済債務の額の合計額を平均した額に準ずる額として政令で定めるところにより計算した額

第五条 前三条の営業年度の各日は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項

（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第七号、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第八十九條第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四條第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を含まないものとする。

第六條 新預金保険法第五十四條から第五十四條の三まで及び第六十九條の二の規定は、施行日以後に発生する保険事故（新預金保険法第四十九條第二項に規定する保険事故をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

第七條 新預金保険法附則第六條の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金に係る平成十七年三月三十一日までに発生した保険事故に係る保険金の額については、当該特定預金は、平成十七年四月一日以後も決済用預金とみなす。この場合における新預金保険法第五十四條の二第一項の規定の適用については、同項中「元本の額（その額とあるのは、元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額」とする。（権限の委任）

第八條 内閣総理大臣は、附則第三條及び第四條の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができ、（罰則の適用に関する経過措置）

第九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十條 附則第二條から第七條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）次条第八項並びに附則第三條第八項、第五條第八項、第十六項及び第二十一項、第八條第三項並びに第十三條において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）
第九條 施行日前に決済債権者（金融機関（第八十八條の規定による改正後の預金保険法（以下

この条において「新預金保険法」という。）第二條第一項に規定する金融機関をいう。以下この条において同じ。）に対して決済債務（新預金保険法第六十九條の二第一項に規定する決済債務をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を有する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得した者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）につき当該金融機関に対する他の決済債務の負担の原因が生じた場合における決済債権者による相殺及び施行日前に金融機関に対して決済債務を負担する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務を引き受けた者を含む。以下この条において同じ。）につき決済債務に係る債権の取得の原因が生じた場合における当該他の金融機関による相殺については、新預金保険法第六十九條の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用等に関する経過措置）
第十二條 施行日前にした行為並びに附則第二條第一項、第三條第一項、第四條、第五條第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六條第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十四條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二九号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二條 改正後の預金保険法（以下「新法」という。）第六十八條の二（新法第六十九條第四項及び第六百一十條第七項において準用する場合を含む。）又は第六百八條の二（新法第六百八條の三第八項において準用する場合を含む。）の規定は、

この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に行われる株式交換等（新法第六十八條の二第一項に規定する株式交換等又は新法第六百八條の二第一項に規定する株式交換等をいう。以下この項において同じ。）については、適用し、同日前行われた株式交換等については、なお従前の例による。

2 新法第六十八條の三（新法第六十九條第四項及び第六百一十條第七項において準用する場合を含む。）又は第六百八條の三の規定は、施行日以後に行われる組織再編成（新法第六十八條の三第三項に規定する組織再編成又は新法第六百八條の三第一項に規定する組織再編成をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前行われた組織再編成については、なお従前の例による。

第三條 この法律の施行の際現に改正前の預金保険法（以下この条において「旧法」という。）第五百五條第三項の規定に従い預金保険機構が旧法第二條第九項に規定する株式等の引受け等を行った銀行等（同条第五項第五号に規定する銀行等をいう。以下この条において同じ。）であつて、当該銀行等が行った株式交換又は株式移転により当該銀行等の完全親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二條第一項に規定する完全親会社をいう。）となつた銀行持株会社等（旧法第二條第五項第一号又は第三号に掲げる者をいう。）の子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第八項に規定する子会社又は長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三條の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）であるものに対する新法第六十八條の二及び第六百八條の三の適用については、この法律の施行の際に新法第六十八條の二第一項の認可を受けて株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）を行ったものとみなす。この場合において、当該銀行等が当該銀行持株会社等と連名で旧法第五百五條第二項に規定する経営の健全化のための計画を内閣総理大臣に提出しているときは、当該銀行等（当該銀行持株会社等を含む。）は、この法律の施行の際に新法第六十八條の二第三項の規定により同項に規定する経営健全化計画を提出したものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十條 附則第二條、第三條及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年一月二日法律第一四七号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）
第二百一十條 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第二百二十二條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二百二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一月二日法律第一〇二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二條中租税特別措置法第八十四條の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四條中証

附則（平成一七年一月二日法律第一〇二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）
第二百一十條 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一七年一月二日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
（処分等の効力）

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月一日法律第七五号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一八年二月二五日法律第一〇九号）抄
この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三条から第二十二條まで、第二十五条から第三十條まで、第一百一条及び第一百二條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）
第七十条 株式会社商工組合中央金庫が、預金保険法第五十條第一項の規定により施行日を含む事業年度に納付する保険料については、同項ただし書の規定は、適用しない。

（処分等に関する経過措置）
第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二三年三月三十一日法律第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の公布の日から施行する。

附則（平成二三年五月二〇日法律第四五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十八條の三の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三三号）抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年二月二日法律第一四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ 第二条中法人税法第三十一条の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十七條の二の改正規定、同法第五十八條の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十六條の改正規定、同法第七十二條第三項の改正規定（「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に、「第五十八條第二項及び第五項」に改める部分に限る）、同法第八十條の改正規定、同法第八十一條の九の改正規定、同法第八十一條の十二の改正規定及び同法第一百四十三條の改正規定並びに附則第十條、第十三條、第十四條、第十九條、第二十二條、第九十七條及び第九十九條の規定

（罰則に関する経過措置）
第四百四條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）
第四百四條の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五百五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年六月一九日法律第四五五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七條の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八條第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八條の三、第九十九條の六、第二百二十五條第十四号並びに第二百七條第一項第二号及び第二項の改正規定、第三條の規定、第四條中農業協同組合法第十一條の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五條のうち水産業協同組合法第十一條の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八條の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二條の改正規定を除く。）、第十四條のうち銀行法第十三條中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二條の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五條の規定、第十九條のうち農林中央金庫法第五十八條中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一條中信託業法第九十一條、第九十三條、第九十六條及び第九十八條第一項の改正規定、第二十二條の規定並びに附則第三十條（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三號）第二十三條第二項の改正規定に限る。）、第三十一條（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三號）第七條第二項の改正規定に限る。）、第三十二條、第三十六條及び第三十七條の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法第七十九條の四十九第一項、第七十九條の五十三第四項及び第五項、第七十九條の五十五第二項並びに第八十五條の十六の改正規定、第十三條の規定、第十六條中保険業法第二百四十條の六第一項、第二百四十一條第一項、第二百四十九條第一項、第二百四十九條の二第一項及び第五項、第二百四十九條の三並びに第二百六十五條の二十八第一項の改正規定、第十七條の規定（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五條第三項の改正規定を除く。）、第二十条の規定並びに附則第十七條から第十九條まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十九條（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三號）第三

十一條の改正規定に限る。）、第三十條（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十三條第二項の改正規定を除く。）、第三十一條（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第七條第二項の改正規定を除く。）、第三十三條及び第三十四條の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定、以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十七條 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十八條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月二七日法律第九一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三條の二、第二百三條の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第二百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イからチまで 略

リ 第十六條の規定並びに附則第一百二十二條から第一百三十條まで、第四百十一條、第四百十七條、第四百十八條の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一號）附則第九十五條第一項の改正規定及び同法附則第一百二條の改正規定を除く。）、第五百十條（地方自治法第二百六十條の第二十六項の改正規定を除く。）、第五百五十八條及び第六百六十六條の規定

（罰則に関する経過措置）

第七十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定、以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年三月三十一日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年五月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四十四條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの

法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があるとき、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日

（政令への委任）

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（の謄本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く）、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百十一條第一項第三号

の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百五十一條第四項の改正規定を除く）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日